

医道審議会保健師助産師看護師分科会 議 事 次 第

日時：令和4年11月28日（月）
14：00～16：00
場所：オンライン開催
厚生労働省仮設第4会議室

【議事】

1. 保健師、助産師及び看護師国家試験における不正行為に関する保健師助産師看護師法施行規則の一部改正について（報告）
2. 看護師養成所2年課程（通信制）の入学要件見直しについて

【資料】

- 資料1 保健師、助産師及び看護師国家試験における不正行為に関する保健師助産師看護師法施行規則の一部改正について
- 資料2 看護師養成2年課程（通信制）の入学要件見直しについて
- 参考資料1 保健師助産師看護師学校養成所指定規則 平成28年度改正時の新旧対照表
- 参考資料2 保健師助産師看護師学校養成所指定規則
- 参考資料3 看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン 平成28年改正時の新旧対照表
- 参考資料4 看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン



看護師養成所 2 年課程(通信制) の入学要件見直しについて

1. 見直しの経緯
2. 制度の概要
3. 通信制の現状について
4. 研究・調査結果の概要

1

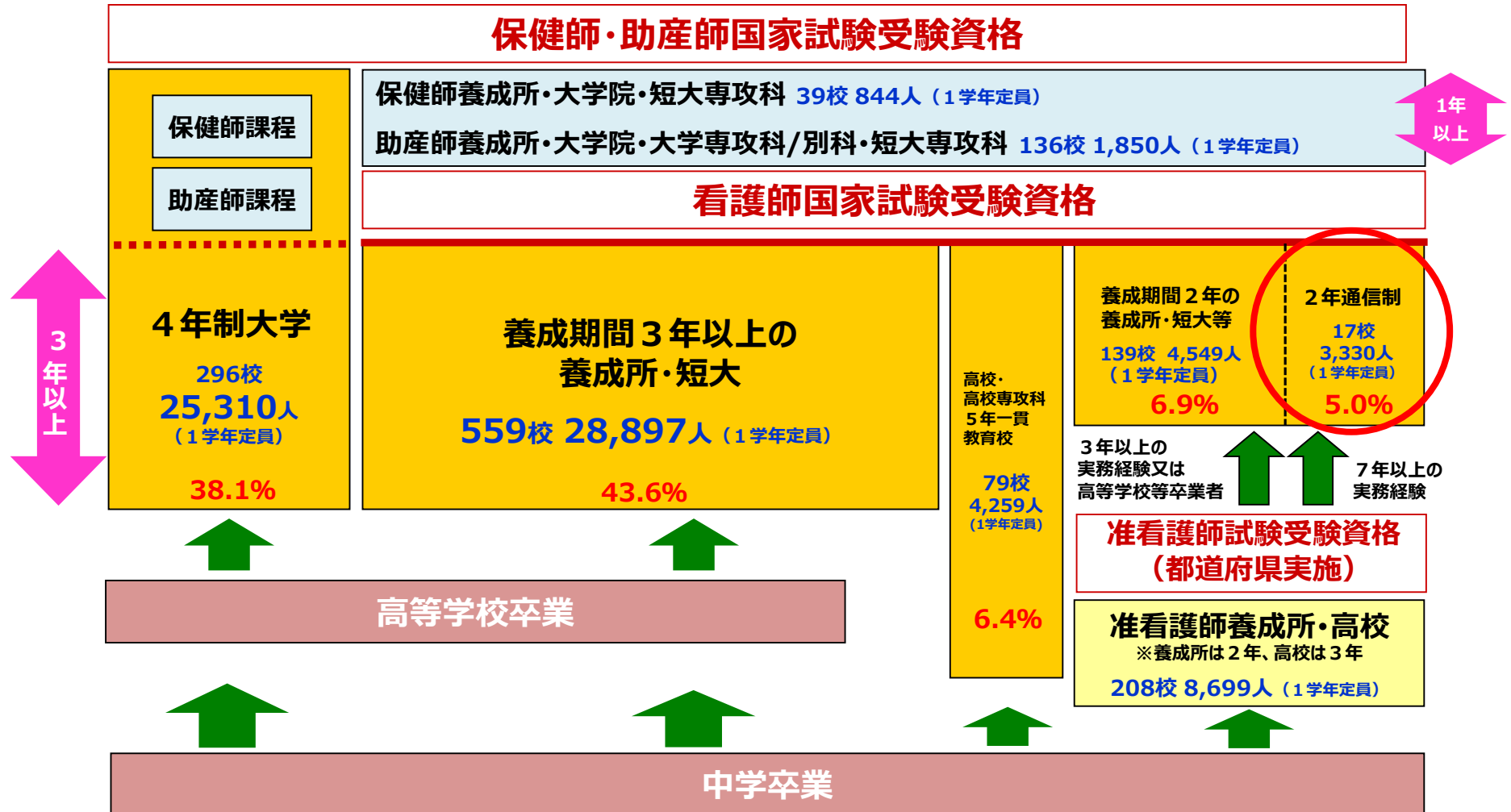
見直しの経緯

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

看護教育制度（概念図）



平成27年国家戦略特別区域諮問会議

○ 平成27年国家戦略特別区域諮問会議において、通信制の入学要件緩和が提案され、規制改革事項として追加されたことを受けて、医道審議会保健師助産師看護師分科会に諮られた。

提案内容

- 准看護師を看護師に養成するための学校・養成所の指定の要件である「通信制の課程においては、免許を得た後十年以上業務に従事している准看護師であることを入学又は入所の資格とするものであること。」という要件を緩和し、5年又は3年以上業務に従事している准看護師を入学の資格にできるようにする。

審議結果

- 激変緩和措置として就業経験年数を10年以上から7年以上に短縮。

(検討)

2 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、この省令の施行後、この省令による改正後の保健師助産師看護師学校養成所指定規則第四条第二項に規定する看護師学校養成所に入学又は入所する学生又は生徒の数の動向、今後の看護師学校養成所の教育の内容の見直しの状況等を勘案し、同項第一号ただし書に規定する通信制の課程における准看護師の入学又は入所の資格について、准看護師の免許を得た後五年以上業務に従事していることとすることを含めて検討を加え、その結果に基づいて、この省令の施行後三年を目途に必要な見直しを行うものとする。

平成27年度保健師助産師看護師分科会における主なご意見

○ 平成27年12月に2回にわたって分科会が開催された。分科会における主なご意見は下記の通り。

1 就業経験年数の短縮について

- ・ 看護の機能として色々な人とコミュニケーションがとれて業務にあたることは、10年でなくても5年で出来るようになる。
- ・ 勉強するなら早いうちが良く、何年働いたからよいということはないので、5年で良いのではないか。
- ・ 入学要件の就業経験年数短縮については、就業している准看護師の看護師へ早期の移行を促進することにつながることから必ずしも反対ではない。
- ・ 対面（による授業）や実習の充実があれば5年でも良い。
- ・ 実務経験（入学要件）を見直すことで5年、4年でも良い。
- ・ 大きく制度を変えると通学制の2年課程に影響が出る。受験者の状況をみて徐々に変えていった方がよい。まずは7,8年。何年から5年にするというのを打ち出すのではなく、（2年課程全体の）受験者の状況をみて検討していくべき。

2 入学要件の見直しに伴う対応・教育の充実について

- ・ 通信制の今のカリキュラムのままでは難しい。カリキュラムの変更は必要である。教育内容を充実させる必要がある。
- ・ 通信課程で大事なことは実践の場で考えさせる論理的思考や系統的思考力をいかにイメージ学習できるかであり、対象がいる実習場所で看護力に気づかせることが大事である。
- ・ 業務経験年数を短縮するのであれば、相応の教員の増員が必要ではないか。
- ・ 就業場所や就業経験を限定するのはよくない。
- ・ 就業経験を十分に確認し、入学可否を判断すべきである。
- ・ 全日制・定時制とのバランスも考えながら、カリキュラムを見直し、看護教育の質を担保する必要がある。

教育体制の見直しの内容

○就業経験年数を短縮するにあたり、教育の質を担保する観点から体制等についても見直しを行った。

面接授業日数の追加（10日間）

- | | | | |
|---|--------------|---|-------------------|
| • | (旧) | | (新) |
| | 24日間（8領域×3日） | → | 34日間（8領域×3日+10日間） |

※ 下記①～③の内容を参考に追加の面接授業を行う

- ① 根拠に基づいた看護を実践するための問題解決プロセスを学ぶ内容
- ② 対象の理解と看護実践の基礎となる技術を習得し、理論と実践を統合して学ぶ内容
- ③ 効果的なコミュニケーションについて学ぶ内容

専任教員の定数の増員（3人）

- | | | |
|---|------|---------|
| • | (旧) | (新) |
| | 7人以上 | → 10人以上 |

入学生の業務従事期間確認の留意点を明示

- 2年課程（通信制）の入学生の業務従事期間を確認する際は、看護実践能力等、学生の学習準備状況を十分に把握するために、准看護師としてのこれまでの就業形態、就業場所、就業日数・時間について総合的に確認すること。（「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」第4 学生に関する事項）

制度の概要

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

看護師 2 年課程（通信制）創設及び見直しまでの経緯

准看護師の看護師への移行のため
2 年課程の促進

昭和62年 4月 「看護制度検討会報告書」

- 准看護婦養成所の看護婦養成所への移行を促進
- 看護師養成所（2 年課程）の増設を進める

平成5 年 6月 「看護婦 2 年課程検討会報告書」

- 看護婦養成所 2 年課程の状況と改善方法
- 看護師 2 年課程（通信制）の導入の検討

平成6 年 3月 「看護婦 2 年課程通信制検討会報告書」

看護師 2 年課程（通信制）の導入

- 看護師等養成所の運営に関する指導要領・手引き（平成 8 年 1 月改正・施行）
- ✓ 対象者：他の 2 年課程と同様（62 単位 2100 時間）
- ✓ 理論学習：テキスト学習・添削指導・スクーリング
- ✓ 技術学習：従来どおりの臨地実習（16 単位 720 時間）

養成所の申請なし

平成6 年 1 2 月

「少子・高齢社会看護問題検討会報告書」

- 准看護婦養成所の看護婦養成所への移行支援
- 看護婦 2 年課程の拡充や通信衛星等を活用した教育の推進

平成8 年 12 月

「准看護婦問題調査検討会報告書」

- 現行の 2 年課程を見直し、勤務年数を考慮して実習時間を免除したり、衛星放送等を活用して働きながら学習することのできるシステム等、教育のレベルを確保しながら、准看護師が看護師の資格を得るための方策を検討すべきである。

平成11 年 4 月 「准看護婦の移行教育に関する検討会報告書」

- 就業経験の長い准看護師に対する移行教育の検討を実施
- ✓ 対象者：就業経験 10 年以上の准看護師（31 単位 930 時間）
- ✓ 5 年の時限措置として実施
- ✓ 理論学習：放送大学を活用
- ✓ 技術学習：移行教育所（仮称）において実施
- 国は、移行教育の開始の時期については関係者と十分な協議を行う

実施されず

平成15 年 3 月

- 業務に従事している准看護師が業務を継続しながら通学し、看護師資格を得るための教育の拡大を図るために創設

「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」改正

「看護師等養成所の運営に関する指導要領について」等改正

- ✓ 入学要件の就業経験年数を **10 年以上** に設定
- ✓ 放送大学等の取得単位の認定
- ✓ 10 年以上の就業経験を有する准看護師は十分な実技能力を有していることから、臨地実習を紙上事例演習、面接授業、病院見学実習に置き換え
- ✓ 専任教員等の配置基準等の見直し

平成16 年 4 月 看護師養成 2 年課程（通信制）開始

平成27 年 12 月

- 国家戦略特区の提案を受け、入学要件である就業経験年数を **10 年以上** → **7 年以上** に短縮

平成28 年 8 月

「保健師助産師看護師学校指定規則」「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」改正

- ✓ 入学要件の就業経験年数を **7 年以上** に設定
- ✓ 専任教員の定数増
- ✓ 面接授業の日数を 10 日間追加

平成30 年 4 月 施行

看護師養成2年課程の概要

看護師2年課程（全日制・定時制）

昭和32年7月に創設 129校・4264人(1学年定員)
※令和3年4月時点

<入学要件>

- ・ 免許を得た後3年以上業務に従事している准看護師（中学校を卒業している者）
- 又は
- ・ 高等学校もしくは中等教育学校を卒業している准看護師

講義

基礎分野
専門基礎分野
専門分野

対面授業による
講義・演習

52単位

臨地実習

16単位

約720時間
120日間
※ 1単位45時間

臨地における
実習

対面授業である講義と演習、病院・診療所・介護保険施設・訪問看護ステーションなどの看護実践の場で行う臨地実習で構成されている。

講義＋臨地実習
68単位

看護師2年課程（通信制）

平成16年4月に創設 17校・3330人(1学年定員)
※令和3年4月時点

<入学要件>

- ・ 免許を得た後7年以上業務に従事している准看護師

講義

基礎分野
専門基礎分野
専門分野

通信学習
印刷教材による授業
放送授業

52単位

臨地実習

16単位

紙上事例演習
(24事例程度)
病院見学実習(16日)
面接授業(24日) ±10日

7年以上の就業経験を有する准看護師は、十分な実技能力を有していると考えられることから、通信学習や紙上事例演習、病院見学実習及び面接授業により実践の能力の統合を図ることができる。

看護師養成2年課程（通信制）における現行の教育内容

講義 52単位

教育体制：専任教員10人以上、添削指導員10人以上

基礎分野・専門基礎分野・専門分野

通信学習

※定期的に添削等による指導を行う

印刷教材による授業

印刷教材を送付若しくは指定し、主としてこれにより学修させる授業

放送授業

放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる授業（放送大学の利用含む）



臨地実習 16単位

（2単位×8領域）

専門分野（基礎・成人・老年・小児・母性・精神・在宅・統合）

8領域それぞれ下記の2単位を実習する

※ただし、成人看護学、老年看護学については、教育内容ごとの構成としなくても差し支えない。

1単位

紙上事例演習（3事例）

文章で示された架空の患者（ペーパーパシエント）について、学生自身が看護の展開についてのレポートを作成し、問題解決能力、応用力、判断力に関する内容を学習する



1単位

病院見学実習（2日）

学生自身が業務に従事していた経験を踏まえて病院の看護提供のあり方を見学し、自らの看護実践に関する考察を深める

面接授業（3日）

学生が養成所に通学し、専任教員と対面し直接指導を受けて、通信学習で学んだ知識と紙上事例演習、病院見学実習で学んだ実践能力の統合を図る



面接授業（10日追加）

- ① 根拠に基づいた看護を実践するための問題解決プロセスを学ぶ内容
- ② 対象の理解と看護実践の基礎となる技術を習得し、理論と実践を統合して学ぶ内容
- ③ 効果的なコミュニケーションについて学ぶ内容

3

通信制の現状について

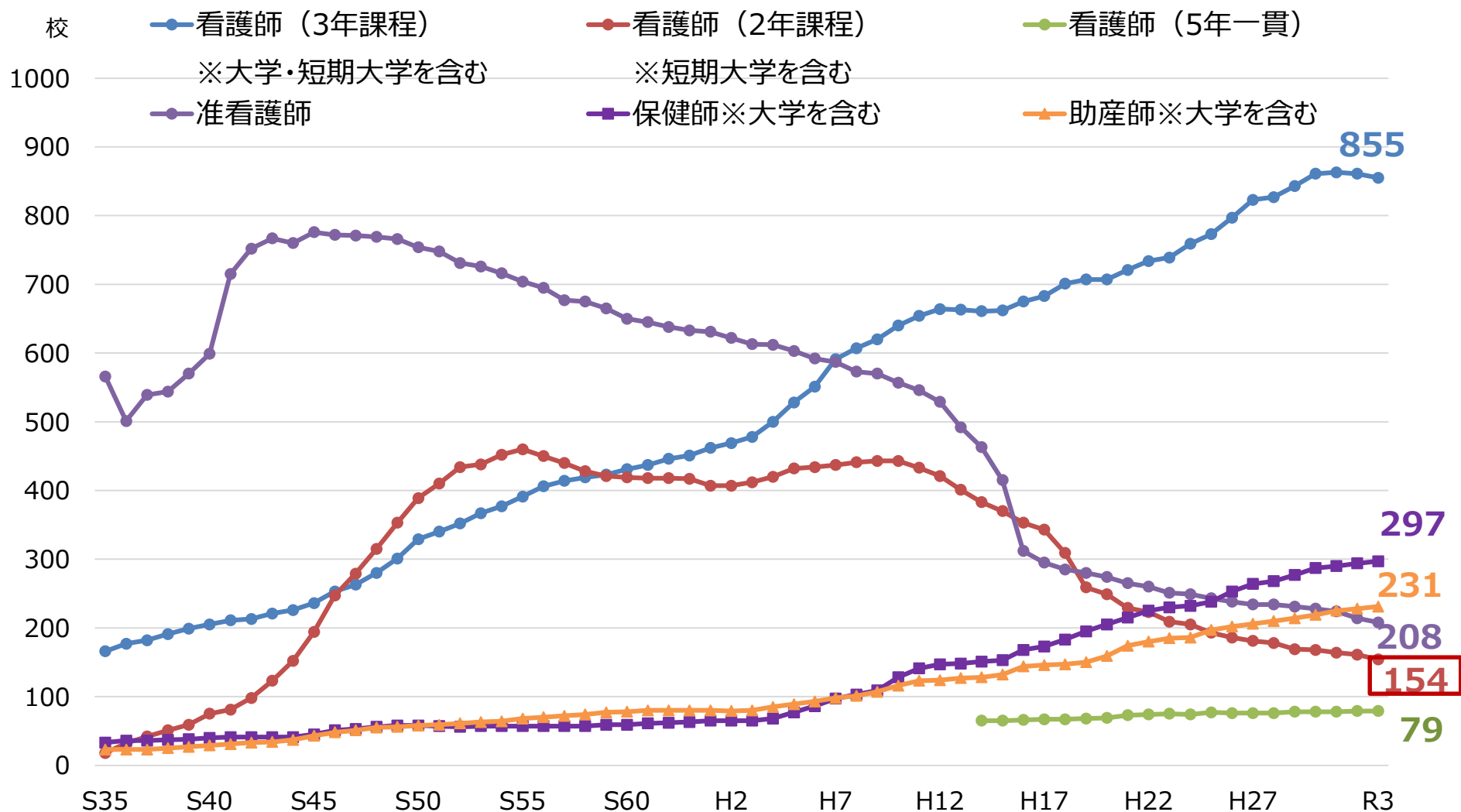
ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

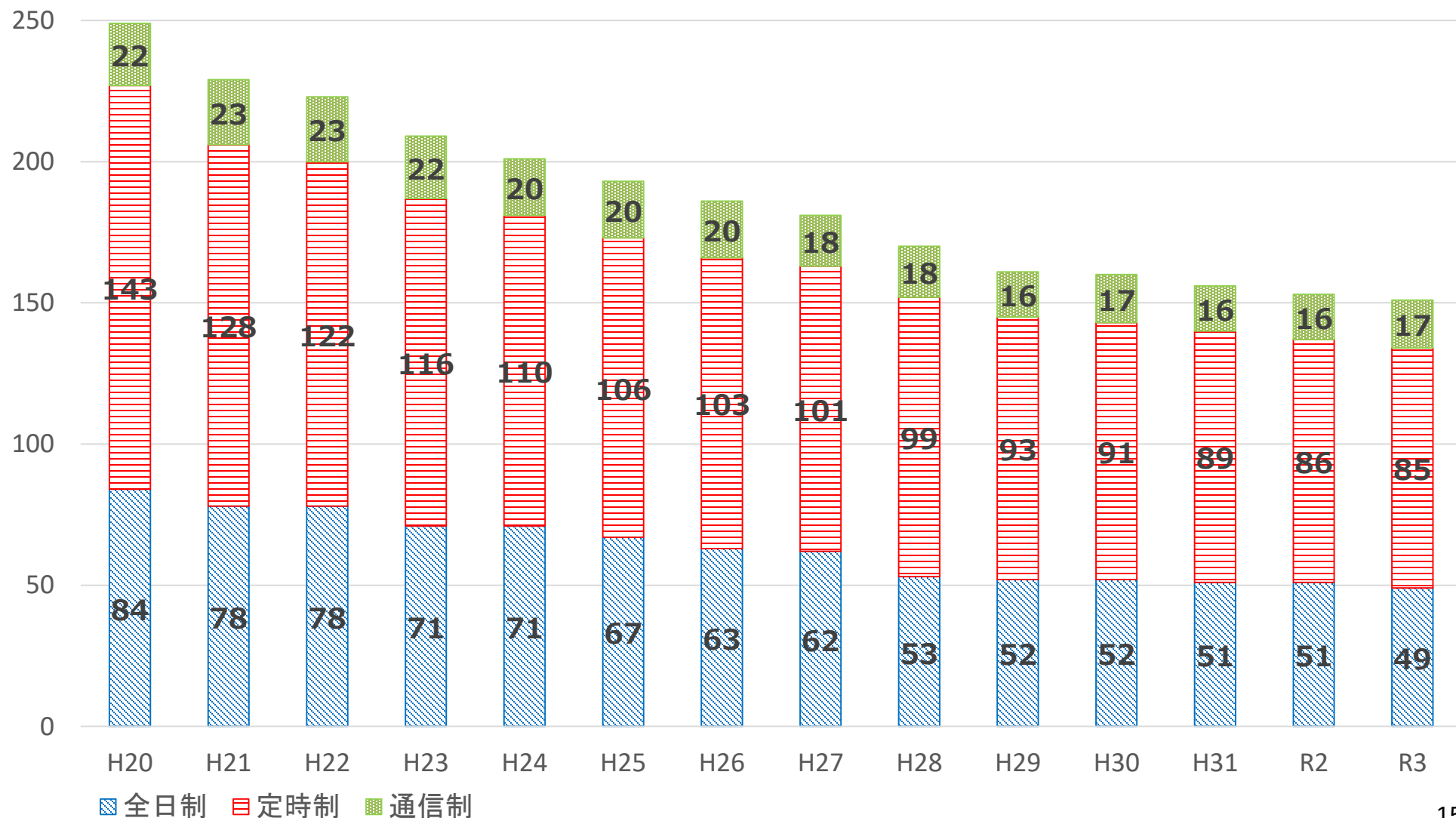
看護師等学校養成所施設数の推移

○看護師養成2年課程の学校養成所数は、准看護師養成所の減少に伴い減少傾向にある。



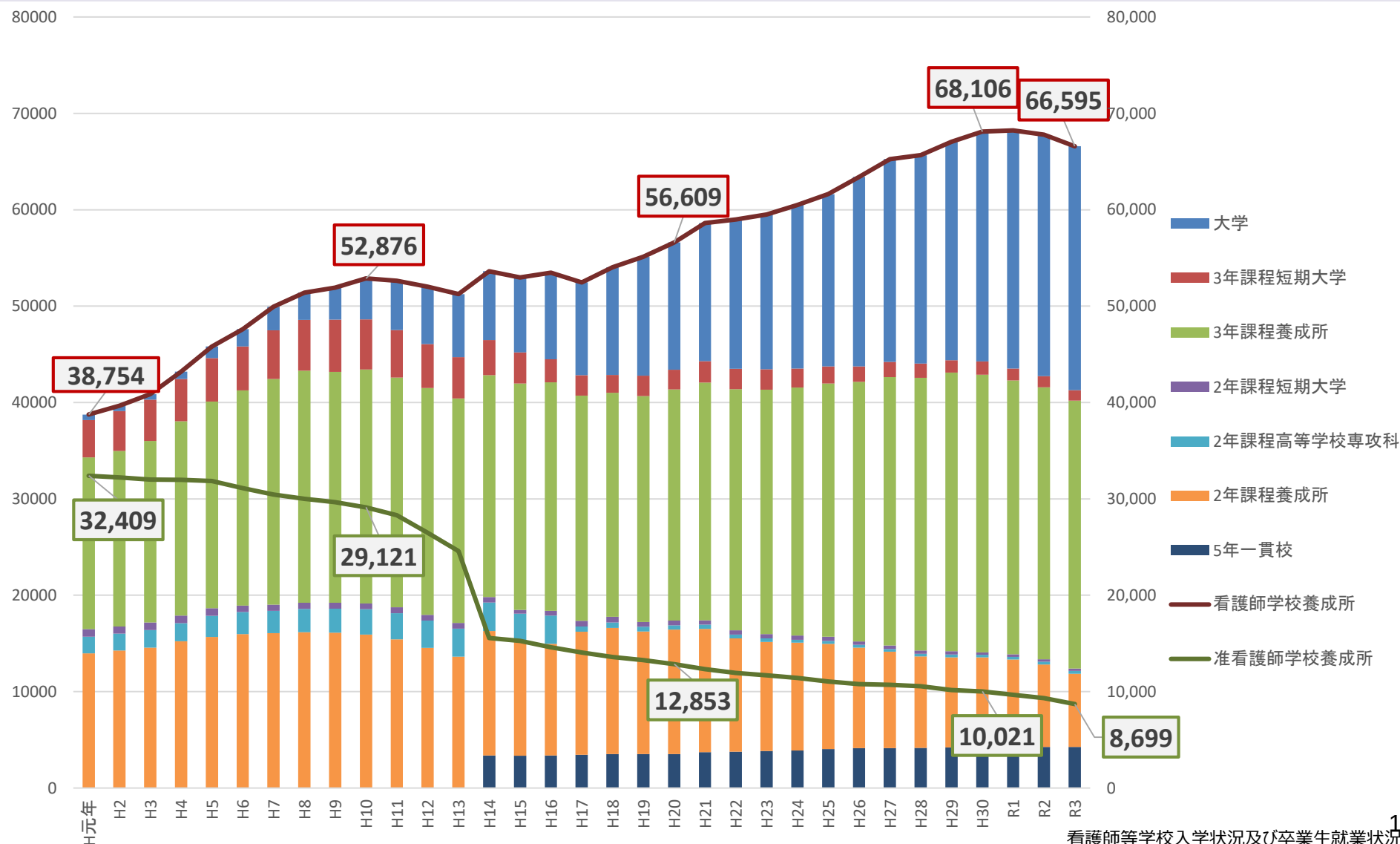
看護師2年課程学校養成所課程数の推移（通学形態別）

○全日制、定時制、通信制のいずれの課程も減少傾向にある。



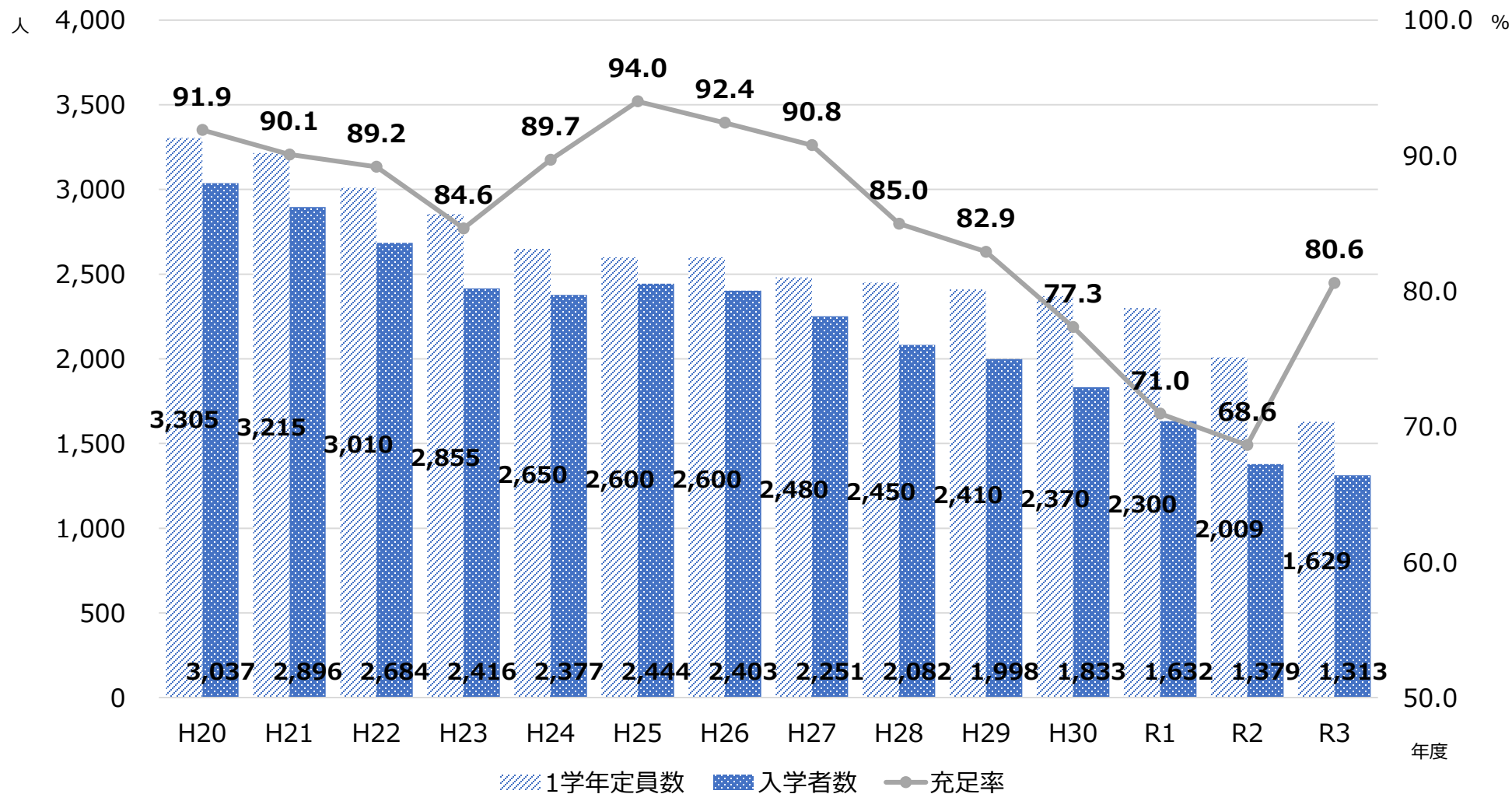
看護師および准看護師学校養成所の1学年定員の推移

○准看護師学校養成所の定員数は減少傾向にあり、それに併せて2年課程の定員数も減少している（令和3年4月時点で7594名）。



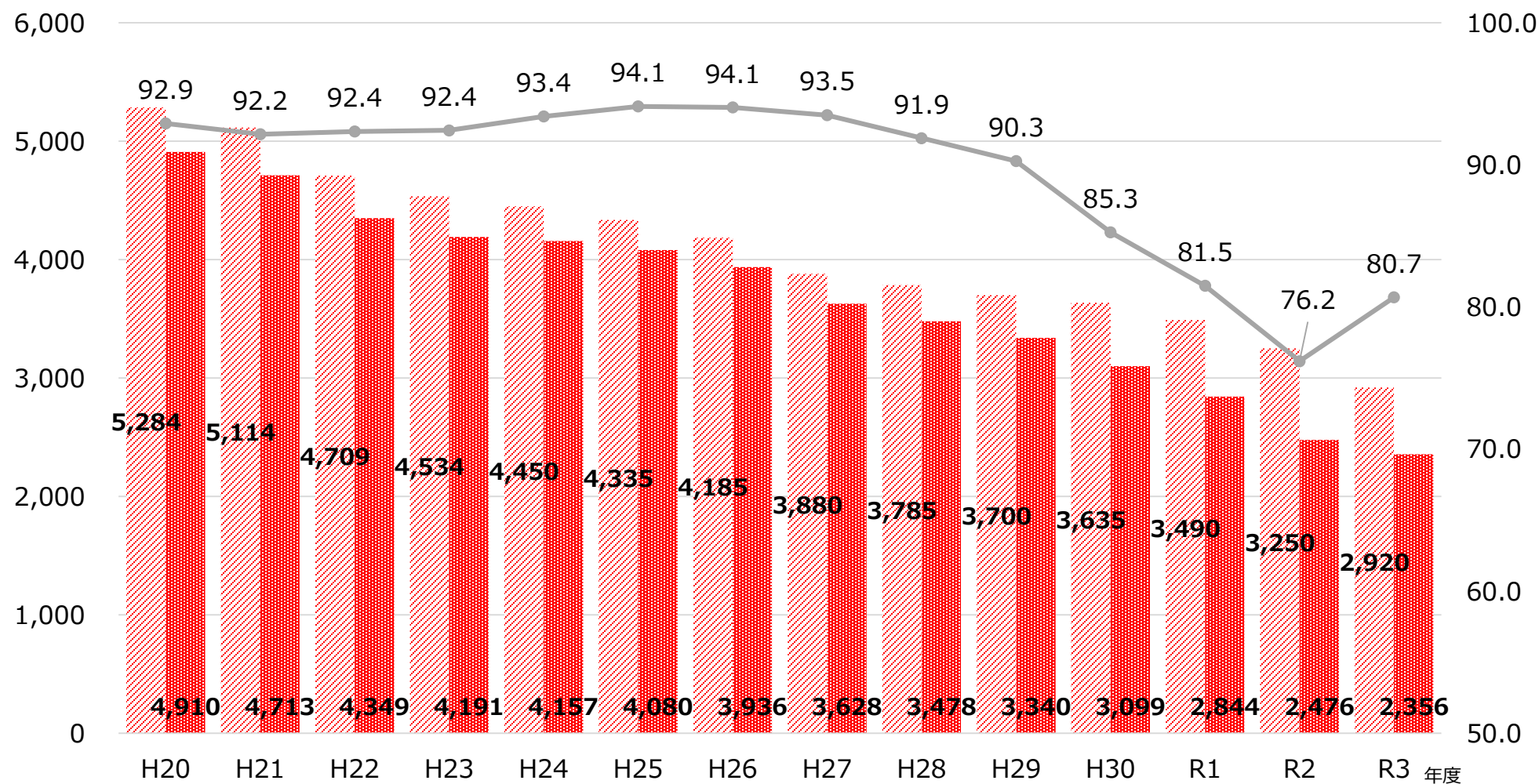
看護師学校養成所(2年課程：全日制)における1学年定員数、入学者数及び定員充足率

○定員充足率は年々減少傾向。令和3年度の定員充足率の上昇は、1学年定員数が減少している中で入学者数の変化がそれほどないことが要因であると考えられる。



看護師学校養成所(2年課程：定時制)における1学年定員数、入学者数及び定員充足率

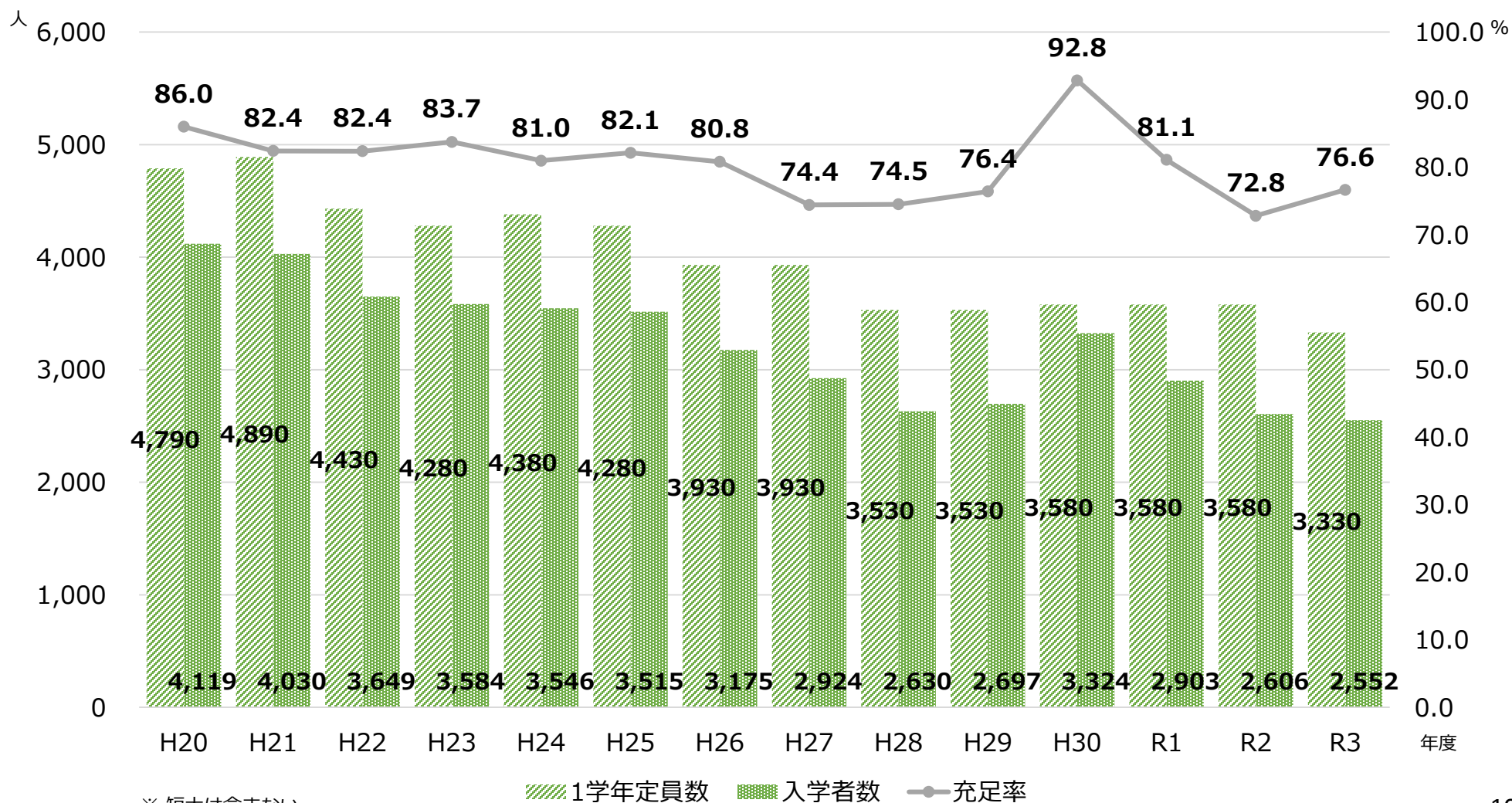
○定員充足率は年々減少傾向。令和3年度の定員充足率の上昇は、1学年定員数が減少している中で入学者数の変化がそれほどないことが要因であると考えられる。



※ 短大は含まない

看護師学校養成所(2年課程：通信制)における1学年定員数、入学者数及び定員充足率

○定員充足率は80%前後で推移しているが、平成30年は就業経験年数見直しの施行年であるため高値となったが、以降は例年と同様の割合に戻っている。



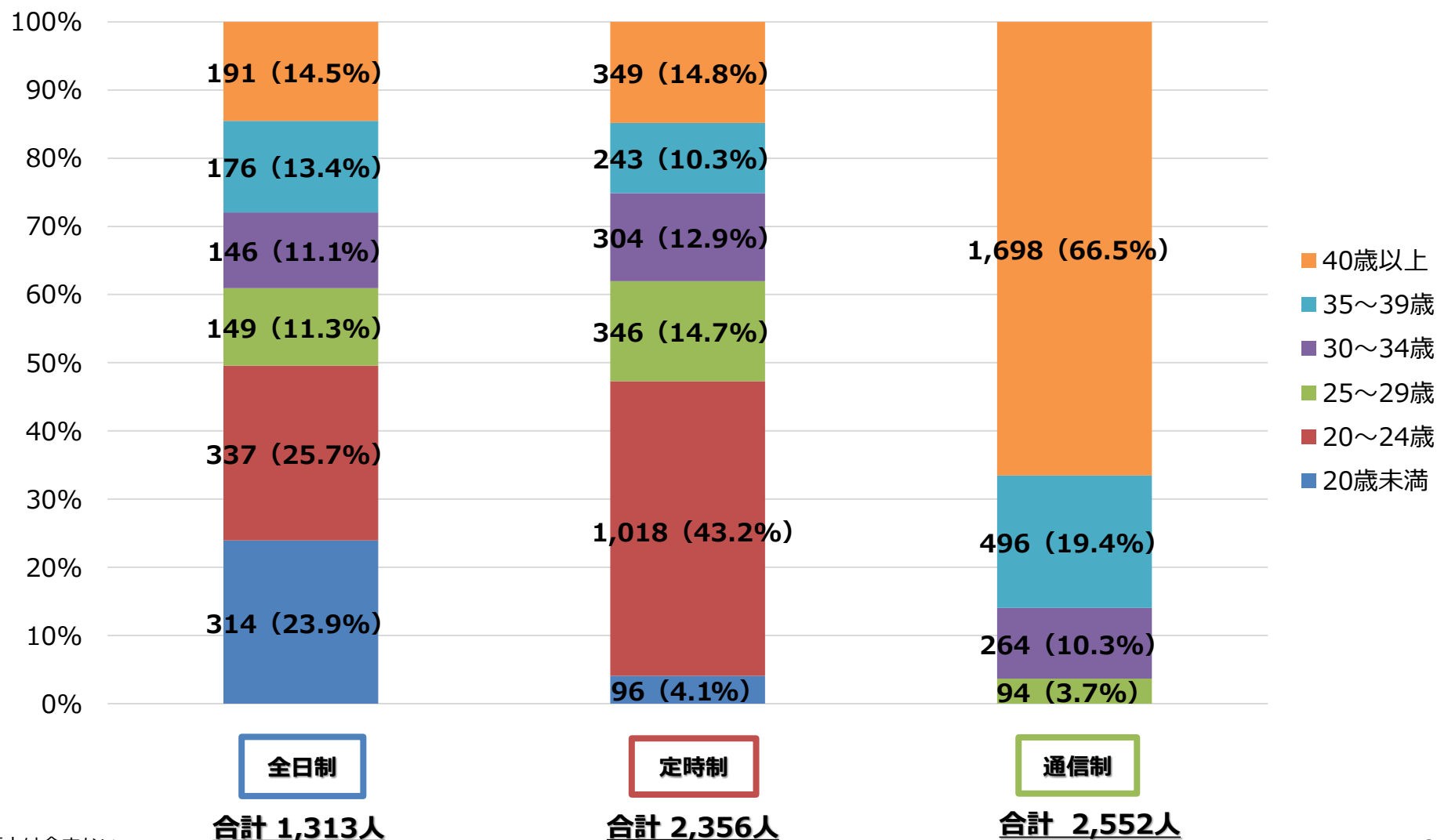
看護師学校養成所(2年課程)における通学形態別入学者割合の推移

○入学者割合は平成30年度を機に全日制・定時制は減少、通信制は微増傾向にある。



令和3年 看護師学校養成所(2年課程)における入学者の年齢階級

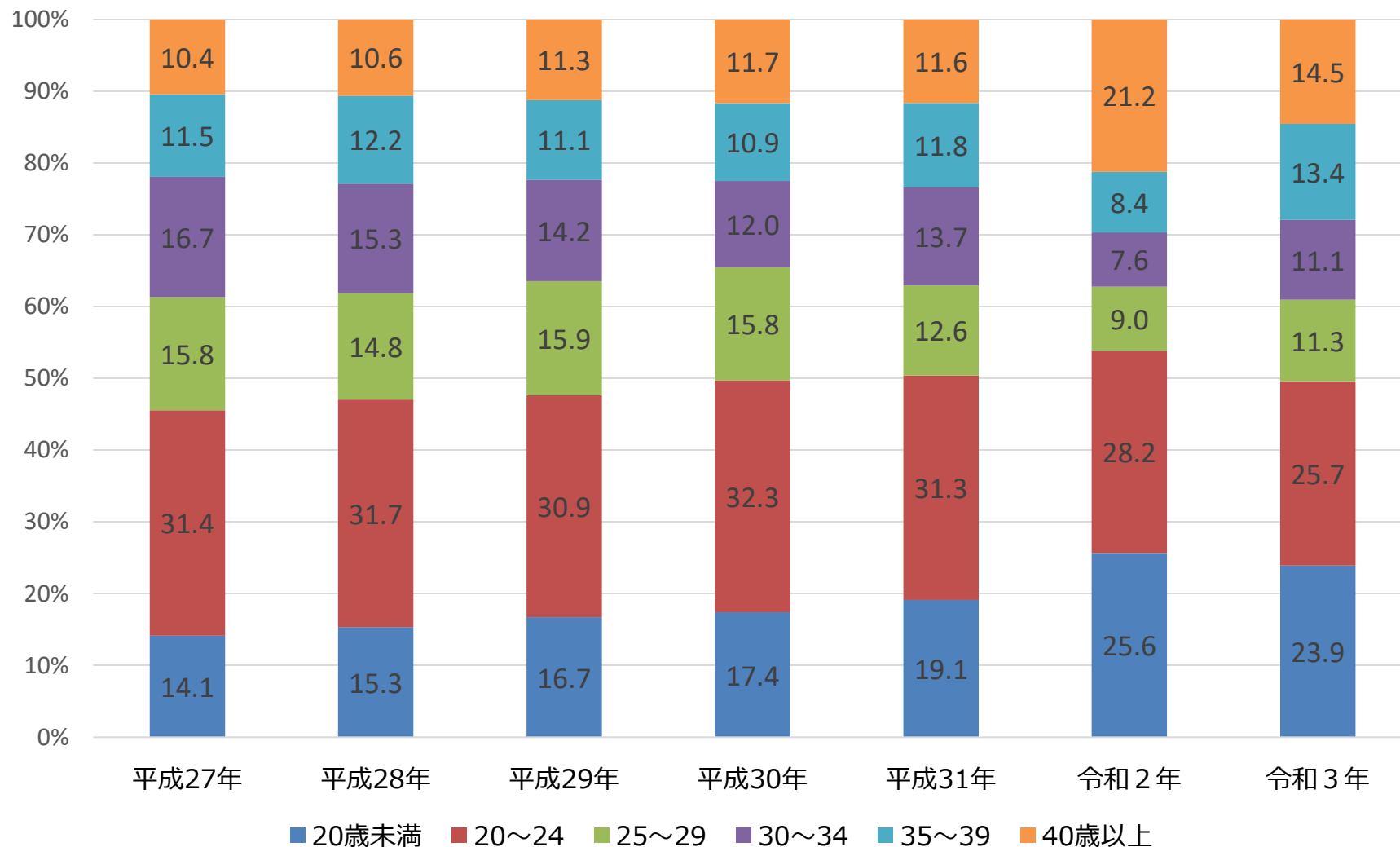
全日制は20歳未満が最も多く、定時制は20～24歳が4割、通信制は40歳以上が6割以上を占めている。



※ 短大は含まない

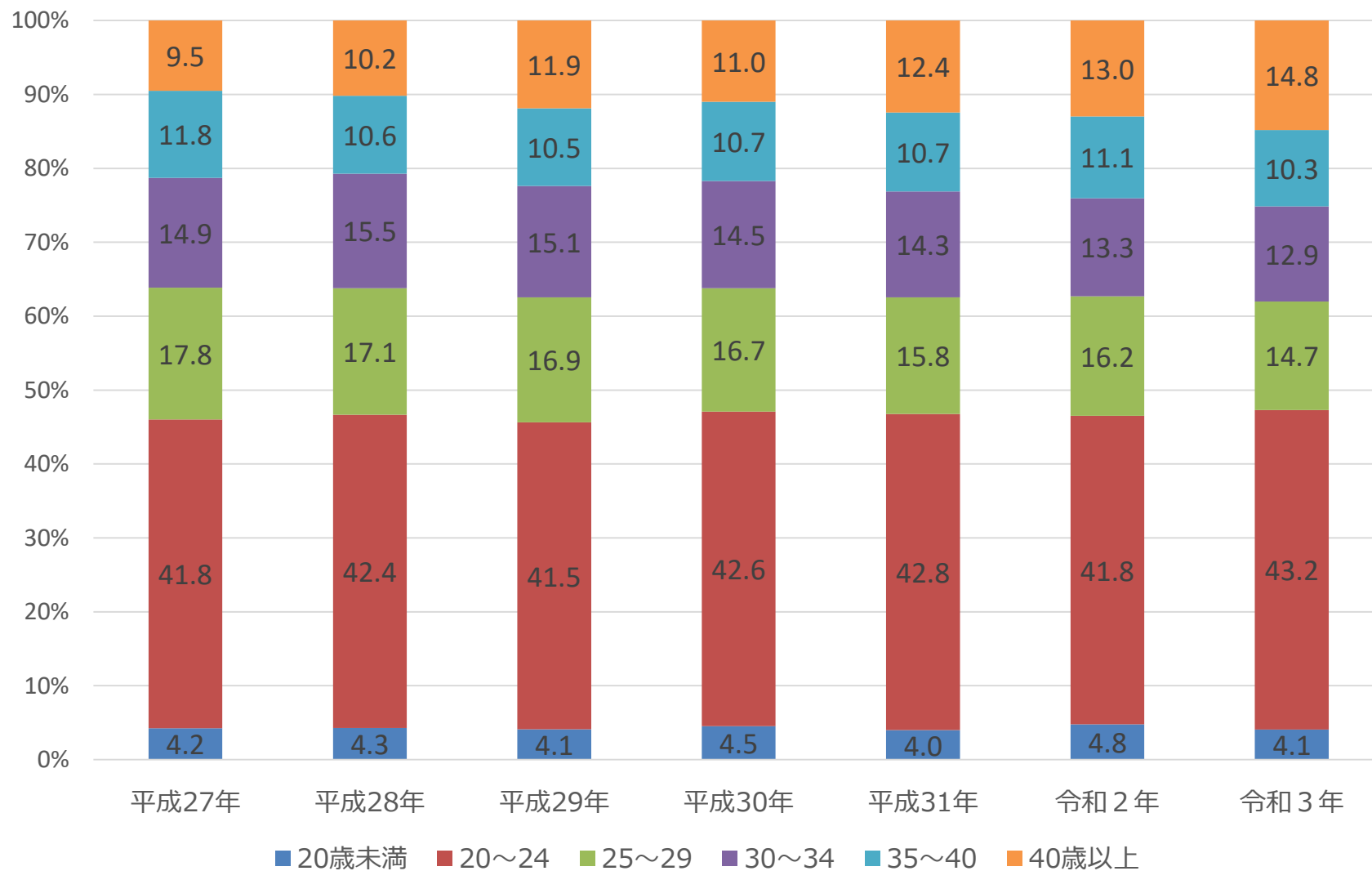
看護師学校養成所2年課程（全日制）における年齢階級別の入学者割合の推移

経年変化をみると、令和2年度に20歳未満、40歳以上の者が増加したが、その他は大きな変化なく推移している。



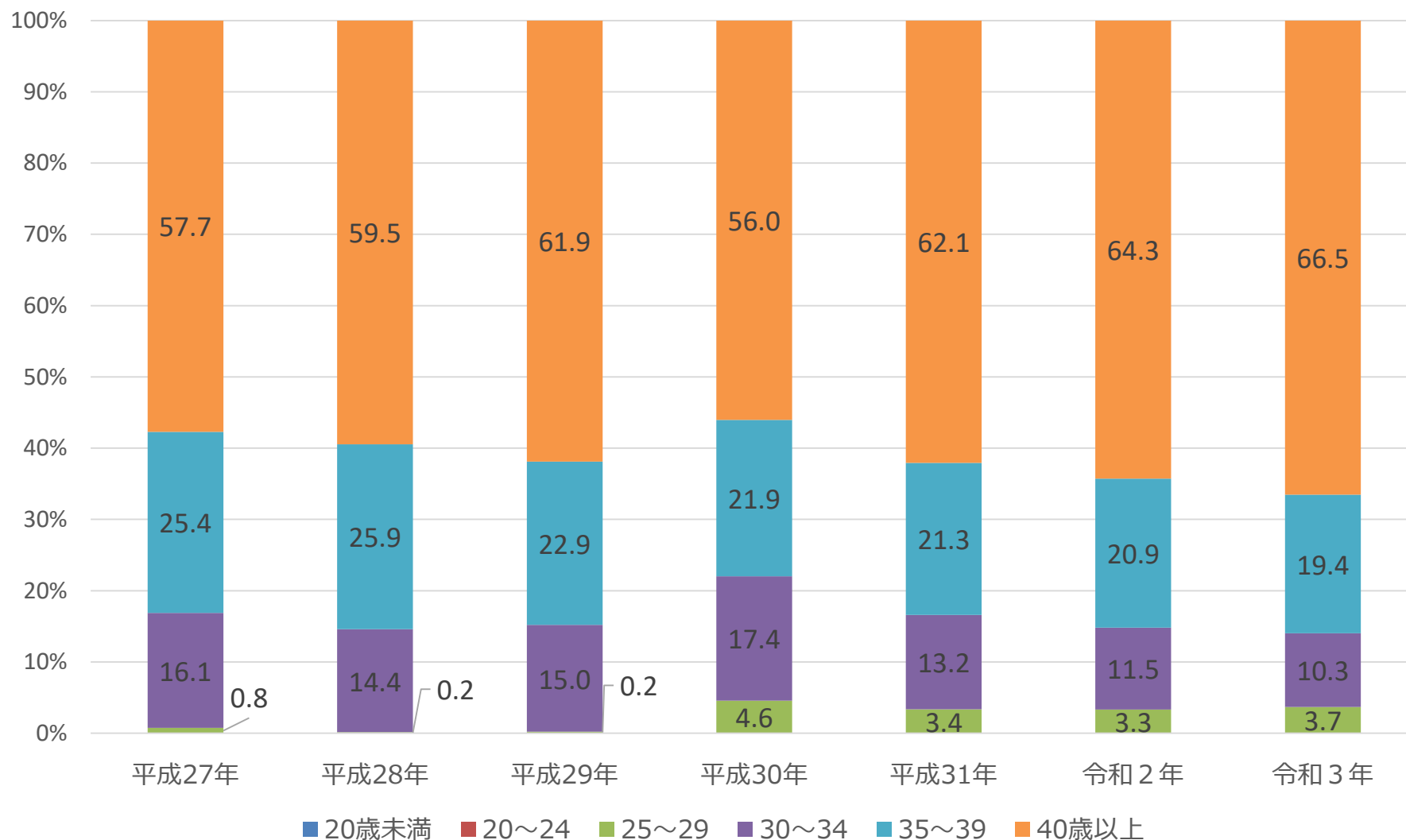
看護師学校養成所2年課程（定時制）における年齢階級別の入学者割合の推移

就業経験年数が見直された平成30年前後で大きな変化はない。



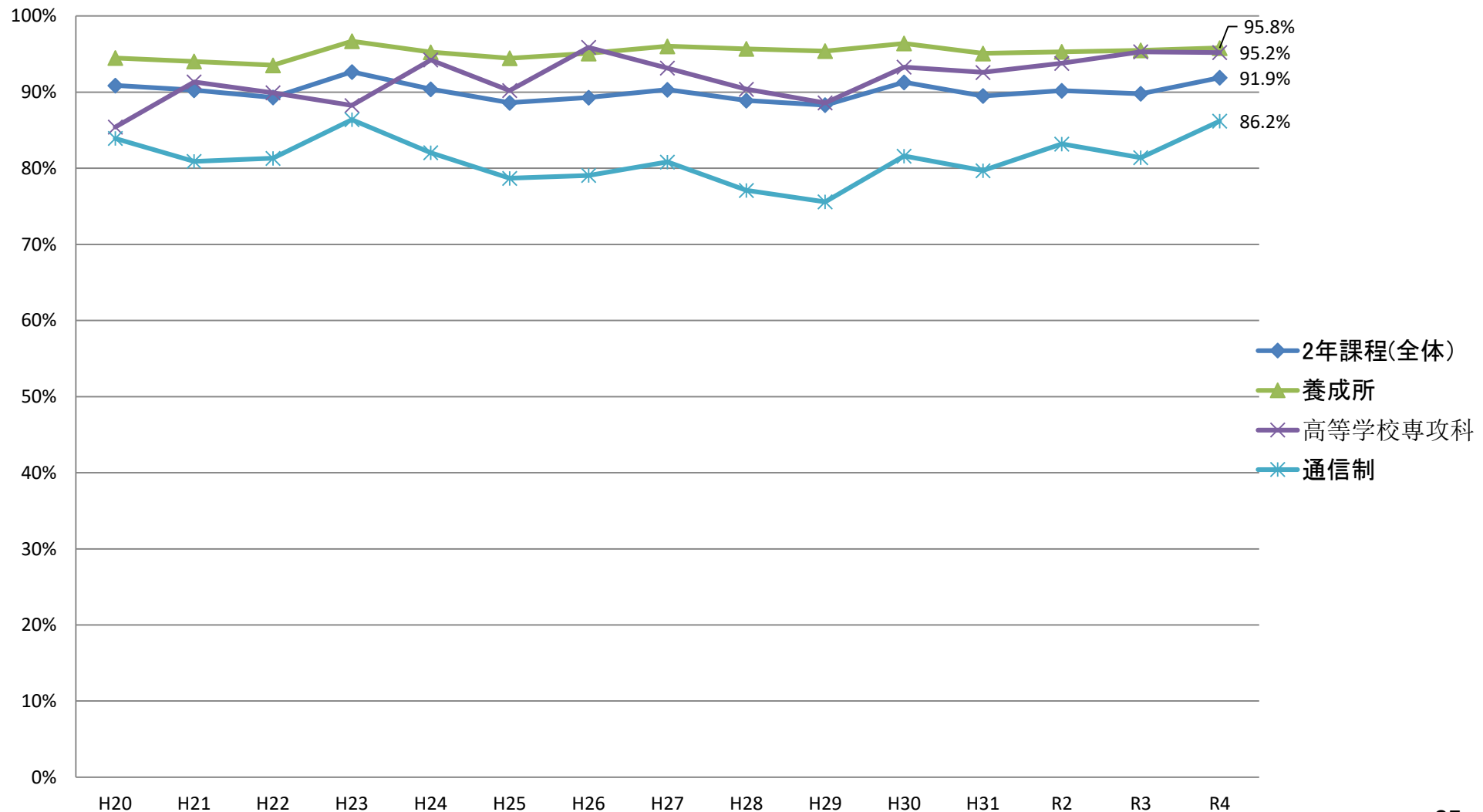
看護師学校養成所2年課程（通信制）における年齢階級別の入学者割合の推移

就業経験年数が見直された平成30年以降、25～29歳の者が入学するようになり、40歳以上の者の入学者が増えた。



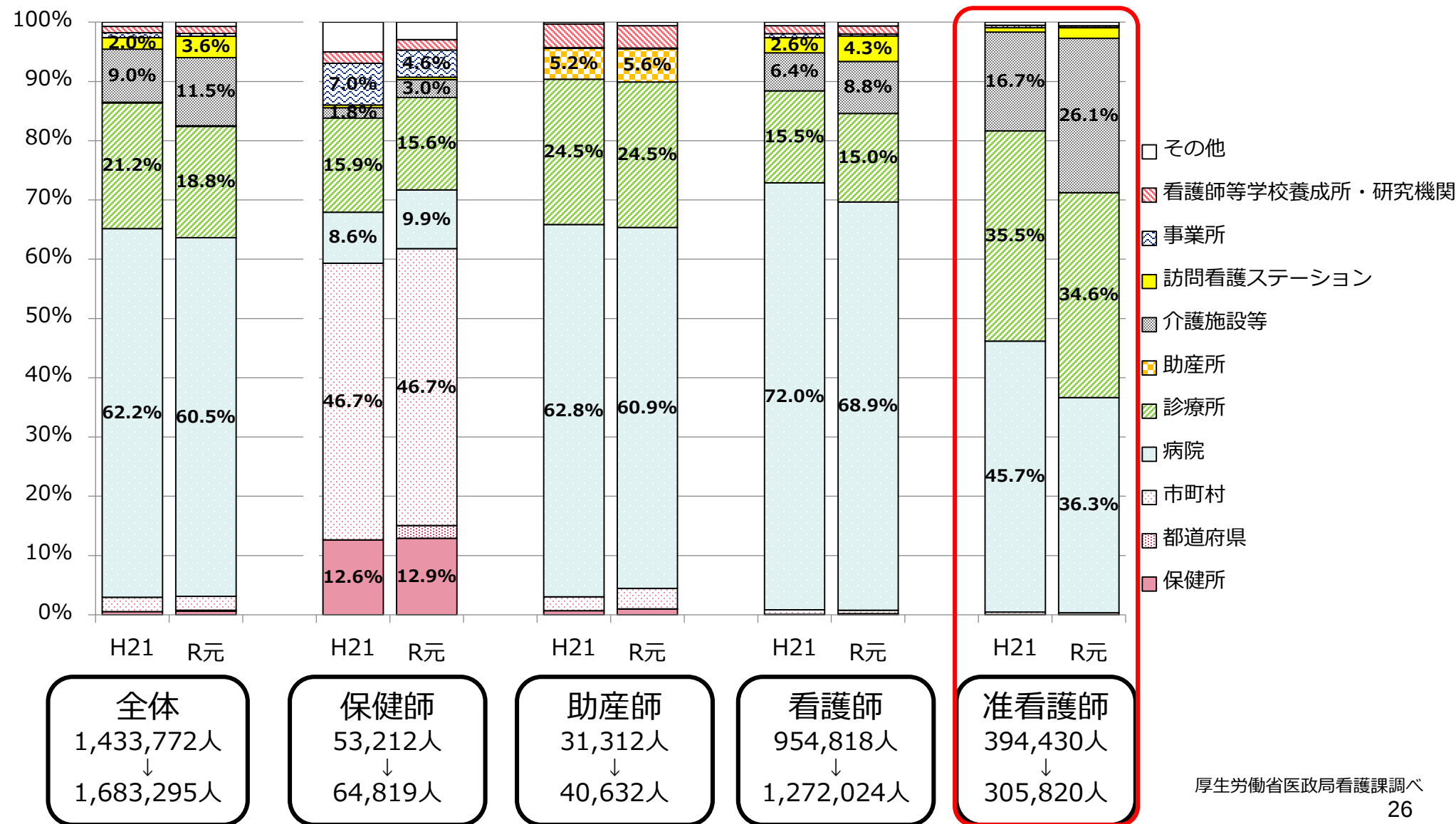
看護師 2 年課程学校養成所における看護師国家試験合格率の推移 (新卒者)

○国家試験合格率の推移は大きな変動はなく、通信制の合格率は他課程に比して低値で推移している。



看護職員の就業場所の推移（平成21年→令和元年）

○准看護師の就業場所は平成21年に比して「病院」が9.4ポイント減少し、「介護施設等」では9.4ポイント増加。



研究・調査結果の概要

令和2・3年度厚生労働行政推進調査事業費

1 「看護師養成所2年課程(通信制)の入学要件等の 見直しによる影響の評価」

(研究代表者 奥裕美氏)

令和3年度看護職員確保対策特別事業

2 「看護師養成2年課程(通信制)における学生調査」

(調査団体 一般社団法人日本看護学校協議会)

ひと、くらし、みらいのために



「看護師養成所2年課程（通信制）の入学要件等の見直しによる影響の評価」

（研究代表者：聖路加国際大学 奥裕美氏）

背景

- 平成27年に国家戦略特別諮問会議において、入学要件である准看護師としての業務経験年数の見直しが規制改革事項として決定。
- 平成28年に保健師助産師看護師学校養成所指定規則が改正され、平成30年に施行。

目的

- 本研究はこの改正によって見直された准看護師の業務経験の変化が入学者及び教育体制等に与えた影響を評価することを目的とした。

研究方法

（1）量的研究

対象：全国17の通信制に通う学生1,500人と、専任教員170人

方法：WEB調査（学生の準備・学習状況、必要な業務経験年数への認識 等）

（2）質的研究

対象：全国17の通信制に所属する専任教員のうち2名ずつ（教務主任等通信制教育責任者1名、省令改正前後の教員経験がある教員1名）

方法：半構造化面接（就業経験年数がレディネスに与える影響 等）

結果の概要

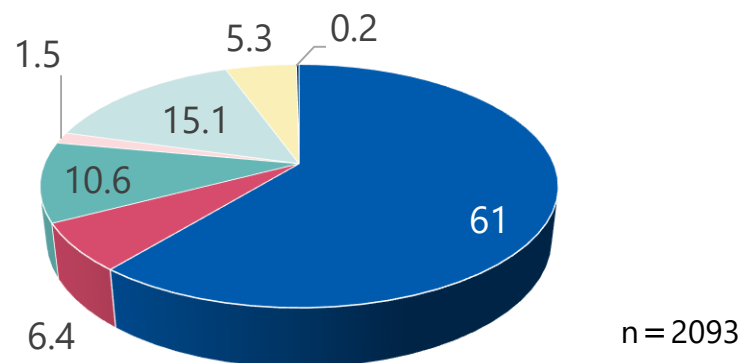
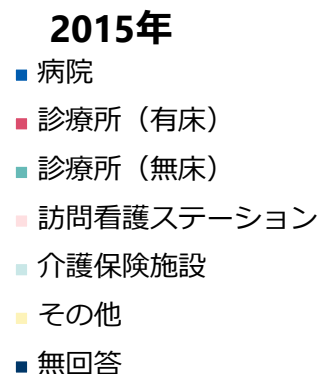
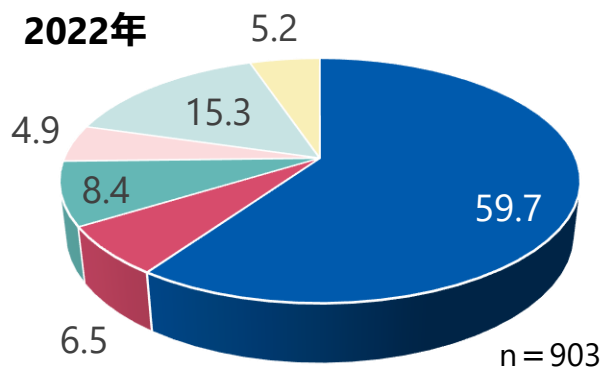
1. 学生調査（回答者の背景）

○ 回収数1,682件のうち、最終設問まで回答された956件を分析（有効回答率78.4%）

■ 回答者の背景

	令和2年度調査（n=956）	平成27年度調査(n=2208)
最も割合の多い年齢区分	41-45歳（24.2%） 平均42.7歳	41-45歳（24.4%） 平均（-）
最も割合の多い准看護師経験年数	7-9年以下（26.0%）	11-13年（29.8%）
最終学歴	高等学校卒（63.0%） 中学校卒（4.2%）	高等学校卒（39.2%） 中学校卒（4.0%）
性別	女性（87.3%） 男性（11.9%） その他・無回答（0.7%）	女性（87.4%） 男性（8.0%） 無回答（4.6%）
准看護師として就業している者の割合	94.5%	94.8%

■ 現在の勤務先の施設種別

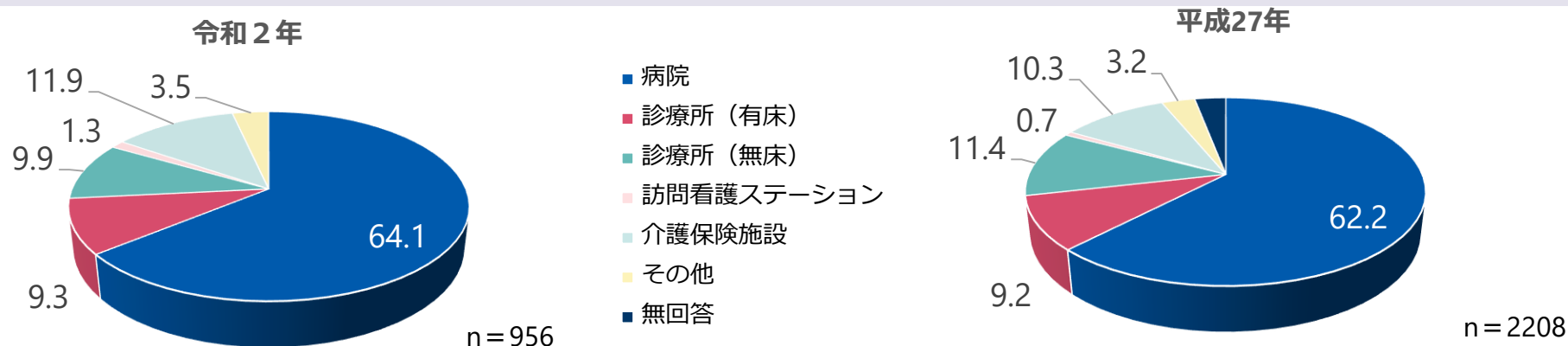


結果の概要

1. 学生調査（回答者の背景）

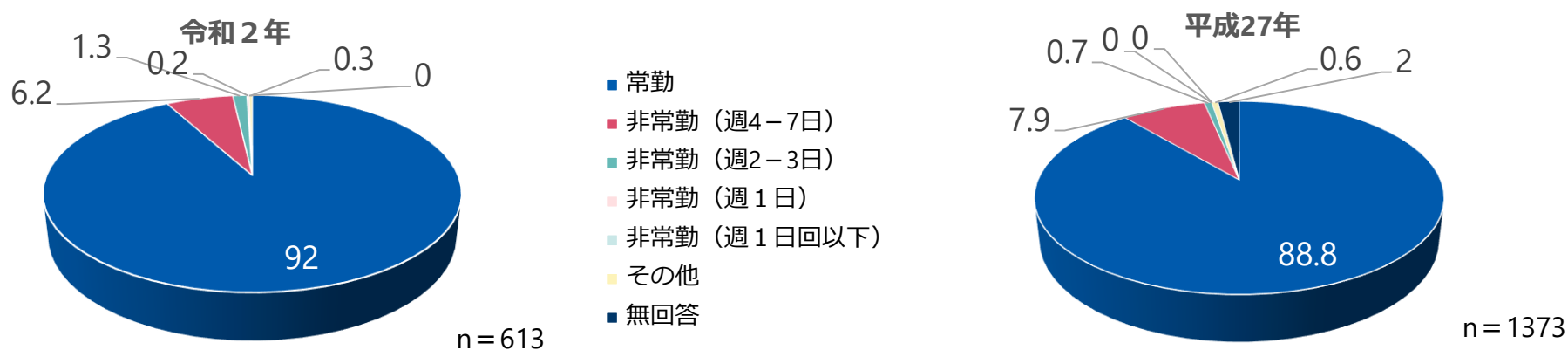
最も長く就業した経験のある施設種別

最も長く就業した施設種別は平成27年、令和2年のいずれも「病院」が最も多く、次いで診療所（有床）であった。



最も長く就業した施設が「病院」と回答した者（※）の就業形態

最も長く就業した施設が「病院」である者の勤務形態は、平成27年、令和2年のいずれも「常勤」が大多数を占めた。

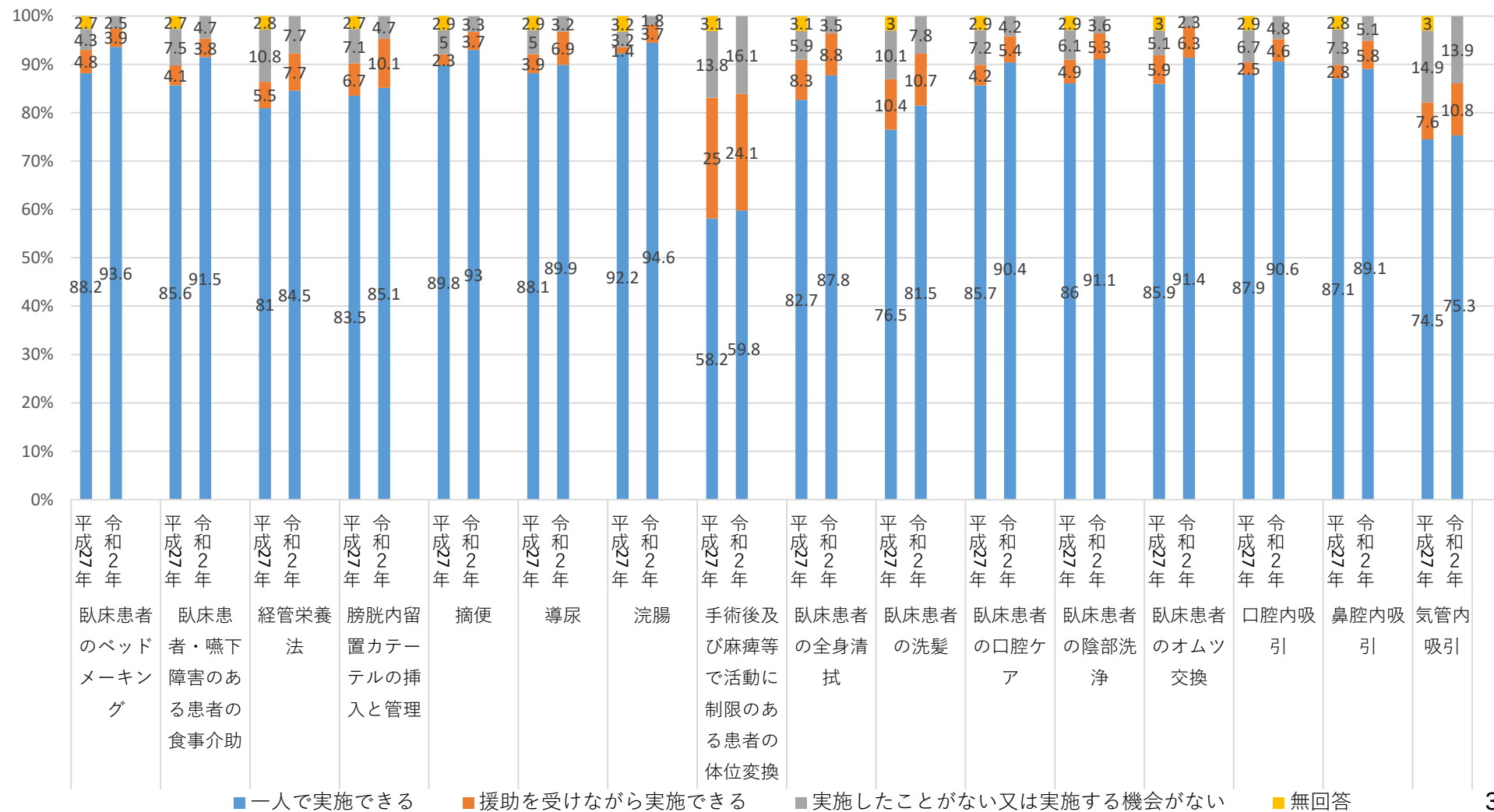


（※）「病院」以外の施設に勤務する者の就業形態も常勤が最も多く（84%）、次いで非常勤（週4－7日程度）が多い（12%）。平成27年は調査していない。

結果の概要

2. 学生調査（実技技能の習得状況 1 / 3）

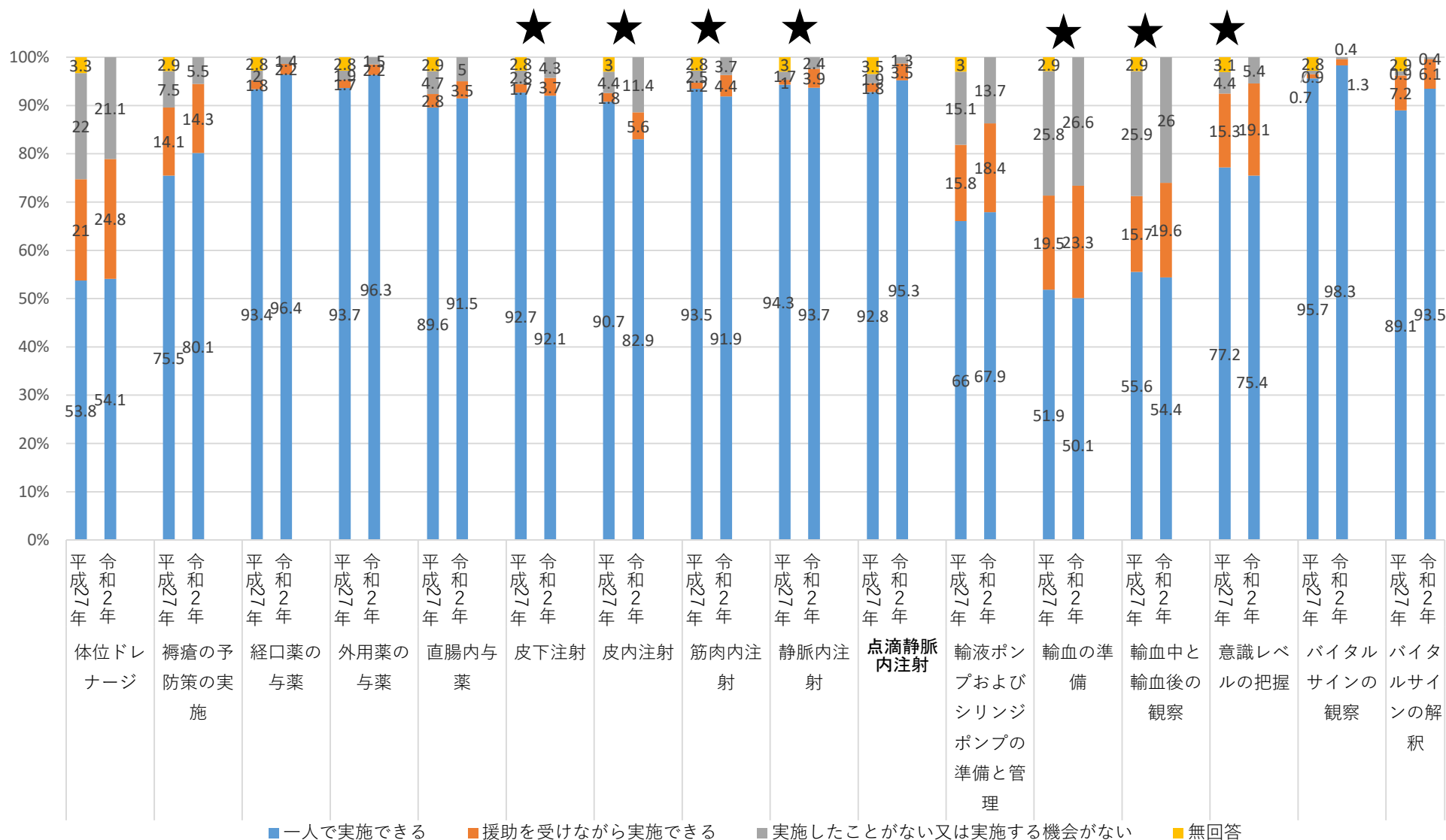
平成27年度調査と令和2年度調査で「一人で実施できる」と回答した割合の差は、平成27年度の方が高い項目は8項目で（★が付してあるもの）、それ以外の項目は令和2年度の方が「一人で実施できる」と回答した割合が高かった。



結果の概要

2. 学生調査（実技技能の習得状況 2 / 3）

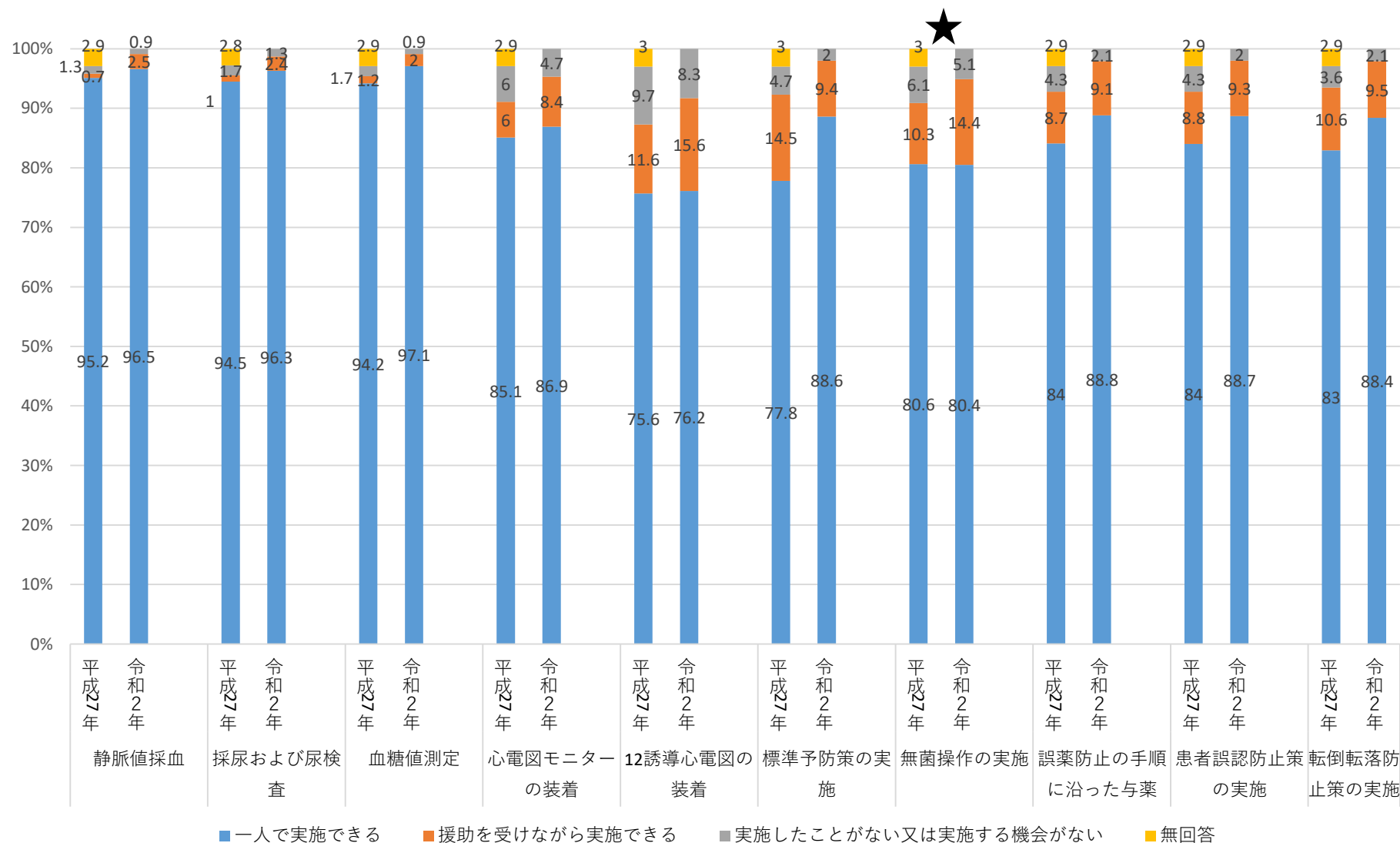
★は「一人で実施できる」と回答した者の割合が令和2年度より平成27年度の方が多い項目



結果の概要

2. 学生調査（実技技能の習得状況 3 / 3）

★は「一人で実施できる」と回答した者の割合が令和2年度より平成27年度の方が多い項目



結果の概要

3. 学生調査（入学要件において必要だと思う就業経験年数）

○令和2年度調査において学生が必要だと思う就業経験年数は「5年」と「7年」でほぼ同率であった。

令和2年度調査

5年 : 32.8%
7年 : 33.7%
 10年 : 24.4%

項目	n	%
0年	3	0.3
1年	3	0.3
2年	1	0.1
3年	34	3.6
4年	1	0.1
5年	314	32.8
6年	13	1.4
7年	322	33.7
8年	30	3.1
9年	2	0.2
10年	233	24.4
全体	956	100.0

平成27年度調査

5年 : 32.6%
 7年 : 12.1%
 9年 : 32.3%

項目	n	%
0年（業務経験はなくてもよい）	49	2.2
1年	3	0.1
2年	20	0.9
3年	58	2.6
4年	4	0.2
5年	719	32.6
6年	57	2.6
7年	268	12.1
8年	237	10.7
9年	714	32.3
無回答	79	3.6
全体	2,208	100.0

結果の概要

4. 教員調査（回答者の背景）

○回収数74件のうち、最終設問まで回答があった71件を分析（有効回答98.9%）。

■ 回答者の背景（教員経験年数）

	令和2年度調査（n=71）		平成27年度調査(n=116)	
	人	%	人	%
～3年	8	11.3	14	12.1
4～5年	4	5.6	4	3.4
6～10年	21	29.6	32	27.6
11～15年	9	12.7	24	20.7
16～20年	10	14.1	21	18.1
21年以上	19	26.8	21	18.1
計	71	100	116	100

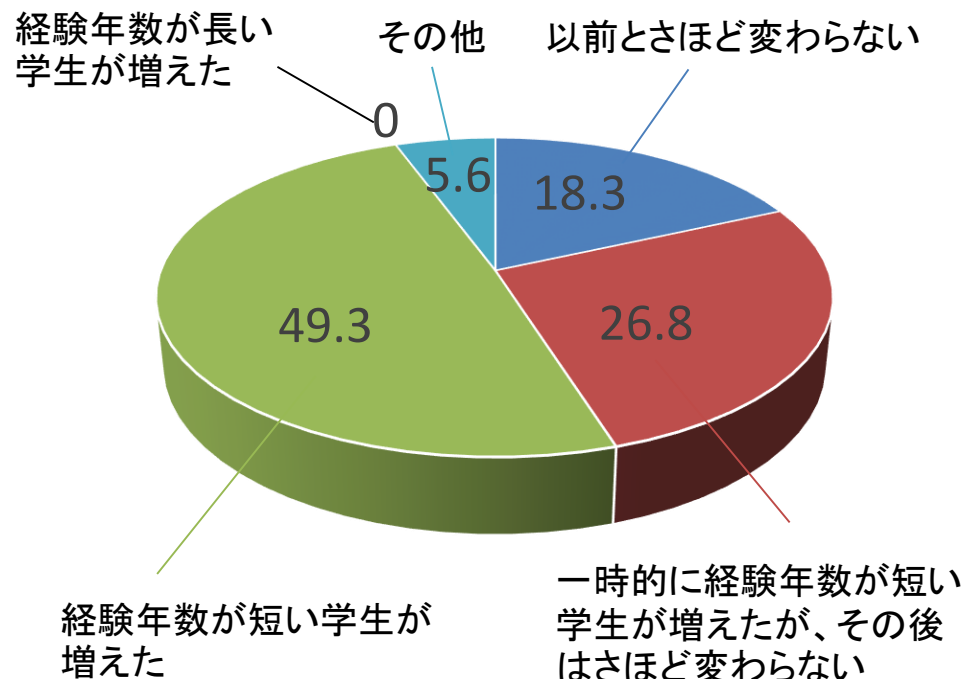
結果の概要

5. 教員調査（就業経験年数短縮に伴う変化）

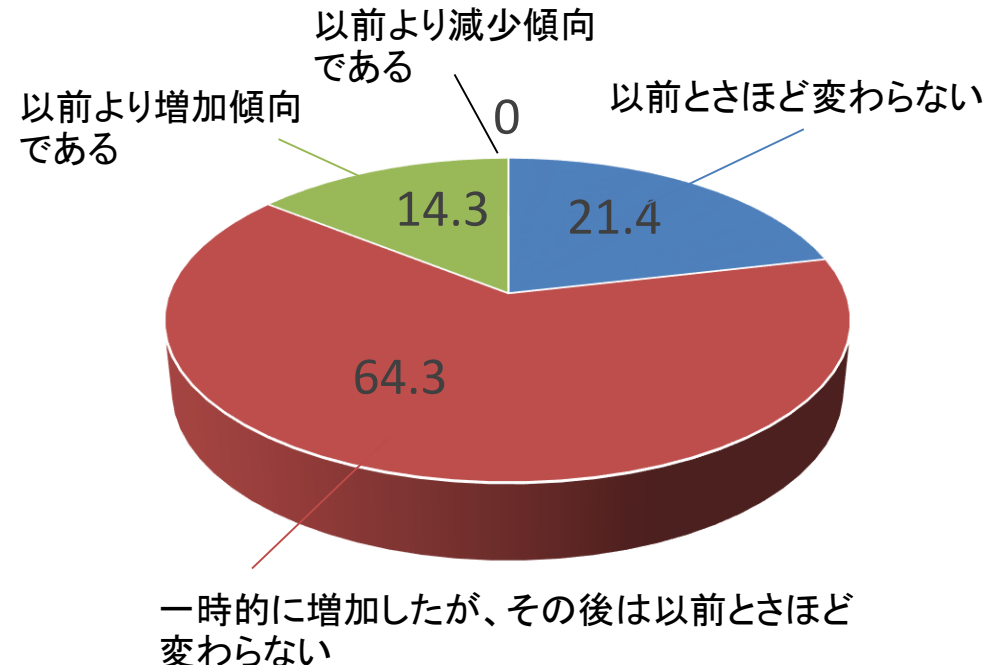
○学生の「経験年数が短い学生が増えた」という回答が約50%、「以前とさほど変わらない」と「一時的に経験年数が短い学生が増えたがその後はさほど変わらない」と合わせると約45%。

○出願者数は「一時的に増加したが、その後はさほど変わらない」が60%以上を占め、「以前とさほど変わらない」と合わせると約85%。

学生の准看護師経験年数の変化



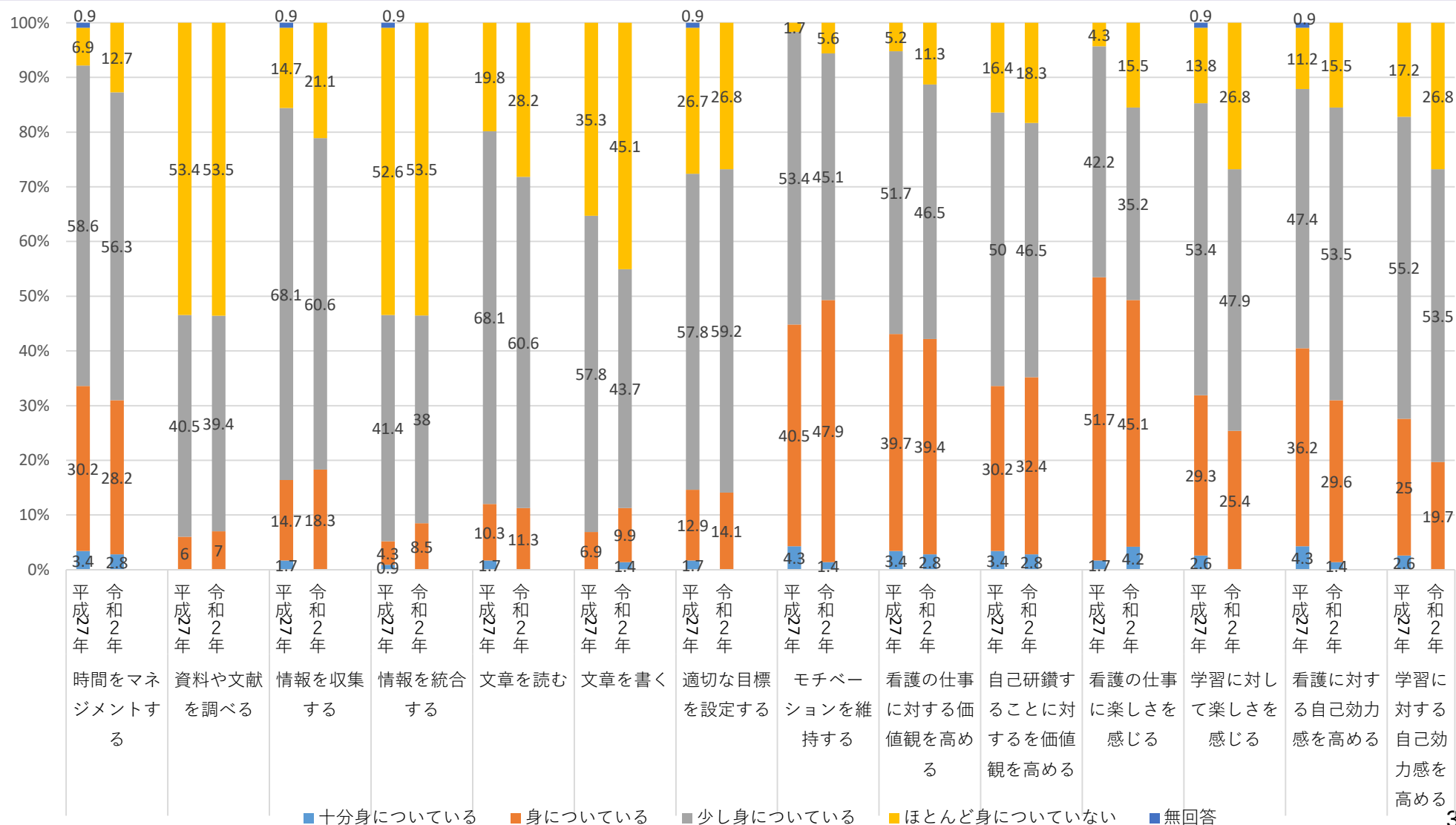
学生の出願者数の変化



結果の概要

6. 教員調査（入学時の学生に身についている力）

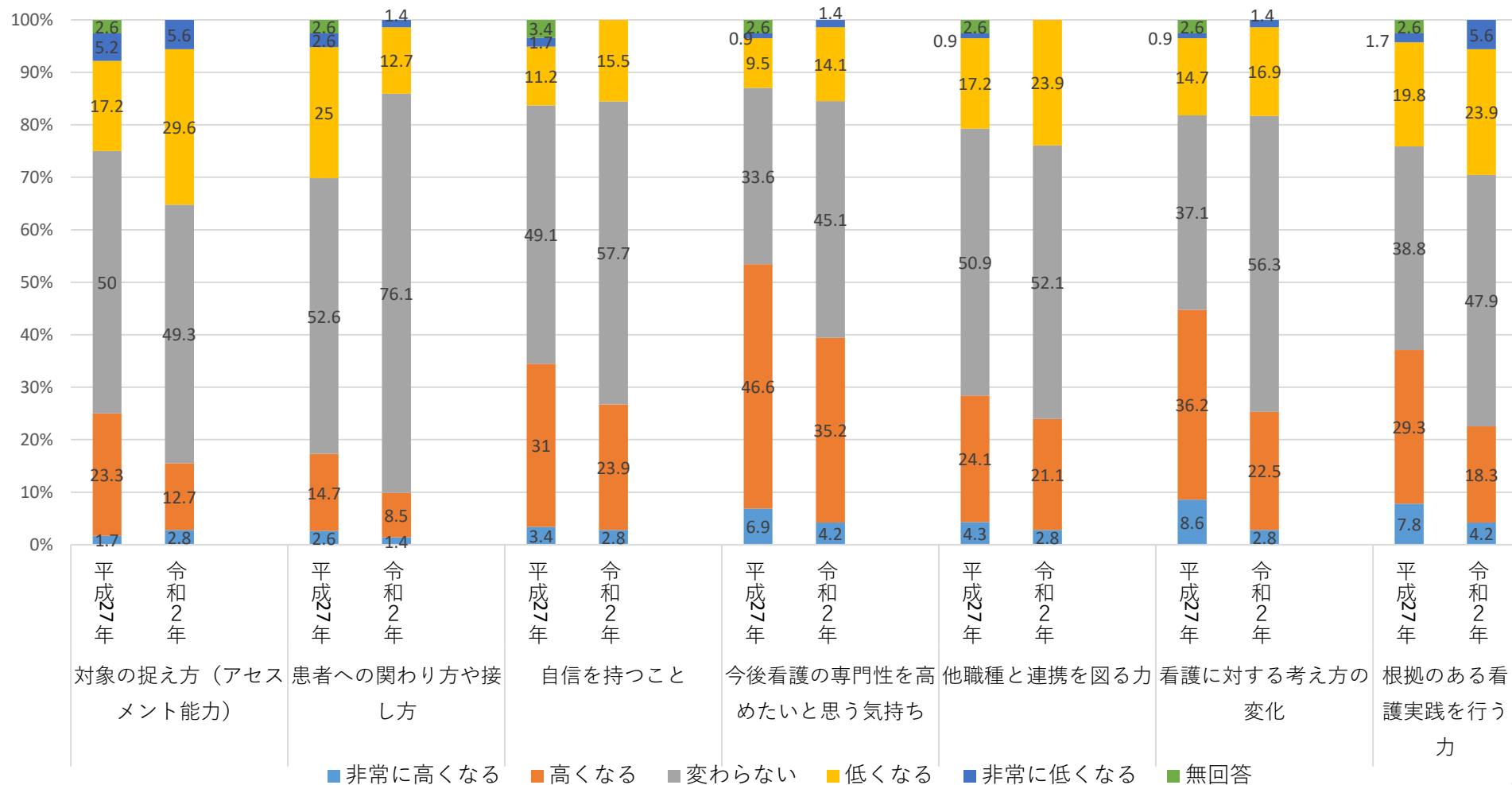
○入学時の学生に身についている力について、統計学的に有意な差はなかった。



結果の概要

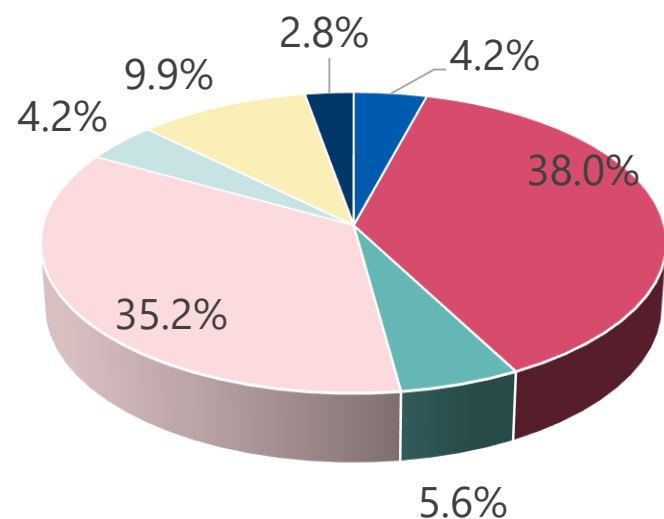
7. 教員調査（入学要件がさらに短縮された場合の学生の到達度の変化）

○令和2年度と平成27年度で統計学的に有意な差があった項目は「対象の捉え方（アセスメント能力）」「今後看護の専門性を高めたいと思う気持ち」「看護に対する考え方の変化」「根拠のある看護実践を行う力」であり、令和2年度調査の方が上記項目の到達度が低くなると考えている教員が多い。



結果の概要

8. 教員調査（入学要件で適切だと思う就業経験年数）



n = 71

■ 3年 ■ 5年 ■ 6年 ■ 7年
■ 8年 ■ 10年 ■ 無回答

「5年」と回答した者の自由記載内容

- 通信制で学習するには、一定条件下（病院勤務、1施設での継続就業）での5年の経験が必要
- 年齢が若い方が効果的に学習できる
- 経験年数だけでは判断できない

「7年」と回答した者の自由記載内容

- 学生の就業経験年数の幅が広がることで学習支援が困難になる
- 7年以下の就業経験年数では経験に基づく看護の学習が困難、7年以上が最低レベル
- 准看護師の勤務先が変化しており、これまでの就業経験に基づく教育は難しい

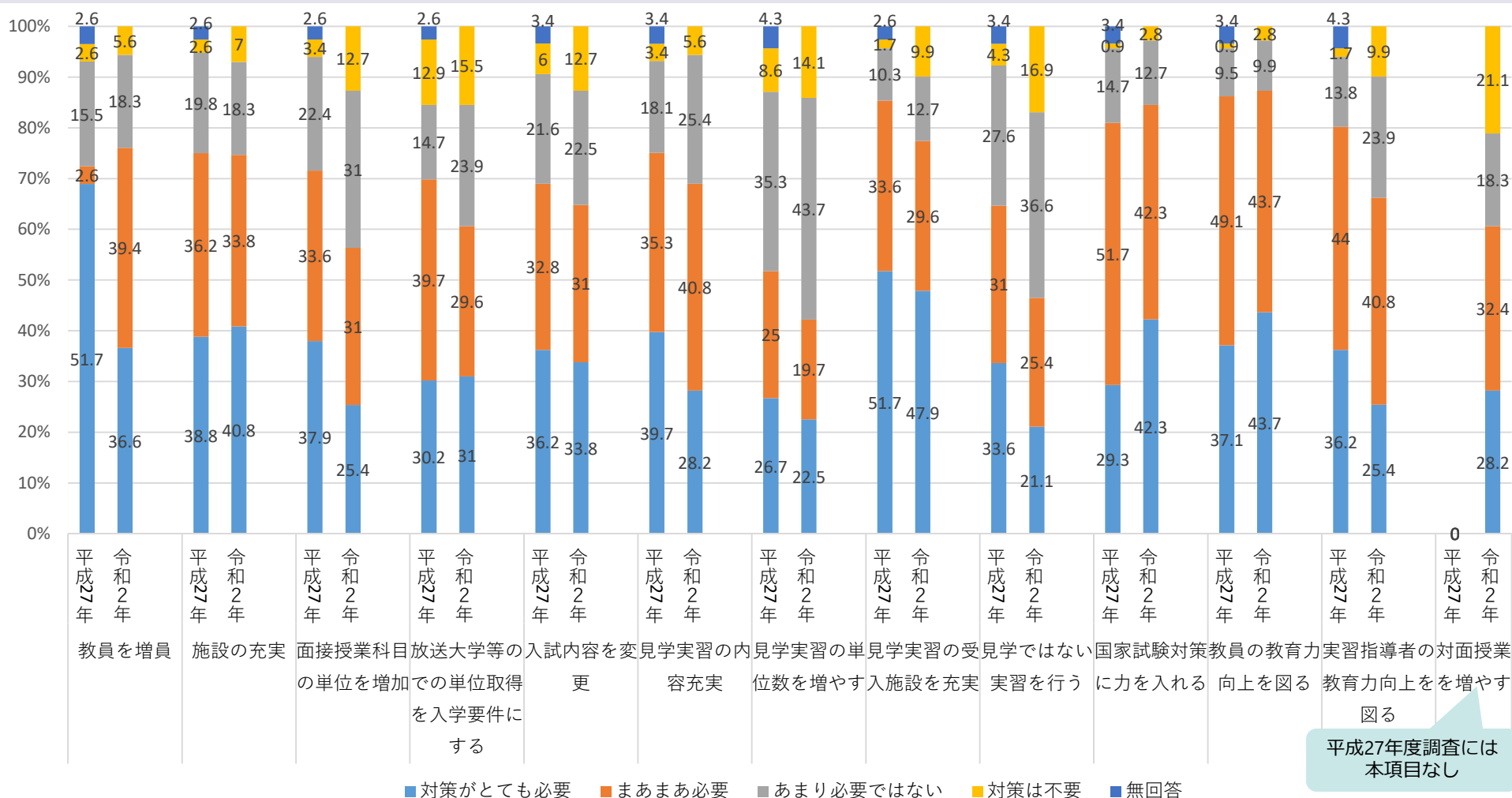
「10年」と回答した者の自由記載内容

- 7年以上の経験でも修業年限2年は短い
- 病院勤務、常勤の経験のない者が入学してくるため看護の質低下につながっている
- 通信制は実習期間が短いので10年程度は必要

結果の概要

9. 教員調査（入学要件をさらに短縮した場合に必要なと思う対策）

○令和2年度と平成27年度で統計学的に有意な差があった項目は「教員を増員すること」「見学ではない実習を行うこと」「実習指導者の教育力向上を図ること」であり、平成27年の方がこれらの項目の対策の必要性が高いと考えられていた。



平成27年度調査には本項目なし

「看護師養成2年課程（通信制）における学生調査」

（調査団体 一般社団法人日本看護学校協議会）

背景と目的

- 看護師養成所2年課程（通信制）の入学要件である就業経験年数が短縮されて4年が経過。
- 入学要件について検討する際の基礎資料とするため、看護師養成所2年課程（通信制）の学生の背景等を詳細に把握する。

調査対象

一般社団法人日本看護学校協議会会員校のうち、看護師養成所2年課程（通信制）を有する13校の教務主任又は実習調整者で、就業経験年数の短縮前後の学生指導にあたったことがある者

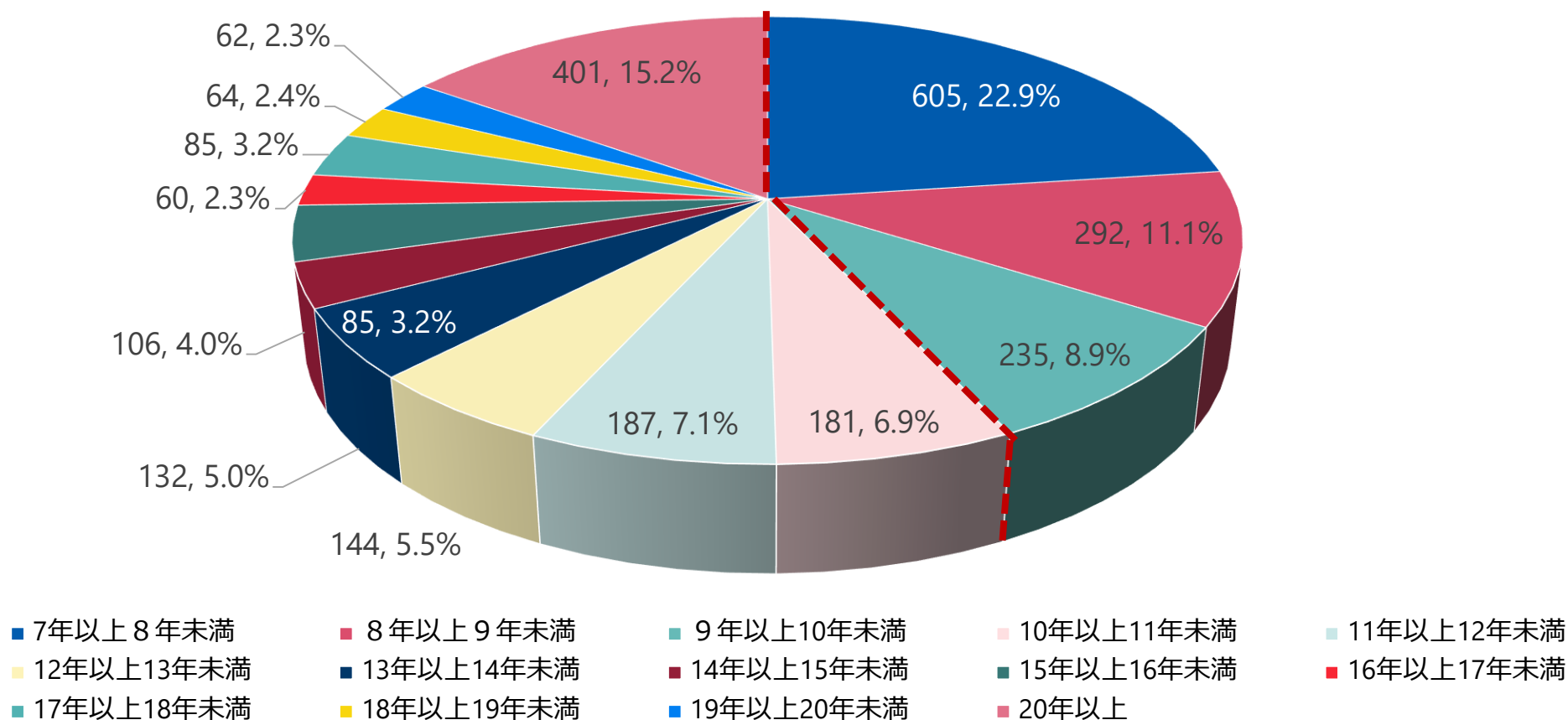
調査方法

- 入学生、在学生、教育等に関する内容について、WEBアンケートにより把握。
- 在学生の背景に関するデータ提供（任意）

結果の概要 在学生の背景について

○入学以前の実務経験年数で最も多いのは7年以上8年未満（22.9%）であるが、7年以上10年未満と10年以上の学生を比較すると、10年以上の学生の方が多い(57.1%)

入学以前の准看護師としての実務経験年数

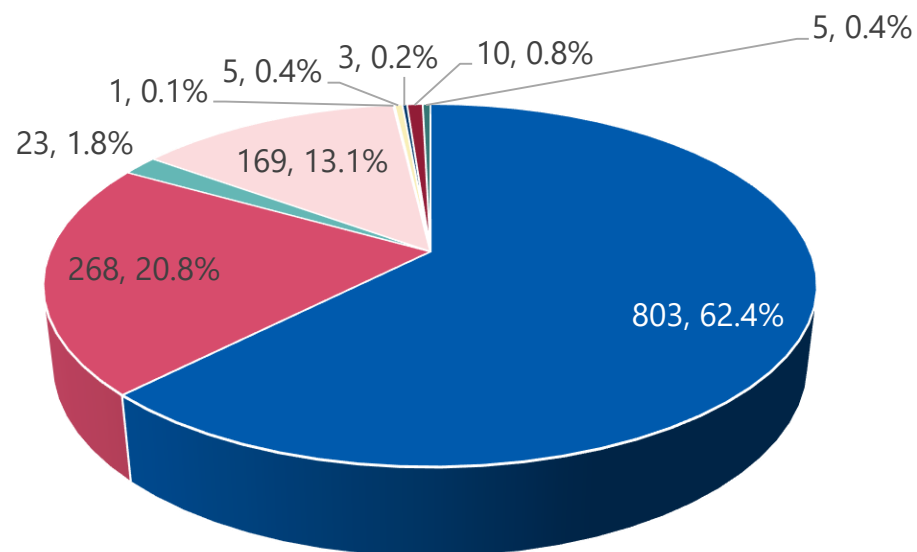


回答校：8校、n=2641人

結果の概要 在学生の背景について

○ 2年課程（通信制）入学前に最も長く就労した施設は「病院」（62.4%）が最も多く、次いで「診療所」（20.8%）であった。入学後に就労している者は2090名（95.3%）と、ほとんどの学生が就労している。

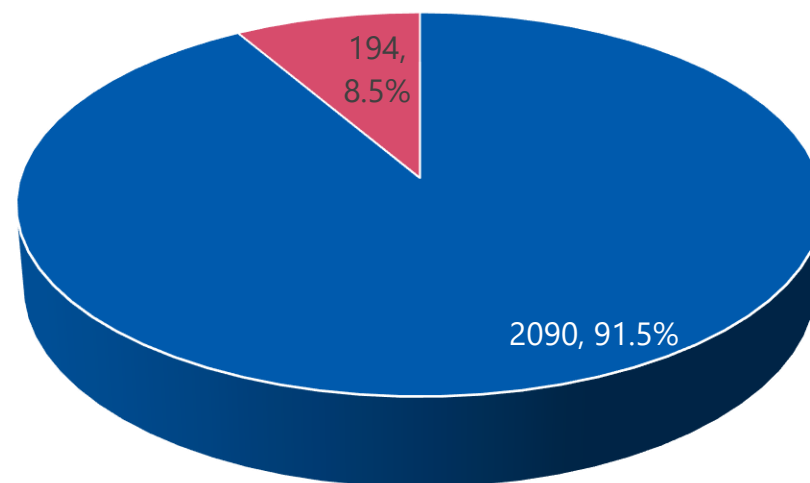
最も長い期間就労した施設



- 病院
- 診療所
- 訪問看護ステーション
- 介護・福祉等の関係施設
- 保健所・保健センター
- 保育施設・教育施設
- 企業・事業所・労働衛生機関
- その他
- 不明

回答校：4校、n=1,287人

入学後の就労状況



- 就労している
- 就労していない

回答校：6校、n=2,194人

看護師養成2年課程（通信制）の入学要件としての就業経験年数をどのように考えるか。

- 就業経験年数を7年以上から5年以上に短縮することの是非。
- 仮に短縮する場合、どのような対応が必要になるか。

○ 保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令 新旧対照条文
 保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和二十六年文部省厚生省令第一号）（抄）
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第四条（略） 2 看護師学校養成所のうち、免許を得た後三年以上業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師を教育する課程を設けようとするものに係る令第十一条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。ただし、前項に規定する課程を併せて設けようとするものについては、第十号の規定は適用しない。 一 免許を得た後三年以上業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師であること を入学又は入所の資格とするものであること。ただし、通信制の課程においては、免許を得た後<u>七年</u>以上業務に従事している准看護師であることを入学又は入所の資格とするものであること。 二 修業年限は、二年以上であること。 三 教育の内容は、別表三の二に定めるもの以上であること。 四 別表三の二に掲げる各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち七人以上（通信制の課程においては、十人以上（当該課程の入学定員又は入所定員が三百人以下である場合にあっては、八人以上））は看護師の資格を有する専任教員とし、その専任教員のうち一人は教務に関する主任者であること。 五十二（略）	第四条（略） 2 看護師学校養成所のうち、免許を得た後三年以上業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師を教育する課程を設けようとするものに係る令第十一条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。ただし、前項に規定する課程を併せて設けようとするものについては、第十号の規定は適用しない。 一 免許を得た後三年以上業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師であること を入学又は入所の資格とするものであること。ただし、通信制の課程においては、免許を得た後<u>十年</u>以上業務に従事している准看護師であることを入学又は入所の資格とするものであること。 二 修業年限は、二年以上であること。 三 教育の内容は、別表三の二に定めるもの以上であること。 四 別表三の二に掲げる各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち七人以上は看護師の資格を有する専任教員とし、その専任教員のうち一人は教務に関する主任者であること。 五十二（略）

保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和二十六年文部省・厚生省令第一号）

（この省令の趣旨）

第一条 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号。以下「法」という。）

第十九条第一号、法第二十条第一号、法第二十一条第二号若しくは法第二十二条第一号の規定に基づき文部科学大臣が指定する学校、法第二十一条第一号の規定に基づき文部科学大臣が指定する大学又は法第十九条第二号、法第二十条第二号若しくは法第二十一条第三号の規定に基づき都道府県知事が指定する保健師養成所、助産師養成所若しくは看護師養成所（以下「看護師等養成所」という。）若しくは法第二十二条第二号の規定に基づき都道府県知事が指定する准看護師養成所（以下「准看護師養成所」という。）の指定に関しては、保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十六号。以下「令」という。）に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。

2 前項の学校とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条の規定による学校及びこれに付設される同法第二百二十四条の規定による専修学校又は同法第二百三十四条第一項の規定による各種学校をいう。

（保健師学校養成所の指定基準）

第二条 法第十九条第一号の学校及び同条第二号の保健師養成所（以下「保健師学校養成所」という。）に係る令第十一条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 法第二十一条各号のいずれかに該当する者であることを入学又は入所の資格とするものであること。
- 二 修業年限は、一年以上であること。
- 三 教育の内容は、別表一に定めるもの以上であること。
- 四 別表一に掲げる各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち三人以上は保健師の資格を有する専任教員とし、その専任教員のうち一人は教務に関する主任者であること。
- 五 一の授業科目について同時に授業を行う学生又は生徒の数は、四十人以下であること。ただし、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に挙げられる場合は、この限りでない。
- 六 同時に行う授業の数に応じ、必要な数の専用の普通教室を有すること。
- 七 図書室及び専用の実習室を有すること。
- 八 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書を有すること。
- 九 別表一に掲げる実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用することができること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。
- 十 専任の事務職員を有すること。
- 十一 管理及び維持経営の方法が確実であること。
- 十二 特定の医療機関に勤務する又は勤務していることを入学又は入所の条件とするなど学生若しくは生徒又はこれになろうとする者が特定の医療機関に勤務しない又は勤務していないことを理由に不利益な取扱いをしないこと。

（助産師学校養成所の指定基準）

第三条 法第二十条第一号の学校及び同条第二号の助産師養成所（以下「助産師学校養成所」という。）に係る令第十一条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 法第二十一条各号のいずれかに該当する者であることを入学又は入所の資格とするものであること。
- 二 修業年限は、一年以上であること。
- 三 教育の内容は、別表二に定めるもの以上であること。
- 四 別表二に掲げる各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち三人以上は助産師の資格を有する専任教員とし、その専任教員のうち一人は教務に関する主任者であること。
- 五 一の授業科目について同時に授業を行う学生又は生徒の数は、四十人以下であること。ただし、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に挙げられる場合は、この限りでない。
- 六 同時に行う授業の数に応じ、必要な数の専用の普通教室を有すること。
- 七 図書室及び専用の実習室を有すること。
- 八 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書を有すること。
- 九 別表二に掲げる実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用することができること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。
- 十 専任の事務職員を有すること。
- 十一 管理及び維持経営の方法が確実であること。
- 十二 特定の医療機関に勤務する又は勤務していることを入学又は入所の条件とするなど学生若しくは生徒又はこれになろうとする者が特定の医療機関に勤務しない又は勤務していないことを理由に不利益な取扱いをしないこと。

(看護師学校養成所の指定基準)

第四条 法第二十一条第一号の大学、同条第二号の学校及び同条第三号の看護師養成所（以下「看護師学校養成所」という。）のうち、学校教育法第九十条第一項に該当する者（同法に基づく大学が同法第九十条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）を教育する課程を設けようとするものに係る令第十一条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 学校教育法第九十条第一項に該当する者（同法に基づく大学が同法第九十条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であることを入学又は入所の資格とするものであること。
- 二 修業年限は、三年以上であること。
- 三 教育の内容は、別表三に定めるもの以上であること。
- 四 別表三に掲げる各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち八人以上は看護師の資格を有する専任教員とし、その専任教員のうち一人は教務に関する主任者であること。
- 五 一の授業科目について同時に授業を行う学生又は生徒の数は、四十人以下であること。ただし、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に挙げられる場合は、この限りでない。
- 六 同時に行う授業の数に応じ、必要な数の専用の普通教室を有すること。
- 七 図書室並びに専用の実習室及び在宅看護実習室を有すること。ただし、実習室と在宅看護実習室とは兼用とすることができる。
- 八 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書を有すること。
- 九 別表三に掲げる実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用することができること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。
- 十 専任の事務職員を有すること。

- 十一 管理及び維持経営の方法が確実であること。
- 十二 特定の医療機関に勤務する又は勤務していることを入学又は入所の条件とするなど学生若しくは生徒又はこれになろうとする者が特定の医療機関に勤務しない又は勤務していないことを理由に不利益な取扱いをしないこと。
- 2 看護師学校養成所のうち、免許を得た後三年以上業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師を教育する課程を設けようとするものに係る令第十一条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。ただし、前項に規定する課程を併せて設けようとするものについては、第十号の規定は適用しない。
 - 一 免許を得た後三年以上業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師であることを入学又は入所の資格とするものであること。ただし、通信制の課程においては、免許を得た後七年以上業務に従事している准看護師であることを入学又は入所の資格とするものであること。
 - 二 修業年限は、二年以上であること。
 - 三 教育の内容は、別表三の二に定めるもの以上であること。
 - 四 別表三の二に掲げる各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち七人以上（通信制の課程においては、十人以上（当該課程の入学定員又は入所定員が三百人以下である場合にあっては、八人以上））は看護師の資格を有する専任教員とし、その専任教員のうち一人は教務に関する主任者であること。
 - 五 一の授業科目について同時に授業を行う学生又は生徒の数は、四十人以下であること。ただし、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に挙げられる場合は、この限りでない。
 - 六 同時に行う授業の数に応じ、必要な数の専用の普通教室を有すること。
 - 七 図書室並びに専用の実習室及び在宅看護実習室を有すること。ただし、実習室と在宅看護実習室とは兼用とすることができる。
 - 八 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書を有すること。
 - 九 別表三の二に掲げる実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用することができること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。
 - 十 専任の事務職員を有すること。
 - 十一 管理及び維持経営の方法が確実であること。
 - 十二 特定の医療機関に勤務する又は勤務していることを入学又は入所の条件とするなど学生若しくは生徒又はこれになろうとする者が特定の医療機関に勤務しない又は勤務していないことを理由に不利益な取扱いをしないこと。
- 3 看護師学校養成所のうち、高等学校及び当該高等学校の専攻科（以下この項において「専攻科」という。）において看護師を養成する課程を設けようとするものに係る令第十一条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。
 - 一 高等学校及び専攻科が、看護師を養成するために一貫した教育を施すものであること。
 - 二 専攻科の修業年限は、二年以上であること。
 - 三 教育の内容は、別表三の三に定めるもの以上であること。
 - 四 別表三の三に掲げる各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち八人以上は看護師の資格を有する専任教員とし、その専任教員のうち一人は教務に関する主任者であること。
 - 五 一の授業科目について同時に授業を行う生徒の数は、四十人以下であること。

ただし、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に挙げられる場合は、この限りでない。

- 六 同時に行う授業の数に応じ、必要な数の専用の普通教室を有すること。
- 七 図書室並びに専用の実習室及び在宅看護実習室を有すること。ただし、実習室と在宅看護実習室とは兼用とすることができる。
- 八 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書を有すること。
- 九 別表三の三に掲げる実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用することができること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。
- 十 専任の事務職員を有すること。
- 十一 管理及び維持経営の方法が確実であること。
- 十二 特定の医療機関に勤務する又は勤務していることを入学の条件とするなど生徒又はこれになろうとする者が特定の医療機関に勤務しない又は勤務していないことを理由に不利益な取扱いをしないこと。

(准看護師学校養成所の指定基準)

第五条 法第二十二条第一号の学校（以下「准看護師学校」という。）に係る令第十一条第一項の主務省令で定める基準及び准看護師養成所に係る令第十八条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 学校教育法第五十七条に該当する者であることを入学若しくは入所の資格とするもの又は中等教育学校の後期課程であること。
- 二 修業年限は、二年以上であること。
- 三 教育の内容は、別表四に定めるもの以上であること。
- 四 別表四に掲げる各科目を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち五人以上は看護師の資格を有する専任教員とし、その専任教員のうち一人は教務に関する主任者であること。
- 五 一の授業科目について同時に授業を行う生徒の数は、四十人以下であること。
ただし、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に挙げられる場合は、この限りでない。
- 六 同時に行う授業の数に応じ、必要な数の専用の普通教室を有すること。
- 七 図書室及び専用の実習室を有すること。
- 八 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書を有すること。
- 九 別表四に掲げる実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用することができること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。
- 十 専任の事務職員を有すること。
- 十一 管理及び維持経営の方法が確実であること。
- 十二 特定の医療機関に勤務する又は勤務していることを入学又は入所の条件とするなど生徒又はこれになろうとする者が特定の医療機関に勤務しない又は勤務していないことを理由に不利益な取扱いをしないこと。

(指定基準の特例)

第五条の二 保健師学校養成所、助産師学校養成所、看護師学校養成所又は准看護師学校養成所（以下この項において「保健師等学校養成所」という。）であつて、複数の保健師等学校養成所の指定を併せて受けようとするものについては、第二条から前条までの規定にかかわらず、教育上支障がない場合に限り、第二条第七号、第三条第七号、第四条第一項第七号、同条第二項第七号、同条第三項第七号又は第五条第七号の図書室（以下この項において「図書室」という。）は併せて指定を受け

ようとする保健師等学校養成所の図書室と、第二条第七号、第三条第七号、第四条第一項第七号、同条第二項第七号、同条第三項第七号若しくは第五条第七号の実習室又は第四条第一項第七号、同条第二項第七号若しくは同条第三項第七号の在宅看護実習室（以下この項において「実習室等」という。）は併せて指定を受けようとする保健師等学校養成所の実習室等と、それぞれ兼用とすることができる。

（指定基準の特例）

第六条 保健師学校養成所であつて、看護師学校養成所のうち第四条第一項に規定する課程を設けるものと併せて指定を受け、かつ、その学生又は生徒に対し一の教育課程により別表一及び別表三に掲げる教育内容を併せて教授しようとするものに対する第二条第一号の規定の適用については、「法第二十一条各号のいずれかに該当する者」とあるのは「学校教育法第九十条第一項に該当する者（同法に基づく大学が同法第九十条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）」とする。

2 助産師学校養成所であつて、看護師学校養成所のうち第四条第一項に規定する課程を設けるものと併せて指定を受け、かつ、その学生又は生徒に対し一の教育課程により別表二及び別表三に掲げる教育内容を併せて教授しようとするものに対する第三条第一号の規定の適用については、「法第二十一条各号のいずれかに該当する者」とあるのは「学校教育法第九十条第一項に該当する者（同法に基づく大学が同法第九十条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）」とする。

（指定に関する報告事項）

第六条の二 令第十一条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項（国の設置する看護師等養成所にあつては、第一号に掲げる事項を除く。）とする。

- 一 設置者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）
- 二 名称
- 三 位置
- 四 指定をした年月日及び設置年月日（設置されていない場合にあつては、設置予定年月日）
- 五 学則（課程、修業年限及び入所定員に関する事項に限る。）
- 六 長の氏名

（指定の申請書の記載事項等）

第七条 令第十二条の申請書には、次に掲げる事項（地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。）の設置する保健師学校養成所、助産師学校養成所、看護師学校養成所又は准看護師学校若しくは准看護師養成所にあつては、第十号に掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。この場合において、保健師学校養成所については、第九号中「診療科名及び患者収容定員並びに最近二年間の年別の入院患者延数、外来患者延数及び分べん取扱数」とあるのは、「専任又は兼任別の医師及び保健師の定員」とする。

- 一 設置者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）
- 二 名称
- 三 位置
- 四 設置年月日
- 五 学則
- 六 長の氏名
- 七 教員の氏名、担当科目及び専任又は兼任の別

八 校舎の各室の用途及び面積

九 実習施設の名称、位置、開設者の氏名（法人にあつては、名称）、診療科名及び患者収容定員並びに最近二年間の年別の入院患者延数、外来患者延数及び分べん取扱数（実習施設が二以上あるときは、施設別に記載するものとする。）

十 収支予算及び向こう二年間の財政計画

2 令第二十一条の規定により読み替えて適用する令第十二条の書面には、前項第二号から第九号までに掲げる事項を記載しなければならない。

3 第一項の申請書又は前項の書面には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 長及び教員の履歴書

二 校舎の配置図及び平面図

三 教授用及び実習用の機械器具、標本、模型及び図書の目録

四 実習施設における実習についての当該施設の開設者の承諾書

（変更の承認又は届出を要する事項）

第八条 令第十三条第一項（令第二十条において準用する場合及び令第二十一条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、前条第一項第五号に掲げる事項（課程、修業年限、教育課程及び入学定員又は入所定員に関する事項に限る。）、同項第八号に掲げる事項又は実習施設とする。

2 令第十三条第二項（令第二十条において準用する場合及び令第二十一条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項又は同項第五号に掲げる事項（課程、修業年限、教育課程及び入学定員又は入所定員に関する事項を除く。）とする。

（変更の承認又は届出に関する報告）

第八条の二 令第十三条第三項（令第二十一条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告は、毎年五月三十一日までに、次に掲げる事項について、それぞれ当該各号に掲げる期間に係るものを取りまとめて、厚生労働大臣に報告するものとする。

一 変更の承認に係る事項（第七条第一項第八号に掲げる事項及び実習施設を除く。） 当該年の前年の四月一日から当該年の三月三十一日までの期間

二 変更の届出又は通知に係る事項 当該年の前年の五月一日から当該年の四月三十日までの期間

（報告を要する事項）

第九条 令第十四条第一項（令第二十条において準用する場合及び令第二十一条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 当該学年度の学年別の学生又は生徒の数

二 前学年度の卒業者数

三 前学年度における教育の実施状況の概要

2 令第十四条第二項（令第二十一条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、前項第三号に掲げる事項とする。

（指定の取消しに関する報告事項）

第九条の二 令第十六条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項（国の設置する看護師等養成所にあつては、第一号に掲げる事項を除く。）とする。

一 設置者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）

二 名称

三 位置

四 指定を取り消した年月日

五 指定を取り消した理由

(指定取消しの申請書等の記載事項)

第十条 令第十七条（令第二十条において準用する場合を含む。）の申請書又は令第二十一条の規定により読み替えて適用する令第十七条（令第二十条において準用する場合を含む。）の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 指定の取消しを受けようとする理由

二 指定の取消しを受けようとする予定期日

三 在学中の学生又は生徒があるときはその措置

(准看護師養成所の指定の申請書の記載事項等)

第十一条 令第十九条の申請書には、第七条第一項各号に掲げる事項（公立の准看護師養成所にあつては、第十号に掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。

2 令第二十一条の規定により読み替えて適用する令第十九条の書面には、第七条第一項第二号から第九号までに掲げる事項を記載しなければならない。

3 第一項の申請書又は前項の書面には、第七条第三項各号に掲げる書類を添えなければならない。

第十二条から第十六条まで 削除

附 則 抄

第十七条 この省令は、昭和二十六年九月一日から施行する。

(保健師学校養成所の入学又は入所資格の特例)

第十八条 第二条第一号の規定にかかわらず、指定を受けた学校教育法第二百二十四条の規定による専修学校若しくは同法第百三十四条第一項の規定による各種学校又は保健師養成所においては、法第五十一条第一項の者若しくは法第五十一条第三項の規定により厚生労働大臣の免許を受けた者又は法第五十三条第一項の者若しくは法第五十三条第三項の規定により厚生労働大臣の免許を受けた者を入学又は入所させることができる。

(助産師学校養成所の入学又は入所資格の特例)

第十九条 第三条第一号の規定にかかわらず、指定を受けた学校教育法第二百二十四条の規定による専修学校若しくは同法第百三十四条第一項の規定による各種学校又は助産師養成所においては、法第五十二条第一項の者若しくは法第五十二条第三項の規定により厚生労働大臣の免許を受けた者又は法第五十三条第一項の者若しくは法第五十三条第三項の規定により厚生労働大臣の免許を受けた者を入学又は入所させることができる。

(看護師学校養成所の入学又は入所資格の特例)

第二十条 第四条第一項又は第三項の規定にかかわらず、指定を受けた学校教育法第二百二十四条の規定による専修学校若しくは同法第百三十四条第一項の規定による各種学校又は看護師養成所（免許を得た後三年以上業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師を教育する課程を除く。）においては、法第五十三条第一項の者若しくは法第五十三条第三項の規定により厚生労働大臣の免許を受けた者又は従前の規定による中等学校の卒業者若しくは専門学校入学者検定規程により検定に合格した者を入学又は入所させることができる。

(准看護師学校養成所の入学又は入所資格の特例)

第二十一条 第五条第一号の規定にかかわらず、准看護師学校又は准看護師養成所においては、従前の規定による国民学校高等科の卒業者又は中等学校の二年の課程を終った者を入学又は入所させることができる。

(保健師の資格を有する専任教員の特例)

第二十二条 第二条第四号の規定による保健師の資格を有する専任教員については、昭和二十六年九月一日以後も当分の間法第五十一条第一項の者をもつてこれに充てることができる。

(助産師の資格を有する専任教員の特例)

第二十三条 第三条第四号の規定による助産師の資格を有する専任教員については、昭和二十六年九月一日以後も当分の間法第五十二条第一項の者をもつてこれに充てることができる。

(看護師の資格を有する専任教員の特例)

第二十四条 第四条第一項第四号若しくは同条第二項第四号又は第五条第四号の規定による看護師の資格を有する専任教員については、当分の間法第五十三条第一項の者をもつてこれに充てることができる。

附 則 (昭和二七年二月一一日文部・厚生省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三一年一〇月六日文部・厚生省令第二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四二年十一月三〇日文部省・厚生省令第一号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四三年一二月二六日文部省・厚生省令第一号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四四年一〇月一五日文部省・厚生省令第三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四六年二月二五日文部省・厚生省令第一号)

1 この省令は、昭和四十六年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現に指定を受けた学校又は養成所において保健婦又は助産婦として必要な知識及び技能を修習中の者に係る教育の内容については、この省令による改正後の別表一及び別表二の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則 (昭和五一年一月一〇日文部省・厚生省令第一号)

この省令は、学校教育法の一部を改正する法律(昭和五十年法律第五十九号)の施行の日(昭和五十一年一月十一日)から施行する。

附 則 (昭和五三年八月一一日文部省・厚生省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年三月二九日文部省・厚生省令第一号)

1 この省令は、平成二年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現に指定を受けた学校又は養成所において、保健婦、助産婦、看護婦又は准看護婦として必要な知識及び技能を修習中の者に係る教育の内容については、この省令による改正後の別表一から別表四までの規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成六年三月三〇日文部省・厚生省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成八年八月二六日文部省・厚生省令第一号）

- 1 この省令は、平成九年四月一日から施行する。
- 2 この省令の施行の際現に指定を受けている学校又は養成所において、保健師、助産師又は看護師として必要な知識及び技能を修習中の者に係る教育の内容については、改正後の別表一から別表三までの規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
- 3 看護師学校養成所における看護師の資格を有する専任教員の数については、平成二十三年三月三十一日までの間、改正後の第四条第一項第四号の規定中「八人」とあるのは、「六人」とする。
- 4 この省令の施行の際現に指定を受けている学校又は養成所における保健師、助産師又は看護師の資格を有する専任教員の数については、改正後の第二条第四号、第三条第四号及び第四条第一項第四号の規定にかかわらず、平成十四年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。
- 5 この省令の施行の際現に指定を受けている学校又は養成所（この省令の施行後に校舎等の新築、増築又は全面的な改築を行つたものを除く。）における一の授業科目について同時に授業を行う学生又は生徒の数については、改正後の第五条第五号、第六条第五号及び第七条第一項第五号の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則 （平成九年三月二四日文部省・厚生省令第一号）

この省令は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 （平成一〇年七月二三日文部省・厚生省令第一号）

- 1 この省令は、平成十一年四月一日から施行する。
- 2 この省令の施行の際現に指定を受けている看護師学校養成所（附則第四項及び第五項において「指定学校養成所」という。）において、看護師として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、改正後の別表三の二の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
- 3 看護師学校養成所における看護師の資格を有する専任教員の数については、平成二十三年三月三十一日までの間、改正後の第四条第二項第四号の規定中「七人」とあるのは「五人」とする。
- 4 指定学校養成所における看護師の資格を有する専任教員の数については、改正後の第四条第二項第四号の規定にかかわらず、平成十六年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。
- 5 指定学校養成所（この省令の施行後に校舎等の新築、増築又は全面的な改築を行つたものを除く。）における一の授業科目について同時に授業を行う学生又は生徒の数については、改正後の第七条第二項第五号の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則 （平成一一年三月二六日文部省・厚生省令第一号）

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 （平成一一年一二月二七日文部省・厚生省令第五号）

- 1 この省令は、平成十四年四月一日から施行する。
- 2 看護師学校養成所における看護師の資格を有する専任教員の数については、平成二十三年三月三十一日までの間、改正後の第四条第三項第四号の規定中「八人」とあるのは、「六人」とする。
- 3 この省令の施行の際現に指定を受けている准看護師学校又は准看護師養成所（附

則第五項及び第六項において「指定学校養成所」という。)において、准看護師として必要な知識及び技能を修習中の者に係る教育の内容については、改正後の別表四の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

- 4 准看護師学校又は准看護師養成所における看護師の資格を有する専任教員の数については、当分の間、改正後の第五条第四号の規定中「五人」とあるのは、「三人」とする。
- 5 指定学校養成所（看護師の資格を有する専任教員を三人以上有するものを除く。）であって次の各号のいずれかに該当するものにおける看護師の資格を有する専任教員の数については、改正後の第五条第四号の規定にかかわらず、平成十六年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。
 - 一 入学定員又は入所定員が二十人以下であるもの
 - 二 人口五万人未満の市町村であって次に掲げる地域をその区域内に有する市町村の区域に所在するもの
 - イ 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域
 - ロ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第二条第一項に規定する辺地
 - ハ 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により振興山村として指定された山村
 - ニ 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域
- 6 指定学校養成所（この省令の施行後に校舎等の新築、増築又は全面的な改築を行ったものを除く。）における一の授業科目について同時に授業を行う生徒の数については、改正後の第五条第五号の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則 （平成一二年三月二九日文部省・厚生省令第二号） 抄
（施行期日）

- 1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 （平成一二年一〇月二〇日文部省・厚生省令第五号）
この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 （平成一三年十一月二七日文部科学省令第八〇号） 抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 （平成一四年二月二二日文部科学省・厚生労働省令第一号）
この省令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年三月一日）から施行する。

附 則 （平成一五年三月二六日文部科学省・厚生労働省令第一号）
この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 （平成一六年三月三十一日文部科学省・厚生労働省令第四号）
この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 （平成一八年三月三十一日文部科学省・厚生労働省令第一号）
この省令は、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律及び臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の

日（平成十八年四月一日）から施行する。

附 則 （平成一九年一二月二五日文部科学省・厚生労働省令第二号）

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年十二月二十六日）から施行する。

附 則 （平成二〇年一月八日文部科学省・厚生労働省令第一号）

- 1 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第一条中別表三の二の改正規定は、平成二十一年四月一日から施行する。
- 2 この省令の施行の際現に指定を受けている学校又は養成所において、保健師、助産師又は看護師として必要な知識及び技能を修習中の者に係る教育の内容については、この省令による改正後の別表一から別表三の三までの規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則 （平成二二年四月一日文部科学省・厚生労働省令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二三年一月六日文部科学省・厚生労働省令第一号）

- 1 この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。
- 2 この省令の施行の際現に指定を受けている学校又は養成所において、保健師又は助産師として必要な知識及び技能を修習中の者に係る教育の内容については、この省令による改正後の別表一及び別表二の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則 （平成二五年二月一四日文部科学省・厚生労働省令第一号）

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 （平成二七年三月三十一日文部科学省・厚生労働省令第二号）

（施行期日）

- 1 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 この省令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前にこの省令による改正前のそれぞれの省令の規定によりされた指定等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの省令の施行の際現にこの省令による改正前のそれぞれの省令の規定によりされている指定等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、施行日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、施行日以後におけるこの省令による改正後のそれぞれの省令の適用については、この省令による改正後のそれぞれの省令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。
- 3 この省令の施行前にこの省令による改正前のそれぞれの省令の規定により国に対して届出その他の手続をしなければならない事項で、この省令の施行の日前にその手続がされていないものについては、これを、この省令による改正後のそれぞれの省令の相当規定により地方公共団体の相当の機関に対して届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定を適用する。

附 則 （平成二八年八月二二日文部科学省・厚生労働省令第六号）

（施行期日）

- 1 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。
（検討）

- 2 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、この省令の施行後、この省令による改正後の保健師助産師看護師学校養成所指定規則第四条第二項に規定する看護師学校養成所に入学又は入所する学生又は生徒の数の動向、今後の看護師学校養成所の教育の内容の見直しの状況等を勘案し、同項第一号ただし書に規定する通信制の課程における准看護師の入学又は入所の資格について、准看護師の免許を得た後五年以上業務に従事していることとすることを含めて検討を加え、その結果に基づいて、この省令の施行後三年を目途に必要な見直しを行うものとする。

附 則 （令和二年一〇月三〇日文部科学省・厚生労働省令第三号）

- 1 この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、別表三の二の改正規定は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 この省令の施行の際現に指定を受けている学校又は養成所において、保健師、助産師、看護師又は准看護師として必要な知識及び技能を修習中の者に係る教育の内容については、この省令による改正後の別表一から別表四までの規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則 （令和四年九月三〇日文部科学省・厚生労働省令第三号）

この省令は、令和四年十月一日から施行する。

別表一（第二条関係）

教育内容	単位数	備考
公衆衛生看護学	一八（一六）	健康危機管理を含む。
公衆衛生看護学概論	二	
個人・家族・集団・組織の支援	一六（一四）	
公衆衛生看護活動展開論		
公衆衛生看護管理論		
疫学	二	
保健統計学	二	
保健医療福祉行政論	四（三）	
臨地実習	五	
公衆衛生看護学実習	五	
個人・家族・集団・組織の支援実習	二	保健所・市町村での実習を含む。
公衆衛生看護活動展開論実習	三	
公衆衛生看護管理論実習		

合計	三一（二八）	

備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項の規定の例による。この場合において、実験、実習又は実技による授業に係る単位の計算方法については、同項中「第二十五条第一項に規定する」とあるのは「実験、実習又は実技の」と、「おおむね十五時間」とあるのは「三十時間」と読み替えるものとする。

二 看護師学校養成所のうち第四条第一項に規定する課程を設けるものと併せて指定を受け、かつ、その学生又は生徒に対し一の教育課程によりこの表及び別表三に掲げる教育内容を併せて教授しようとするものにあつては、括弧内の数字によることができる。

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習五単位以上及び臨地実習以外の教育内容二十六単位以上であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表二（第三条関係）

教育内容	単位数	備考
基礎助産学	六（五）	
助産診断・技術学	一〇	
地域母子保健	二	
助産管理	二	
臨地実習	一一	
助産学実習	一一	
		実習中分べんの取扱いについては、助産師又は医師の監督の下に学生一人につき十回程度行わせること。この場合において、原則として、取り扱う分べんは、正期産・経膈分べん・頭位単胎とし、分べん第一期から第三期終了より二時間までとする。
合計	三一（三	

	○)	
--	----	--

備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。この場合において、実験、実習又は実技による授業に係る単位の計算方法については、同項中「第二十五条第一項に規定する」とあるのは「実験、実習又は実技の」と、「おおむね十五時間」とあるのは「三十時間」と読み替えるものとする。

二 看護師学校養成所のうち第四条第一項に規定する課程を設けるものと併せて指定を受け、かつ、その学生又は生徒に対し一の教育課程によりこの表及び別表三に掲げる教育内容を併せて教授しようとするものにあつては、括弧内の数字によることができる。

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習十一単位以上及び臨地実習以外の教育内容二十単位以上であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表三（第四条関係）

教育内容		単位数
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活・社会の理解	一四
専門基礎分野	人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進 健康支援と社会保障制度	一六 六
専門分野	基礎看護学 地域・在宅看護論 成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学 看護の統合と実践 臨地実習	一一 六（四） 六 四 四 四 四 四 四 二三

	基礎看護学	三
	地域・在宅看護論	二
	成人看護学	四
	老年看護学	
	小児看護学	
	母性看護学	二
	精神看護学	二
	看護の統合と実践	二
合計		一〇二 (一〇〇)

備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。この場合において、実験、実習又は実技による授業に係る単位の計算方法については、同項中「第二十五条第一項に規定する」とあるのは「実験、実習又は実技の」と、「おおむね十五時間」とあるのは「三十時間」と読み替えるものとする。

二 次に掲げる学校等において既に履修した科目については、その科目の履修を免除することができる。

イ 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学

ロ 歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）第十二条第一号の規定により指定されている歯科衛生士学校（イに掲げる学校教育法に基づく大学及び高等専門学校を除く。）又は同条第二号の規定により指定されている歯科衛生士養成所

ハ 診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二十条第一号の規定により指定されている学校又は診療放射線技師養成所

ニ 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第十五条第一号の規定により指定されている学校又は臨床検査技師養成所

ホ 理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第百三十七号）第十一条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設又は同法第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設

ヘ 視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）第十四条第一号又は第二号の規定により指定されている学校又は視能訓練士養成所

ト 臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）第十四条第一号、第二号又は第三号の規定により指定されている学校又は臨床工学技士養成所

チ 義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第十四条第一号、第二号又は第三号の規定により指定されている学校又は義肢装具士養成所

リ 救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第三十四条第一号、第二号又は第四号の規定により指定されている学校又は救急救命士養成所

ヌ 言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）第三十三条第一号、第二号、第

- 三号又は第五号の規定により指定されている学校又は言語聴覚士養成所
- 三 保健師学校養成所と併せて指定を受け、かつ、その学生又は生徒に対し一の教育課程によりこの表及び別表一に掲げる教育内容を併せて教授しようとするものにあつては、括弧内の数字によることができる。
- 四 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習二十三単位以上及び臨地実習以外の教育内容七十九単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十二単位以上及び専門分野四十三単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。
- 五 臨地実習の総単位数二十三単位から各教育内容の単位数の合計を減じた六単位については、学校又は養成所が教育内容を問わず定めることができるものとする。

別表三の二（第四条関係）

教育内容		単位数
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活・社会の理解	八
専門基礎分野	人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進 健康支援と社会保障制度	一〇 四
専門分野	基礎看護学 地域・在宅看護論 成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学 看護の統合と実践 臨地実習 基礎看護学	六 五 三 三 三 三 三 四 一六 二

	地域・在宅看護論	二
	成人看護学	四
	老年看護学	
	小児看護学	
	母性看護学	二
	精神看護学	二
	看護の統合と実践	二
合計		六八

備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。この場合において、実験、実習又は実技による授業に係る単位の計算方法については、同項中「第二十五条第一項に規定する」とあるのは「実験、実習又は実技の」と、「おおむね十五時間」とあるのは「三十時間」と読み替えるものとする。

二 前号の規定にかかわらず、通信制の課程においては、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）第五条第一項の規定の例による。この場合において、実験、実習又は実技による授業に係る単位の計算方法については、同項中「第三条第一項に規定する」とあるのは「実験、実習又は実技の」と、「おおむね十五時間」とあるのは「三十時間」と読み替えるものとする。

三 通信制の課程における授業は、大学通信教育設置基準第三条第一項及び第二項に定める方法により行うものとする。ただし、同課程における臨地実習については、同条第一項に定める印刷教材等による授業及び面接授業並びに病院の見学により行うものとする。

四 次に掲げる学校等において既に履修した科目については、その科目の履修を免除することができる。

イ 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校又は旧大学令に基づく大学

ロ 歯科衛生士法第十二条第一号の規定により指定されている歯科衛生士学校（イに掲げる学校教育法に基づく大学及び高等専門学校を除く。）又は同条第二号の規定により指定されている歯科衛生士養成所

ハ 診療放射線技師法第二十条第一号の規定により指定されている学校又は診療放射線技師養成所

ニ 臨床検査技師等に関する法律第十五条第一号の規定により指定されている学校又は臨床検査技師養成所

ホ 理学療法士及び作業療法士法第十一条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設又は同法第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設

ヘ 視能訓練士法第十四条第一号又は第二号の規定により指定されている学校又は視能訓練士養成所

ト 臨床工学技士法第十四条第一号、第二号又は第三号の規定により指定されている学校又は臨床工学技士養成所

チ 義肢装具士法第十四条第一号、第二号又は第三号の規定により指定されてい

- る学校又は義肢装具士養成所
- リ 救急救命士法第三十四条第一号、第二号又は第四号の規定により指定されている学校又は救急救命士養成所
- ヌ 言語聴覚士法第三十三条第一号、第二号、第三号又は第五号の規定により指定されている学校又は言語聴覚士養成所
- 五 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習十六単位以上及び臨地実習以外の教育内容五十二単位以上（うち基礎分野八単位以上、専門基礎分野十四単位以上及び専門分野三十単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。
- 別表三の三（第四条関係）

教育内容		単位数		
		高等学校	専攻科	合計
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活・社会の理解	六	一〇	一六
専門基礎分野	人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進 健康支援と社会保障制度	七 一	九 五	一六 六
専門分野	基礎看護学 地域・在宅看護論 成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学 看護の統合と実践 臨地実習 基礎看護学	八 一 二 一 一 一 一〇 三	四 五 四 三 三 三 四 四 一六	一二 六 六 四 四 四 四 四 二六 三

地域・在宅看護論		二	二
成人看護学	二	二	四
老年看護学			
小児看護学			
母性看護学			
精神看護学		二	二
看護の統合と実践		二	二
合計	三八	七〇	一〇八

備考 一 単位の計算方法は、高等学校においては、高等学校学習指導要領（平成三十年文部科学省告示第六十八号）第一章第二款第三項（一）アの規定による。

二 前号の規定にかかわらず、高等学校の専攻科においては、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。この場合において、実験、実習又は実技による授業に係る単位の計算方法については、同項中「第二十五条第一項に規定する」とあるのは「実験、実習又は実技の」と、「おおむね十五時間」とあるのは「三十時間」と読み替えるものとする。

三 高等学校及び専攻科が一貫した教育を施すために高等学校及び専攻科を併せた五年間の教育課程を編成することが特に必要と認められる場合において、教育内容ごとの高等学校及び専攻科における単位数の合計がこの表の教育内容ごとの単位数の合計以上であり、かつ、高等学校における単位数の合計が三十八単位以上及び専攻科における単位数の合計が七十単位以上であるときは、この表の教育内容ごとの単位数の高等学校及び専攻科への配当によらないことができる。

四 臨地実習の総単位数二十六単位から各教育内容の単位数の合計を減じた九単位については、高等学校又は専攻科が教育内容を問わず定めることができるものとする。

別表四（第五条関係）

教育内容		時間数
基礎分野	論理的思考の基盤	三五
	人間と生活・社会	三五
専門基礎分野	人体の仕組みと働き	一〇五
	栄養	三五
	薬理	七〇
	疾病の成り立ち	一〇五
	保健医療福祉の仕組み	三五

	看護と法律	」
専門分野	基礎看護	三八五
	看護概論	七〇
	基礎看護技術	二四五
	臨床看護概論	七〇
	成人看護	」 二一〇
	老年看護	
	母子看護	
	精神看護	七〇
	臨地実習	七三五
	基礎看護	二一〇
	成人看護	」 三八五
	老年看護	
	母子看護	
	精神看護	七〇
合計		一八九〇

看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン

(平成30年4月1日より施行。下線部は改正部分。)

新	旧
(略) 第1 課程の定義等 1 このガイドラインにおいて、看護師養成所における課程の定義は、次のとおりであること。 (1)～(4) (略) (5) 「2年課程(通信制)」とは、指定規則第4条第2項に規定する課程のうち同項第1号ただし書に基づき、免許を得た後<u>7</u>年以上業務に従事している准看護師を対象に、主として通信学習により2年以上の教育を行うものをいう。 なお、通信学習とは、印刷教材を送付若しくは指定し、主としてこれにより学修させる授業(以下「印刷教材による授業」という。)、主として放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる授業(以下「放送授業」という。)等により行われるものとする。 第2～3 (略) 第4 学生に関する事項 1 入学資格の確認 (1) 入学資格の確認は、次の書類を提出させることにより確実に行うこと。 ア (略) イ 看護師養成所 (ア)～(イ) (略) (ウ) 2年課程(通信制)にあっては、准看護師免許を取得していること及び免許を得た後<u>7</u>年以上業務に従事していることを証明する次の書類 a 准看護師免許証の写し b 准看護師として<u>7</u>年(84か月)以上業務に従事した旨の就業証明書 なお、入学願書の提出時に准看護師として業務に従事した期間が、<u>7</u>年(84か月)に満たない者は、入学時に就業証明書を提出させ、業務従事期間を	(略) 第1 課程の定義等 1 このガイドラインにおいて、看護師養成所における課程の定義は、次のとおりであること。 (1)～(4) (略) (5) 「2年課程(通信制)」とは、指定規則第4条第2項に規定する課程のうち同項第1号ただし書に基づき、免許を得た後 <u>10</u> 年以上業務に従事している准看護師を対象に、主として通信学習により2年以上の教育を行うものをいう。 なお、通信学習とは、印刷教材を送付若しくは指定し、主としてこれにより学修させる授業(以下「印刷教材による授業」という。)、主として放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる授業(以下「放送授業」という。)等により行われるものとする。 第2～3 (略) 第4 学生に関する事項 1 入学資格の確認 (1) 入学資格の確認は、次の書類を提出させることにより確実に行うこと。 ア (略) イ 看護師養成所 (ア)～(イ) (略) (ウ) 2年課程(通信制)にあっては、准看護師免許を取得していること及び免許を得た後 <u>10</u> 年以上業務に従事していることを証明する次の書類 a 准看護師免許証の写し b 准看護師として <u>10</u> 年(120か月)以上業務に従事した旨の就業証明書 なお、入学願書の提出時に准看護師として業務に従事した期間が、<u>10</u>年(120か月)に満たない者は、入学時に就業証明書を提出させ、業務従事期間を

確認すること。

(エ) 2年課程、2年課程（定時制）及び2年課程（通信制）の入学資格については、以下の点に留意されたいこと。

- a 就業証明書とは、准看護師として業務に従事した施設の長（2以上の施設で業務に従事したときは、従事した施設すべての長）の発行する証明書をいうものであること。
- b 准看護師として業務に従事した月数（2年課程及び2年課程（定時制）については36か月以上、2年課程（通信制）については84か月以上であること。）の算定に当たっては、准看護師として最初に勤務した日の属する月及び最後に勤務を終了した日の属する月は、それぞれ1か月として算定して差し支えないこと。
- c 学校教育法第90条の規定により大学に入学することのできる者（高等学校又は中等教育学校を卒業した者を除く。）であって准看護師であるものは、高等学校又は中等教育学校を卒業した准看護師と同様に2年課程及び2年課程（定時制）の入学資格を有するものであること。
- d 入学を認める際は、准看護師籍への登録が行われているかどうかの確認を徹底して行うこと。

なお、学校教育法第90条の規定により大学に入学することのできる者については、入学時に准看護師免許証又は准看護師籍登録証明書を提示又は提出することができないものであっても、入学時に免許申請がなされていることを確認した場合は、准看護師免許を取得した者とみなして当面入学させて差し支えないこと。この場合においては、准看護師籍への登録が完了し次第准看護師免許証の確認を行うこと。

e 2年課程（通信制）の入学生の業務従事期間を確認する際は、看護実践能力等、学生の学習準備状況を十分に把握するために、准看護師としてのこれまでの就業形態、就業場所、就業日数・時間について総合的に確認すること。

ウ （略）

(2) ～ (3) （略）

2 ～ 5 （略）

確認すること。

(エ) 2年課程、2年課程（定時制）及び2年課程（通信制）の入学資格については、以下の点に留意されたいこと。

- a 就業証明書とは、准看護師として業務に従事した施設の長（2以上の施設で業務に従事したときは、従事した施設すべての長）の発行する証明書をいうものであること。
- b 准看護師として業務に従事した月数（2年課程及び2年課程（定時制）については36か月以上、2年課程（通信制）については120か月以上であること。）の算定に当たっては、准看護師として最初に勤務した日の属する月及び最後に勤務を終了した日の属する月は、それぞれ1か月として算定して差し支えないこと。
- c 学校教育法第90条の規定により大学に入学することのできる者（高等学校又は中等教育学校を卒業した者を除く。）であって准看護師であるものは、高等学校又は中等教育学校を卒業した准看護師と同様に2年課程及び2年課程（定時制）の入学資格を有するものであること。
- d 入学を認める際は、准看護師籍への登録が行われているかどうかの確認を徹底して行うこと。

なお、学校教育法第90条の規定により大学に入学することのできる者については、入学時に准看護師免許証又は准看護師籍登録証明書を提示又は提出することができないものであっても、入学時に免許申請がなされていることを確認した場合は、准看護師免許を取得した者とみなして当面入学させて差し支えないこと。この場合においては、准看護師籍への登録が完了し次第准看護師免許証の確認を行うこと。

ウ （略）

(2) ～ (3) （略）

2 ～ 5 （略）

第5 教員に関する事項

1 専任教員及び教務主任

(1)～(7) (略)

(8) 専任教員は、保健師養成所及び助産師養成所では3人以上、看護師養成所では、3年課程（定時制を含む）にあつては8人以上、2年課程（全日制及び定時制）にあつては7人以上、2年課程（通信制）にあつては10人以上、准看護師養成所にあつては5人以上（当分の間、3人以上）確保すること。ただし、2年課程（通信制）にあつては学生総定員が300人以下の場合は、8人以上とする。

(9)～(14) (略)

2～5 (略)

第6 教育に関する事項

1～4 (略)

5 2年課程（通信制）

(1)～(2) (略)

(3) 教育実施上の留意事項

ア 講義は、試験等を含め年間を通じて適切に行うこと。

イ 郵便事情等による不測の事態への対処方針を定めておくこと。

ウ 別表3-2で示す2年課程（通信制）の教育について、臨地実習における面接授業の他に、専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱ及び統合分野においては、対面による授業10日を行うこと。対面による授業は、学生が養成所等に通学し、教員と対面し直接指導を受けて、別表3-2の備考を参照し、学生の看護実践能力を把握・評価した上で個別の状況を考慮した教育が行われるものであること。

6 (略)

第7～第9 (略)

別表1～別表3-1 (略)

第5 教員に関する事項

1 専任教員及び教務主任

(1)～(7) (略)

(8) 専任教員は、保健師養成所及び助産師養成所では3人以上、看護師養成所では、3年課程（定時制を含む）にあつては8人以上、2年課程（定時制及び通信制を含む）にあつては7人以上、准看護師養成所にあつては5人以上（当分の間、3人以上）確保すること。

(9)～(14) (略)

2～5 (略)

第6 教育に関する事項

1～4 (略)

5 2年課程（通信制）

(1)～(2) (略)

(3) 教育実施上の留意事項

ア 講義は、試験等を含め年間を通じて適切に行うこと。

イ 郵便事情等による不測の事態への対処方針を定めておくこと。

6 (略)

第7～第9 (略)

別表1～別表3-1 (略)

別表 3-2 看護師教育の基本的考え方、留意点等（2年課程、2年課程（定時制）、2年課程（通信制））

教育の基本的考え方	
1) 人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として幅広く理解し、看護師としての人間関係を形成する能力を養う。 2) 看護師としての責務を自覚し、倫理に基づいた看護を実践する基礎的能力を養う。 3) 科学的根拠に基づき、看護を計画的に実践する基礎的能力を養う。 4) 健康の保持・増進、疾病の予防、健康の回復に関わる看護を、健康の状態やその変化に応じて実践する基礎的能力を養う。 5) 保健・医療・福祉システムにおける自らの役割及び他職種の役割を理解し、他職種と連携・協働する基礎的能力を養う。 6) 専門職業人として、最新知識・技術を自ら学び続ける基礎的能力を養う。	

教育内容		2 年課程 2 年課程 (定時制)	2 年課程（通信制）		留意点
		単位数	通信学習		
			単位数	備 考	
基礎分野	科学的思考の基盤	7	7	1 単位の授業科目を 45 時間の学修に相当する内容にすること。また、1 単位ごとに 1 レポート、単位認定試験等を課すことを標準として、達成度を確認すること。	「専門基礎分野」及び「専門分野」の基礎となる科目を設定し、併せて、科学的思考力及びコミュニケーション能力を高め、感性を磨き、自由で主体的な判断と行動を促す内容とする。
	人間と生活・社会の理解				

別表 3-2 看護師教育の基本的考え方、留意点等（2年課程、2年課程（定時制）、2年課程（通信制））

教育の基本的考え方	
1) 人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として幅広く理解し、看護師としての人間関係を形成する能力を養う。 2) 看護師としての責務を自覚し、倫理に基づいた看護を実践する基礎的能力を養う。 3) 科学的根拠に基づき、看護を計画的に実践する基礎的能力を養う。 4) 健康の保持・増進、疾病の予防、健康の回復に関わる看護を、健康の状態やその変化に応じて実践する基礎的能力を養う。 5) 保健・医療・福祉システムにおける自らの役割及び他職種の役割を理解し、他職種と連携・協働する基礎的能力を養う。 6) 専門職業人として、最新知識・技術を自ら学び続ける基礎的能力を養う。	

教育内容		2 年課程 2 年課程 (定時制)	2 年課程（通信制）		留意点
		通信学習			
		単位数	備 考		
基礎分野	科学的思考 の基盤 人 間 と 生 活 ・ 社会の 理解	7	7	1 単位の授業科目を 45 時間の学修に相当する内容にすること。また、1 単位ごとに1レポート、単位認定試験等を課すことを標準として、達成度を確認すること。	「専門基礎分野」及び「専門分野」の基礎となる科目を設定し、併せて、科学的思考力及びコミュニケーション能力を高め、感性を磨き、自由で主体的な判断と行動を促す内容とする。 人間と社会を幅広く理解出来る内容とし、家族論、人間関係論、カウンセリング理論と技法等を含む

						ものとする。 国際化及び情報化へ対応しうる能力を養う内容を含むものとする。 職務の特性に鑑み、人権の重要性について十分理解し、人権意識の普及・高揚を図る内容を含むことが望ましい。						ものとする。 国際化及び情報化へ対応しうる能力を養う内容を含むものとする。 職務の特性に鑑み、人権の重要性について十分理解し、人権意識の普及・高揚を図る内容を含むことが望ましい。	
	小 計	7	7					小 計	7	7			
	専門基礎分野	人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進 健康支援と社会保障制度	10 4	10 4		人体を系統だてて理解し、健康・疾病・障害に関する観察力、判断力を強化するため、解剖生理学、生化学、栄養学、薬理学、病理学、病態生理学、微生物学等を臨床で活用可能なものとして学ぶ内容とする。 演習を強化する内容とする。 人々が生涯を通じて、健康や障害の状態に応じて社会資源を活用できるように必要な知識と基礎的な能力を養う内容とし、保健・医療・福祉に関する基本概念、関係制度、関係する職種の役割の理解等を含むものとする。	専門基礎分野	人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進 健康支援と社会保障制度	10 4	10 4		人体を系統だてて理解し、健康・疾病・障害に関する観察力、判断力を強化するため、解剖生理学、生化学、栄養学、薬理学、病理学、病態生理学、微生物学等を臨床で活用可能なものとして学ぶ内容とする。 演習を強化する内容とする。 人々が生涯を通じて、健康や障害の状態に応じて社会資源を活用できるように必要な知識と基礎的な能力を養う内容とし、保健・医療・福祉に関する基本概念、関係制度、関係する職種の役割の理解等を含むものとする。	
	小 計	14	14	小 計				14	14				
専門分野Ⅰ	基礎看護学	6	6		専門分野Ⅰでは、各看護学及び在宅看護論の基盤となる基礎的理論や基礎的技術を学ぶため、看護学概論、看護技術、臨床看護総論を含む内容とし、演習を強化する内容とする。 コミュニケーション、フィジカルアセスメントを強化する内容とする。 事例等に対して、看護技術を適用する方法の基礎を学ぶ内容とする。 看護師として倫理的な判断をするための基礎的能力を養い、問題解決能力を強化する内容とする。	専門分野Ⅰ	基礎看護学	6	6		専門分野Ⅰでは、各看護学及び在宅看護論の基盤となる基礎的理論や基礎的技術を学ぶため、看護学概論、看護技術、臨床看護総論を含む内容とし、演習を強化する内容とする。 コミュニケーション、フィジカルアセスメントを強化する内容とする。 事例等に対して、看護技術を適用する方法の基礎を学ぶ内容とする。 看護師として倫理的な判断をするための基礎的能力を養い、問題解決能力を強化する内容とする。		
	臨地実習						臨地実習						
			紙上事例演習		病院見学実習 及び面接授業				紙上事例演習		病院見学実習 及び面接授業		
			単位数	備 考	単位数	備 考			単位数	備 考	単位数	備 考	

	基礎看護学	2	1	3 事例程度	1	病院見学実習 2 日及び 面接授業 3 日	2 年課程（通信制）については、紙上事例演習、病院等見学実習、面接授業で代える。
	小 計	8	7	3 事 例 程 度	1		
専門分野Ⅱ	成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学	3 3 3 3 3	3 3 3 3 3	1 単位の授業科目を 45 時間の学修に相当する内容にすること。また、1 単位ごとに 1 レポート、単位認定試験等を課すことを標準として、達成度を確認すること。			講義、演習及び実習を効果的に組み合わせ、看護実践能力の向上を図る内容とする。 健康の保持・増進及び疾病の予防に関する看護の方法を学ぶ内容とする成長発達段階を深く理解し、様々な健康状態にある人々及び多様な場で看護を必要とする。人々に対する看護の方法を学ぶ内容とする。
	臨地実習			紙上事例演習	病院見学実習 及び面接授業		
				単位数	備 考	単位数	備 考
	成人看護学	2	1	3 事例程度	1	教育内容ごとに	知識・技術を看護実践の場面に適用し、看護の理論と実践を結びつけて理解できる能力を養う実習とする。 チームの一員としての役割を学ぶ実習とする。 保健・医療・福祉との連携、協働を通して、看護を実践する実習とする。 多様な看護実践の場（病院、施設等）で実習する。 2 年課程（通信制）については、紙上事例演習、病院等見学実習、面接授業で代える。
	老年看護学	2	1	3 事例程度	11	病院見学実習 2 日	
	小児看護学	2	1	3 事例程度	11	及び面接授業 3 日	
	母性看護学	2	1	3 事例程度	11		
	精神看護学	2	1	3 事例程度	1		
	小 計	25	20	15 事 例 程 度	5		
統合分野	在宅看護論	3	3	1 単位の授業科目を 45 時間の学修に相当する内容にすること。また、1 単位ごとに 1 レポート、単位認定試験等を課すことを標準とし			在宅看護論では地域で生活しながら療養する人々とその家族を理解し地域での看護の基礎を学ぶ内容とする。 地域で提供する看護を理解し、基礎的な技術を身につけ、他職種と協働する中での看護の役割を理解する内容とする。 地域での終末期看護に関する内

	基礎看護学	2	1	3 事例程度	1	病院見学実習 2 日及び 面接授業 3 日	2 年課程（通信制）については、紙上事例演習、病院等見学実習、面接授業で代える。
	小 計	8	7	3 事 例 程 度	1		
専門分野Ⅱ	成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学	3 3 3 3 3	3 3 3 3 3	1 単位の授業科目を 45 時間の学修に相当する内容にすること。また、1 単位ごとに 1 レポート、単位認定試験等を課すことを標準として、達成度を確認すること。			講義、演習及び実習を効果的に組み合わせ、看護実践能力の向上を図る内容とする。 健康の保持・増進及び疾病の予防に関する看護の方法を学ぶ内容とする成長発達段階を深く理解し、様々な健康状態にある人々及び多様な場で看護を必要とする。人々に対する看護の方法を学ぶ内容とする。
	臨地実習			紙上事例演習	病院見学実習 及び面接授業		
				単位数	備 考	単位数	備 考
	成人看護学	2	1	3 事例程度	1	教育内容ごとに	知識・技術を看護実践の場面に適用し、看護の理論と実践を結びつけて理解できる能力を養う実習とする。 チームの一員としての役割を学ぶ実習とする。 保健・医療・福祉との連携、協働を通して、看護を実践する実習とする。 多様な看護実践の場（病院、施設等）で実習する。 2 年課程（通信制）については、紙上事例演習、病院等見学実習、面接授業で代える。
	老年看護学	2	1	3 事例程度	11	病院見学実習 2 日	
	小児看護学	2	1	3 事例程度	11	及び面接授業 3 日	
	母性看護学	2	1	3 事例程度	11		
	精神看護学	2	1	3 事例程度	1		
	小 計	25	20	15 事 例 程 度	5		
統合分野	在宅看護論	3	3	1 単位の授業科目を 45 時間の学修に相当する内容にすること。また、1 単位ごとに 1 レポート、単位認定試験等を課すことを標準とし			在宅看護論では地域で生活しながら療養する人々とその家族を理解し地域での看護の基礎を学ぶ内容とする。 地域で提供する看護を理解し、基礎的な技術を身につけ、他職種と協働する中での看護の役割を理解する内容とする。 地域での終末期看護に関する内

看護の統合と実践	4	4	て、達成度を確認すること。	容も含むものとする。 チーム医療及び他職種との協働の中で、看護師としてのメンバーシップ及びリーダーシップを理解する内容とする。 看護をマネジメントできる基礎的能力を養う内容とする。 医療安全の基礎的知識を含む内容とする。 災害直後から支援できる看護の基礎的知識について理解する内容とする。 国際社会において、広い視野に基づき、看護師として諸外国との協力を考える内容とする。 看護技術の総合的な評価を行う内容とする。	
臨地実習	2 2	紙上事例演習		病院見学実習及び面接授業	
在宅看護論 看護の統合と実践		単位数	備 考	単位数	備 考
		1	3 事例程度	1	教育内容ごとに病院見学実習 2 日及び面接授業 3 日
		1	3 事例程度	1	
小 計		11	9	6 事例程度	2
総 計	65	65			2,180 時間以上の講義・演習等を行うものとする。

看護の統合と実践	4	4	て、達成度を確認すること。			容も含むものとする。 チーム医療及び他職種との協働の中で、看護師としてのメンバーシップ及びリーダーシップを理解する内容とする。 看護をマネジメントできる基礎的能力を養う内容とする。 医療安全の基礎的知識を含む内容とする。 災害直後から支援できる看護の基礎的知識について理解する内容とする。 国際社会において、広い視野に基づき、看護師として諸外国との協力を考える内容とする。 看護技術の総合的な評価を行う内容とする。
臨地実習			紙上事例演習			病院見学実習及び面接授業
在宅看護論 看護の統合と実践	2 2	単位数	備 考	単位数	備 考	訪問看護に加え、地域における多様な場で実習を行うことが望ましい。 通信制を除く2年課程では、専門分野での実習を踏まえ、実務に即した実習、複数の患者を受け持つ実習、一勤務帯を通した実習を行う。また、夜間の実習を行うことが望ましい。 2年課程（通信制）については、紙上事例演習、病院等見学実習、面接授業で代える。
		1	3 事例程度	1	教育内容ごとに病院見学実習 2 日及び面接授業 3 日	
		1	3 事例程度	1		
小 計	11	9	6 事例程度	2		
総 計	65	65				2,180 時間以上の講義・演習等を行うものとする。

備考 2年課程（通信制）における第6の5の（3）で示す対面による授業については以下の内容を含む教育を行うこと。 ① 論理的思考のもと根拠に基づいた看護を実践するための問題解決プロセスを学ぶ内容 ② フィジカルアセスメントといった対象の理解と看護実践の基礎となる技術を習得し、理論と実践を統合して学ぶ内容 ③ 健康教育等において効果的なコミュニケーションについて学ぶ内容 別表 4～13-2 （略）	別表 4～13-2 （略）
---	----------------------

看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン（平成 27 年 3 月 31 日医政発 0331 第 21）

保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所及び准看護師養成所の運営に関する指導については、保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）、保健師助産師看護師法施行令（昭和 28 年政令第 386 号。以下「施行令」という。）及び保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和 26 年文部省・厚生省令第 1 号。以下「指定規則」という。）に定めるもののほか、このガイドラインに定めるところによる。

第 1 課程の定義等

1 このガイドラインにおいて、看護師養成所における課程の定義は、次のとおりであること。

- （１） 「３年課程」とは、指定規則第４条第１項に規定する課程のうち、（２）に規定する課程を除くものをいう。
- （２） 「３年課程（定時制）」とは、指定規則第４条第１項に規定する課程であって、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制」という。）により４年間の教育を行うものをいう。
- （３） 「２年課程」とは、指定規則第４条第２項に規定する課程のうち、（４）及び（５）に規定する課程を除くものをいう。
- （４） 「２年課程（定時制）」とは、指定規則第４条第２項に規定する課程であって、定時制により３年間の教育を行うものをいう。
- （５） 「２年課程（通信制）」とは、指定規則第４条第２項に規定する課程のうち同項第１号ただし書に基づき、免許を得た後７年以上業務に従事している准看護師を対象に、主として通信学習により２年以上の教育を行うものをいう。

なお、通信学習とは、印刷教材を送付若しくは指定し、主としてこれにより学修させる授業（以下「印刷教材による授業」という。）、主として放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる授業（以下「放送授業」という。）等により行われるものとする。

2 保健師養成所及び助産師養成所において、定時制による教育が行われる場合は、指定規則第２条及び第３条に規定する養成所のうち、１年以上２年以内の教育を行うものとする。

第 2 名称に関する事項

養成所であることを示すものとし、他のものと紛らわしい名称を使用しないこと。

第 3 学則に関する事項

1 学則は、養成所ごとに定めること。ただし、２以上の養成所を併設するものにあつて

は、これらの養成所を総合して学則を定めて差し支えないこと。

2 学則の中には、次の事項を記載すること。

- (1) 設置の目的
- (2) 名称
- (3) 位置
- (4) 養成所名（2以上の養成所を併設するものに限る。ただし、保健師養成所と看護師養成所（3年課程及び3年課程（定時制）に限る。この項において同じ。）又は助産師養成所と看護師養成所の指定を併せて受け、それらの教育内容を併せて教授する教育課程（以下「統合カリキュラム」という。）により教育を行う場合は、その旨を明記すること。）
- (5) 課程名（看護師養成所に限る。）
- (6) 定員（看護師養成所及び准看護師養成所にあつては、1学年の入学定員及び総定員）及び1の授業科目について同時に授業を行う学生の編成に関する事項
- (7) 修業年限、学期及び授業を行わない日に関する事項
- (8) 教育課程及び単位数（准看護師養成所にあつては、時間数）に関する事項
- (9) 成績の評価及び単位の認定に関する事項
- (10) 大学や他の学校養成所等で修得した単位の認定に関する事項
- (11) 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項
- (12) 教職員の組織に関する事項
- (13) 運営を行うための会議に関する事項
- (14) 学生の健康管理に関する事項
- (15) 授業料、入学料、その他の費用徴収に関する事項

3 次のような事項について学則の細則を定めること。

例 入学の選考

成績評価及び卒業の認定

健康管理

教職員の所掌事務

諸会議の運営

検定料、入学料、授業料等の金額及び費用徴収の方法

図書室管理

自己点検・自己評価

第4 学生に関する事項

1 入学資格の確認

- (1) 入学資格の確認は、次の書類を提出させることにより確実に行うこと。

ア 保健師養成所及び助産師養成所

看護師学校の修了証書の写し若しくは修了見込証明書又は看護師養成所の卒業証書の写し若しくは卒業見込証明書

イ 看護師養成所

(ア) 3年課程及び3年課程（定時制）にあつては、学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条の規定により大学に入学することのできる者であることを証明する次の書類

- a 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者にあつては、高等学校若しくは中等教育学校の卒業証明書又は卒業見込証明書
- b 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第5号に該当する者にあつては、高等学校卒業程度認定試験の合格証明書、合格成績証明書又は合格見込成績証明書
- c a又はb以外の者で、学校教育法第90条に該当するものにあつては、それを証明する書類

(イ) 2年課程及び2年課程（定時制）にあつては、准看護師免許を取得していること及び免許を得た後3年以上業務に従事していること又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業していることを証明する次の書類

- a 准看護師免許証の写し

なお、准看護師免許を受けることができる者であつて入学願書の提出時に准看護師免許を取得していないものにあつては、入学時に准看護師免許証又は准看護師籍登録証明書を提示又は提出させ、免許取得の事実を確認すること。

- b 免許を得た後3年以上業務に従事している准看護師にあつては、准看護師として3年以上業務に従事した旨の就業証明書（高等学校又は中等教育学校卒業者等の場合を除く。）

なお、入学願書の提出時に准看護師として業務に従事した期間が3年（36か月）に満たない者は、入学時に就業証明書を提出させ、業務従事期間を確認すること。

- c 高等学校又は中等教育学校を卒業している准看護師にあつては、高等学校又は中等教育学校の卒業証明書又は卒業見込証明書

(ウ) 2年課程（通信制）にあつては、准看護師免許を取得していること及び免許を得た後7年以上業務に従事していることを証明する次の書類

- a 准看護師免許証の写し

- b 准看護師として7年（84か月）以上業務に従事した旨の就業証明書

なお、入学願書の提出時に准看護師として業務に従事した期間が、7年（84か月）に満たない者は、入学時に就業証明書を提出させ、業務従事期間を確認すること。

(エ) 2年課程、2年課程（定時制）及び2年課程（通信制）の入学資格については、

以下の点に留意されたいこと。

- a 就業証明書とは、准看護師として業務に従事した施設の長（2以上の施設で業務に従事したときは、従事した施設すべての長）の発行する証明書をいうものであること。
- b 准看護師として業務に従事した月数（2年課程及び2年課程（定時制）については36か月以上、2年課程（通信制）については84か月以上であること。）の算定に当たっては、准看護師として最初に勤務した日の属する月及び最後に勤務を終了した日の属する月は、それぞれ1か月として算定して差し支えないこと。
- c 学校教育法第90条の規定により大学に入学することのできる者（高等学校又は中等教育学校を卒業した者を除く。）であって准看護師であるものは、高等学校又は中等教育学校を卒業した准看護師と同様に2年課程及び2年課程（定時制）の入学資格を有するものであること。
- d 入学を認める際は、准看護師籍への登録が行われているかどうかの確認を徹底して行うこと。

なお、学校教育法第90条の規定により大学に入学することのできる者については、入学時に准看護師免許証又は准看護師籍登録証明書を提示又は提出することができないものであっても、入学時に免許申請がなされていることを確認した場合は、准看護師免許を取得した者とみなして当面入学させて差し支えないこと。この場合においては、准看護師籍への登録が完了し次第准看護師免許証の確認を行うこと。

- e 2年課程（通信制）の入学生の業務従事期間を確認する際は、看護実践能力等、学生の学習準備状況を十分に把握するために、准看護師としてのこれまでの就業形態、就業場所、就業日数・時間について総合的に確認すること。

ウ 准看護師養成所

学校教育法第57条の規定により高等学校に入学することのできる者であることを証明する次の書類

- (ア) 中学校を卒業した者にあつては、中学校の卒業証明書又は卒業見込証明書
 - (イ) 中等教育学校の前期課程を修了した者にあつては、中等教育学校の前期課程の修了証明書又は修了見込証明書
 - (ウ) (ア)又は(イ)以外の者で、学校教育法第57条に該当するものにあつては、それを証明する書類
- (2) 外国における看護師教育を修了し、保健師養成所又は助産師養成所への入学を希望する者については、厚生労働大臣が看護師国家試験の受験資格を認めた場合に限り、入学資格を有するものであるので留意されたいこと。
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条又は第90条に該当するか疑義の

ある者については、当該養成所のみで判断することなく都道府県担当課等に確認すること。

2 入学の選考

- (1) 入学の選考は、提出された書類、選考のための学力検査の成績等に基づき、適正に行うこと。
- (2) 保健師、助産師、看護師又は准看護師としての能力や適性にかかわりのない事項（体型、年齢、家族関係、色覚、医療機関への勤務の可否等）によって入学を制限しないこと。
- (3) 他の分野で働く社会人については、その経験に配慮した入学試験を設けることが望ましいこと。
- (4) 入学の選考にかかわりのない書類（戸籍抄本、家族調書等）は提出させないこと。

3 卒業の認定

- (1) 学生の卒業は、学生の成績を評価してこれを認めること。
- (2) 欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超える者については、原則として卒業を認めないこと。（2年課程（通信制）を除く。）

4 学生に対する指導等

- (1) 特定の医療機関に勤務する又は勤務していることを入学の条件とするなど学生又はこれになろうとする者が、特定の医療機関に勤務しない又は勤務していないことを理由に不利益な取扱いをしないこと。
- (2) 奨学金の受給について、学生又はこれになろうとする者に対して、的確な情報を提供するとともに、必要に応じて、助言、指導等を行うようにすること。
- (3) 医療機関に勤務している学生が看護師等の資格を有しない場合に、法律に違反する業務を行わないように指導すること。

5 外国人の留学生の受入れ

- (1) 看護師等養成所で留学生を受入れる際は、教育指導の観点から、指定規則に定める専任教員に加えて、必要に応じて担当する専任教員をおくこと。
- (2) 留学生の日常生活に関して、十分な支援や指導を行えるよう、必要な体制を整備すること。
- (3) 留学生の受入れに際しては、在留資格、学歴、日本語能力について確認するとともに、次の事項に留意が必要であること。
 - ア 留学期間中に、就労することなく生活費用の支弁手段があること。
 - イ 奨学資金については、免許取得後の特定病院での勤務をあらかじめ義務づけるような形態は避け、卒業後の進路は本人の自由選択に委ねること。
 - ウ 学内の試験等については特別の扱いを行わないこと。
 - エ 留学生がアルバイトを行う場合には、法務大臣から資格外活動の許可を受ける

必要があること。

第5 教員等に関する事項

1 専任教員及び教務主任

- (1) 保健師養成所の専任教員となることのできる者は、次のいずれにも該当する者であること。ただし、保健師として3年以上業務に従事した者で、大学において教育の本質・目標、心身の発達と学習の過程、教育の方法・技術及び教科教育法に関する科目のうちから、合計4単位以上（以下「教育に関する科目」という。）を履修して卒業したもの又は大学院において教育に関する科目を履修したものは、これにかかわらず専任教員となることのできる者。

ア 保健師として5年以上業務に従事した者

イ (ア)から(ウ)までのいずれかの研修（以下「専任教員として必要な研修」という。）を修了した者又は保健師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者

(ア) 厚生労働省が認定した専任教員養成講習会（旧厚生省が委託実施したもの及び厚生労働省が認定した看護教員養成講習会を含む。）

(イ) 旧厚生労働省看護研修研究センターの看護教員養成課程

(ウ) 国立保健医療科学院の専攻課程（平成14年度及び平成15年度旧国立公衆衛生院の専攻課程看護コースを含む。）及び専門課程地域保健福祉分野（平成16年度）

- (2) 助産師養成所の専任教員となることのできる者は、次のいずれにも該当する者であること。ただし、助産師として3年以上業務に従事した者で、大学において教育に関する科目を履修して卒業したもの又は大学院において教育に関する科目を履修したものは、これにかかわらず専任教員となることのできる者。

ア 助産師として5年以上業務に従事した者

イ 専任教員として必要な研修を修了した者又は助産師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者

- (3) 看護師養成所の専任教員となることのできる者は、次のいずれにも該当する者であること。ただし、保健師、助産師又は看護師として指定規則別表3の専門分野の教育内容（以下「専門領域」という。）のうちの一つの業務に3年以上従事した者で、大学において教育に関する科目を履修して卒業したもの又は大学院において教育に関する科目を履修したものは、これにかかわらず専任教員となることのできる者。

ア 保健師、助産師又は看護師として5年以上業務に従事した者

イ 専任教員として必要な研修を修了した者又は看護師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者

- (4) 准看護師養成所の専任教員となることのできる者は、次のいずれにも該当する者であること。ただし、保健師、助産師又は看護師として指定規則別表4の専門分野の教育内容のうちの一つの業務に3年以上従事した者で、大学において教育に関する科目を履修して卒業したもの又は大学院において教育に関する科目を履修したものは、これにかかわらず専任教員となることができること。
- ア 保健師、助産師又は看護師として5年以上業務に従事した者
- イ 専任教員として必要な研修を修了した者又は准看護師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者
- (5) 専任教員の採用に当たっては、保健師、助産師又は看護師の業務から5年以上離れている者は好ましくないこと。
- (6) 教員は、1の養成所の1の課程に限り専任教員となることができること。
- (7) 専任教員は、看護師養成所及び准看護師養成所にあつては専門分野ごとに配置し、学生の指導に支障を来さないようにすること。
- (8) 専任教員は、保健師養成所及び助産師養成所では3人以上、看護師養成所では、3年課程（定時制を含む）にあつては8人以上、2年課程（全日制及び定時制）にあつては7人以上、2年課程（通信制）にあつては10人以上、准看護師養成所にあつては5人以上（当分の間、3人以上）確保すること。ただし、2年課程（通信制）にあつては学生総定員が300人以下の場合は、8人以上とする。
- (9) 専任教員は、保健師養成所及び助産師養成所にあつては、学生定員20人を超える場合には、学生が20人を増すごとに1人増員することが望ましいこと。看護師養成所3年課程（定時制を含む）及び2年課程（定時制）にあつては、学生総定員が120人を超える場合には、学生が30人を増すごとに1人増員すること。また、看護師養成所2年課程及び准看護師養成所にあつては、学生総定員が80人を超える場合には、学生が30人を増すごとに1人、看護師養成所2年課程（通信制）にあつては学生総定員が500人を超える場合には、学生が100人を増すごとに1人増員することが望ましいこと。
- (10) 専任教員の担当する授業時間数は、過重にならないよう1人1週間当たり15時間を標準とすること。講義（2年課程（通信制）において行う印刷教材を送付又は指定し、主としてこれにより学修させる授業及び主として放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる授業を除く。以下同じ。）1時間を担当するには準備等に2時間程度を要することから、1人の専任教員が担当できる1週間当たりの講義時間数の標準を15時間としたものであること。実習を担当する場合にあつては、実習3時間に対し1時間程度の準備等を要すると考えられるので、講義及び実習の担当時間を計画する際の目安とされたいこと。
- また、2年課程（通信制）の専任教員についても、その業務が過重にならないよう十分配慮すること。

- (11) 専任教員は、1の養成所の1の課程に限り教務主任となることができること。
- (12) 専任教員は、専門領域における教授方法の研修や、看護実践現場での研修を受けるなどにより、自己研鑽に努めること。
- (13) 学生の生活相談、カウンセリング等を行う者が定められていることが望ましいこと。また、カウンセリング等に関して当該者が支援を受けられる体制の確保等の工夫を講じることが望ましいこと。
- (14) 専任教員の業務を支援するシステム等の積極的な活用が望ましいこと。
- (15) 教務主任となることのできる者は、(1)から(4)までのいずれかに該当する者であって、次のいずれかに該当するものであること。

ア 専任教員の経験を3年以上有する者

イ 厚生労働省が認定した教務主任養成講習会修了者

ウ 旧厚生労働省看護研修研究センターの幹部看護教員養成課程修了者

エ アからウまでと同等以上の学識経験を有すると認められる者

2 養成所の長及びそれを補佐する者

- (1) 養成所の長が兼任である場合又は2以上の課程を併設する場合には、長を補佐する専任の職員を配置することが望ましいこと。
- (2) 養成所の長を補佐する専任の職員を置く場合は、長又は長を補佐する専任の職員のいずれかは看護職員とすること。

3 実習調整者

- (1) 臨地実習全体の計画の作成、実習施設との調整等を行う者(以下「実習調整者」という。)が定められていること。
- (2) 実習調整者となることのできる者は、1-(1)から(4)までのいずれかに該当する者であること。

4 実習指導教員

- (1) 実習施設等で学生の指導に当たる看護職員を実習指導教員として確保することが望ましいこと。
- (2) 実習指導教員は、保健師養成所にあつては保健師、助産師養成所にあつては助産師、看護師養成所にあつては保健師、助産師または看護師、准看護師養成所にあつては保健師、助産師、看護師または准看護師とし、3年以上当該資格の業務に従事した者であること。
- (3) 臨地実習において、同一期間で実習施設が多数に及ぶ場合は実習施設数を踏まえ適当数確保することが望ましいこと。

なお、実習指導教員は、必要に応じて実習施設以外の場において学生の指導に当たっても差し支えないこと。

5 その他の教員

- (1) 各科目を教授する教員は、当該科目について相当の学識経験を有する者である

こと。

- (2) 各科目を担当する教員は、経歴、専門分野等を十分に考慮して選任すること。
- (3) 看護師養成所における基礎分野の授業を大学において当該分野を担当している教員以外の者が行う場合、当該分野について相当の学識経験を有する者が行うことが望ましいこと。
- (4) 2年課程（通信制）については、授業で課されるレポート等の添削指導を行う添削指導員を10人以上確保すること。この添削指導員は当該科目に関し相当の学識経験を有する者であること。また、添削指導員は常勤である必要はないものとする。なお、学生総定員が500名を超える場合には、学生100人を目途に添削指導員を2名増員することが望ましいこと。

6 事務職員

専任教員の教務事務等の業務を支援する事務職員を、学生数等を勘案して1名以上配置すること。

第6 教育に関する事項

1 教育の内容等

- (1) 教育の基本的考え方、留意点等は、保健師養成所にあつては別表1、助産師養成所にあつては別表2、看護師養成所にあつては、3年課程（定時制を含む）については別表3、2年課程（定時制及び通信制を含む）については別表3-2、准看護師養成所にあつては別表4のとおりであること。
- (2) 各科目について、授業要綱、実習要綱及び実習指導要綱を作成すること。
- (3) 授業要綱、実習要綱及び実習指導要綱の作成に当たっては、保健師養成所にあつては別表11を、助産師養成所にあつては別表12及び別表12-2を、看護師養成所にあつては別表13及び別表13-2を、准看護師養成所にあつては別表14を参照すること。

2 履修時間数等

- (1) 保健師養成所
教育課程の編成に当たっては、31単位以上の講義、実習等を行うようにすること。
- (2) 助産師養成所
教育課程の編成に当たっては、31単位以上の講義、実習等を行うようにすること。
- (3) 看護師養成所
教育課程の編成に当たっては、3年課程及び3年課程（定時制）にあつては、102単位以上の講義、実習等を行うようにすること。また、2年課程、2年課程（定時制）及び2年課程（通信制）にあつては、68単位以上の講義、実習等を行

うようにすること。

(4) 准看護師養成所

教育課程の編成に当たっては、基礎分野 70 時間以上、専門基礎分野 350 時間以上、専門分野 1470 時間以上の講義、実習等を行うようにすること。

3 単位制

保健師、助産師及び看護師養成所に係る単位の計算方法等については、次のとおりであること。

(1) 単位の計算方法

ア 保健師養成所、助産師養成所及び看護師養成所（3 年課程（定時制を含む）及び 2 年課程（定時制を含む））

1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、1 単位の授業時間数は、講義及び演習については 15 時間から 30 時間、実験、実習（臨地実習含む）及び実技については 30 時間から 45 時間の範囲で定めること。

イ 看護師養成所 2 年課程（通信制）

(ア) 通信学習による授業

1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、印刷教材による授業については、45 時間相当の印刷教材の学修をもって 1 単位とし、放送授業については、15 時間の放送等の視聴をもって 1 単位とすること。

(イ) 臨地実習

臨地実習は、紙上事例演習を教育内容ごとに 3 事例程度、病院見学実習を教育内容ごとに 2 日及び面接授業を教育内容ごとに 3 日をもって構成すること。ただし、成人看護学、老年看護学については、教育内容ごとの構成としなくても差し支えない。

(2) 単位等の認定

ア 単位を認定するに当たっては、講義、実習等を必要な時間数以上受けているとともに、当該科目の内容を修得していることを確認する必要があること。なお、2 年課程（通信制）における当該科目の内容を修得していることの確認については、1 単位ごとにレポート提出、試験等を行うことを標準とすること。

イ 放送大学やその他の大学若しくは高等専門学校又は以下の資格に係る学校若しくは養成所で、指定規則別表 3 及び 3 の 2 に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修した者の単位の認定については、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に相当するものと認

められる場合には、総取得単位数の2分の1を超えない範囲で当該養成所における履修に替えることができること。

- ・ 歯科衛生士
- ・ 診療放射線技師
- ・ 臨床検査技師
- ・ 理学療法士
- ・ 作業療法士
- ・ 視能訓練士
- ・ 臨床工学技士
- ・ 義肢装具士
- ・ 救急救命士
- ・ 言語聴覚士

なお、指定規則別表3備考2及び別表3の2備考3にかかわらず、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第1号の規定に該当する者で養成所に入学したものの単位の認定については、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第42号）による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）別表第4に定める基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第4若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号）別表第4に定める「人間と社会」の領域に限り本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に相当するものと認められる場合には、保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表3、別表3の2及び別表4に定める基礎分野の履修に替えることができること。

4 教育実施上の留意事項

- (1) 1週間当たりの授業時間数は、全日制の場合は30時間程度、定時制の場合は15時間から20時間程度とすること。
- (2) 1日当たりの授業時間数は、6時間程度を上限とすること。
ただし、実習の時間数については、実習施設等の運営の都合上やむを得ない場合にあっては、6時間を超えることがあっても差し支えないこと。
- (3) 授業は、施設整備等教育上の諸条件を考慮し、専任教員との対面による授業に相当する教育効果を十分に挙げられることを前提に、多様なメディアを利用した遠隔授業を行っても差し支えないこと。
- (4) 授業の方法は、学生が主体的に学ぶことができるよう、積極的に工夫を講じること。
- (5) 臨地実習は、実践活動の場において行う実習のみを指すものであること。ただし、臨地実習を充実させるために、実践活動の場以外で行う学習の時間を臨地実

習に含めて差し支えないこと。

実践活動の場以外で行う学習については、学習の目的、内容及び当該教育内容の実習単位数に占める割合を実習指導要綱等で明確にすること。

- (6) 臨地実習は、原則として昼間に行うこと。ただし、助産学実習及び看護の統合と実践においては、この限りでないこと。
- (7) 同一の教育内容の臨地実習が2施設以上にわたる場合は、各学生の実習内容に差が生じないよう、教育計画を配慮すること。
- (8) 助産学実習において、分べん第1期のアセスメント及び支援ができ、分べん介助の途中で吸引分べん、鉗子分べんに移行した場合は、1回の分べんとして算入して差し支えないこと。
- (9) 2年課程（通信制）にあつては、(5)にかかわらず、臨地実習は紙上事例演習、病院見学実習及び面接授業をもって替えることができるものであること。
 - ア 紙上事例演習とは、文章で示された架空の患者（ペーパー・ペイシェント）について、学生自身が看護の展開についてのレポートを作成することにより問題解決能力、応用力、判断力に関する内容を学習するものであること。
 - イ 病院見学実習とは、学生自身が業務に従事していたことによる経験をふまえて病院の看護提供のあり方の実際を見学することにより、自らの看護実践に関する考察を深めるものであること。
 - ウ 面接授業とは、学生が養成所に通学し、専任教員と対面し直接指導を受けて、印刷教材による授業等で学んだ知識と紙上事例演習、病院見学実習で学んだ実践の能力の統合を図るものであること。
- (10) 保健師養成所又は助産師養成所においては、看護師養成所で履修した教育内容との重複を避け、保健師又は助産師の実践活動の基礎となる知識についての内容を精選すること。
- (11) 准看護師養成所においては、試験、施設見学、実習オリエンテーション等、各教育内容の教育目的を達成するのに必要な講義又は実習以外に要する時間数は、指定規則に定める当該教育内容の時間数の1割以内として当該教育内容の時間数内に算入できるものとする。

5 2年課程（通信制）

(1) 通信学習

通信学習の実施にあたり以下の点に留意すること。

- ア 印刷教材による授業及び放送授業等の実施に当たっては、定期的に添削等による指導を行うこと。
- イ 印刷教材による授業及び放送授業については、その教科内容の修得の程度を1単位ごとにレポートの提出、試験等による評価を行うことを標準とし、単位認定を行うこと。

(2) 臨地実習

臨地実習の実施にあつては以下の点に留意すること。

- ア 臨地実習は、各専門領域の通信学習を終えてから行うこと。臨地実習のうち基礎看護学は他の専門領域の基礎であるため、他の専門領域の臨地実習の前に履修させること。
- イ 病院見学実習を行う実習施設については、成人看護学と老年看護学とで1施設以上、成人看護学と老年看護学を除いた教育内容ごとに1施設以上、当該養成所が所在する同一都道府県内に確保すること。
- ウ 学生の居住地が広域にわたる場合は、学生の利便性を考慮し実習施設を確保すること。また、施設及び実習時期の決定にあつては、当該学生の意向に十分配慮すること。
- エ 実習施設の決定にあつては、原則として現に学生が勤務している施設以外の病院を選定すること。やむを得ず、実習施設が現に学生が勤務している病院となった場合には、通常勤務している病棟と異なる病棟で実習を行う等の教育上の配慮を行うこと。
- オ 面接授業については、学生の受講の便宜を図るため、教室・実習室等の代替施設及び授業の実施に必要な機械器具を確保できる場合については、養成所以外の施設においても行えることとする。

(3) 教育実施上の留意事項

- ア 講義は、試験等を含め年間を通じて適切に行うこと。
- イ 郵便事情等による不測の事態への対処方針を定めておくこと。
- ウ 別表3-2で示す2年課程（通信制）の教育について、臨地実習における面接授業の他に、専門分野においては、対面による授業10日を行うこと。対面による授業は、学生が養成所等に通学し、教員と対面し直接指導を受けて、別表3-2の備考を参照し、学生の看護実践能力を把握・評価した上で個別の状況を考慮した教育が行われるものであること。

6 統合カリキュラム

(1) 概要

統合カリキュラムにより教育を行う場合には、保健師養成所又は助産師養成所について、学校教育法第90条に該当する者の入学が認められるとともに、教育の内容のうちの一部の教育内容の単位数が減ぜられること。

(2) 留意点

- ア 統合カリキュラムにより教育を行う場合であっても、看護師養成所の指定基準は統合カリキュラムにより教育を行わない場合と同一であること。
- イ 修業年限は、4年以上でなければならないこと。
- ウ 統合カリキュラムにより教育を受ける者と、それ以外の者が、1の授業科目に

ついて同時に授業を受けることのないよう留意すること。

(3) 教育の内容等

ア 保健師・看護師の統合カリキュラムにより教育を行う養成所の教育内容等は別表5を標準とすること。

イ 助産師・看護師の統合カリキュラムにより教育を行う養成所の教育内容等は別表6を標準とすること。

(4) その他の基準

ア 教務主任は、統合カリキュラムにより教育を行う場合には、第5-1-(11)にかかわらず併せて1人としてよいこと。

イ 統合カリキュラムによる教育とそれ以外の教育とを併せて行う養成所にあつては、専任教員については、それぞれ第5-1-(8)に定める数を確保することが望ましいこと。その人数が直ちに確保できない場合には、第5-1-(9)のとおり増員することが望ましいこと。

ウ 普通教室は、同時に行う授業の数に応じ、専用のものを必要な数確保することができるのであれば、保健師養成所又は助産師養成所と共用としてよいこと。

第7 施設設備に関する事項

1 土地及び建物の所有等

(1) 土地及び建物は、設置者の所有であることを原則とすること。ただし、貸借契約が長期にわたるものであり、恒久的に学校運営ができる場合は、この限りではないこと。

(2) 校舎は独立した建物であることが望ましいこと。ただし、やむを得ず、他施設と併設する場合は、養成所の運営上の制約を受けることのないよう配慮すること。

2 教室等

(1) 同時に授業を行う学生数は原則として40人以下とすること。ただし、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に挙げられる場合は、この限りではない。

(2) 看護師養成所と准看護師養成所とを併設する場合において教育を異なった時間帯において行う場合にあつては、学生の自己学習のための教室が他に設けられているときは、同一の教室を共用とすることができること。また、2年課程（通信制）を設置する場合にあつても学生の自己学習のための教室が他に設けられているときは、2年課程（通信制）とそれ以外の課程とは同一の普通教室を共用とすることができること。さらに、看護師養成所等と助産師養成所を併設する場合において教育を異なった時間帯において行う場合にあつては、学生の自己学習のための教室が他に設けられているときは、同一の普通教室を共用とするこ

とができること。

- (3) 図書室の面積は、学生の図書閲覧に必要な閲覧機の配置及び図書の格納のために十分な広さを有すること。図書室の効果を確保するためには、他施設と兼用とすることは望ましくないこと。
- (4) 実習室と在宅看護実習室とを兼用とすることは差し支えないが、設備、面積、使用に当たっての時間的制約等からみて教育効果に支障を生ずるおそれがある場合には、専用のものとするのが望ましいこと。
- (5) 2以上の養成所若しくは課程を併設する場合において、教育上支障がない場合は実習室を共用とすることは差し支えないこと。この場合、「教育上支障がない」とは、設備、面積、使用に当たっての時間的制約等からみて教育効果に支障がない場合をいうものであること。また実習室を共用する場合にあっては、学生の自己学習のための場の確保について、運用上、十分に配慮すること。
- (6) 図書室については、2以上の養成所を併設するものにあっては、いずれかの養成所のものは他の養成所のものと共用とすることができること。
- (7) 視聴覚教室、演習室、情報処理室、学校長室、教員室、事務室、応接室、研究室、教材室、面接室、会議室、休養室、印刷室、更衣室、倉庫、及び講堂を設けることが望ましいこと。
- (8) 臨床場面を擬似的に体験できるような用具や環境を整備することが望ましいこと。
- (9) 2以上の養成所又は課程を併設する場合においては、共用とする施設設備は機能的に配置し、かつ、養成所又は課程ごとにまとまりを持たせること。また、総定員を考慮し教育環境を整備すること。

3 保健師養成所

- (1) 公衆衛生看護学の校内実習を行うのに必要な設備を備えた専用の実習室を有すること。
- (2) 実習室は、家庭訪問、健康相談、健康教育等の実習を行うのに必要な広さを有すること。なお、実習室には、給湯・給水の設備を設けるとともに、校内実習に要する機械器具等を格納する場所を備えること。

4 助産師養成所

- (1) 助産診断・技術学等の校内実習を行うのに必要な設備を備えた専用の実習室を有すること。ただし、看護師養成所等に併設する場合において教育を異なった時間帯において行う場合にあっては、学習に支障がない範囲で、同一の実習室を共用とすることができること。
- (2) 実習室は、分べん台及び診察台1台当たり20㎡以上有し、かつ、新生児及び妊娠じょく婦の訪問看護等の実習を行うのに必要な広さを有すること。なお、実習室には、沐浴槽、手術用手洗設備、給湯・給水の設備等を設けるとともに、校

内実習に要する機械器具等を格納する場所を備えること。

- (3) 臨地実習に備えて、宿泊できる設備を確保することが望ましいこと。

5 看護師養成所

- (1) 専門領域の校内実習を行うのに必要な設備を備えた専用の実習室を有すること。また、2以上の課程を併設する養成所で実習室を共用とする場合においても、課程数以上の数の実習室を確保することが望ましいこと。
- (2) 実習室には、学生4人に1ベッド以上確保し、1ベッド当たり11㎡以上の広さを有すること。なお、実習室には、沐浴槽、手術用手洗設備、給湯・給水の設備等を設けるとともに、校内実習に要する機械器具等を格納する場所を備えること。
- (3) 2年課程（通信制）においては、次について留意すること。
- ア 面接授業の実施に必要な教室、実習室等の施設・設備を有すること。なお、既存の課程に併設する場合は兼用することができる。
- イ 視聴覚教室等の教室、図書室及び機械器具等については、学生の自己学習の便宜を図るよう配慮すること。また、図書室の管理については、学生が在宅での学習に支障を来さぬよう、貸し出し等の業務を適切に行うこと。
- ウ 学生の自己学習の便宜を図るため、図書、視聴覚教材、映像・音声を記録・再生する装置及びインターネットの環境を整備したコンピューター等の機材等の整備を行うこと。

6 准看護師養成所

- (1) 専門分野の教育内容の校内実習を行うのに必要な設備を備えた専用の実習室を有すること。
- (2) 実習室には、学生4人に1ベッド以上確保し、1ベッド当たり11㎡以上の広さを有すること。なお、実習室には、手術用手洗設備、給湯・給水の設備等を設けるとともに、校内実習に要する機械器具等を格納する場所を備えること。

7 機械器具等

- (1) 教育上必要な機械器具、模型及び図書は、保健師養成所にあつては別表7に、助産師養成所にあつては別表8に、看護師養成所にあつては別表9に、准看護師養成所にあつては別表10にそれぞれ掲げるものを有すること。ただし、2年課程（通信制）については、別表9に掲げられたもののうち面接授業に必要なものを有すれば差し支えない。さらに、看護師養成所等と助産師養成所を併設する場合において教育を異なった時間帯において行う場合にあつては、同一の機械器具等を共用とすることができること。
- (2) 機械器具、模型及び図書は、学生定員数に応じ、適宜補充し更新すること。

第8 実習施設等に関する事項

1 実習指導者

実習指導者となることのできる者は、担当する領域について相当の学識経験を有し、かつ、原則として厚生労働省若しくは都道府県が実施している実習指導者講習会又はこれに準ずるものが実施した研修を受けた者であること。

2 実習施設

- (1) 教育内容に応じて病院のほか多様な実践活動の場を実習施設として設定すること。ただし、当該実習施設に関連する法令等で定められている基準を満たしていること。
- (2) 実習施設は、原則として養成所が所在する都道府県内にあること。学生の利便性等の観点から、養成所が所在する都道府県外の実習施設を確保する場合にあっては既に実習を行っている看護師等養成所の実習体制への影響に十分配慮すること。
- (3) 実習施設が同時に受け入れることのできる学生数は、実習の質担保の観点から、実習施設の規模や実習内容を勘案し、当該養成所との間において十分な調整を図り、専任教員、実習指導教員又は実習指導者による適切な実習指導体制を確保した上で、適切な数を定めること。多数の学校又は養成所が実習を行う場合には、全体の実習計画の調整が必要であること。
- (4) 実習施設には、実習に必要な看護用具が整備、充実されていること。
- (5) 実習施設には、学生の更衣及び休憩が可能な場所や実習効果を高めるために専任教員、実習指導教員又は実習指導者との討議等が実施できる場所が設けられていることが望ましいこと。

3 保健師養成所

- (1) 実習施設である市町村又は保健所は、次の条件を具備していること。
 - ア 業務指針が作成され、活用されていること。
 - イ 業務に関する諸記録が適正に保管されていること。
 - ウ 学生の実習を受け入れる組織が明確に定められていること。
 - エ 適当な実習指導者が定められていること。
 - オ 公衆衛生看護活動が適正に行われていること。
 - カ 看護職員に対する継続教育が計画的に実施されていること。
- (2) 実習施設としては、市町村及び保健所以外に、病院、診療所、訪問看護ステーション、地域包括支援センター、精神保健福祉センター、子育て世代包括支援センターその他の社会福祉施設、学校、事業所等を適宜含めること。

4 助産師養成所

- (1) 実習施設である病院、診療所及び助産所は、次の条件を具備していること。
 - ア 外来を含む産科診療部門の管理体制が適当であること。

イ 分べん介助手順、妊婦、産婦、じょく婦及び新生児の健康診査基準、保健指導基準、看護基準、看護手順等が作成され活用されていること。

ウ 助産師による妊婦、産婦、じょく婦及び新生児に対する健康診査、保健指導及び分べん管理が適切に行われているとともに、諸記録が適正に管理されていること。

エ 外来、産科棟には適当な助産師の実習指導者が定められていること。ただし、診療所及び助産所での実習にあたっては、学生の指導を担当できる適当な助産師を実習指導者とみなすことができること。

オ 看護職員に対する継続教育が計画的に実施されていること。

(2) 実習施設としては、病院、診療所、助産所以外に、保健所、市町村保健センター、産後ケアセンター、子育て世代包括支援センター等を適宜含めること。

5 看護師養成所

(1) 実習施設として、病院に加えて、診療所、訪問看護ステーション、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、助産所、介護老人保健施設、介護老人福祉施設、地域包括支援センター、保育所その他の社会福祉施設等を適宜確保すること。ただし、基礎看護学及び成人看護学実習においては学生1人につき、1か所以上の病院において実習を行うこと。

(2) 実習施設が病院の場合は、次の条件を具備していること。

ア 看護職員の半数以上が看護師であること。

イ 看護組織が次のいずれにも該当すること。

(ア) 看護部門としての方針が明確であること。

(イ) 看護部門の各職階及び職種の業務分担が明確であること。

(ウ) 看護師の院内教育及び看護職員に対する継続教育が計画的に実施され、学生の実習指導を調整する責任者が明記されていること。

ウ 患者個々の看護計画を立案する上で基本とするための看護基準（各施設が提供できる看護内容を基準化し文章化したもの）や、看護を提供する場合に必要な看護行為別の看護手順（各施設で行われる看護業務を順序立て、一連の流れとして標準化し、文章化したもの）が作成され、常時活用されていること。さらに、評価され見直されていること。

エ 看護に関する諸記録が次のとおり適正に行われていること。

(ア) 看護記録（患者の症状、観察事項等、患者の反応を中心とした看護の過程（計画、実施、実施後の評価）を記録したもの）が正確に作成されていること。

(イ) 各患者に対する医療の内容が正確に、かつ確実に記録されていること。

(ウ) 患者のケアに関するカンファレンスが行われ、記録が正確に作成されていること。

オ 学生が実習する看護単位には、実習指導者が2人以上配置されていることが

望ましいこと。

- (3) 病院以外での実習については、医療法、介護保険法等で定められている看護職員の基準を満たしていること。また、病院以外での実習にあたっては、業務に係る手順が整備され、必要な記録が作成されていること。さらに、学生の指導を担当できる適当な看護師を、実習指導者とみなすことができること。ただし、看護職員が配置されていない施設においては、看護師養成所の専任教員又は実習指導教員による指導を学生が必要時受けられる体制を整備すること。
- (4) 看護師が配置されていない施設における実習の単位数は、指定規則に定める単位数の3割以内で定めること。
- (5) 訪問看護ステーションについては、次のような設置要件を満たしていること。
 - ア 複数の訪問看護専任者がいること。
 - イ 利用者ごとに訪問看護計画が立てられ、看護記録が整備されていること。
- (6) 看護師養成所2年課程（通信制）の実習施設については、現に他の看護師学校養成所の実習施設として承認を受けている病院等を選定すること。

6 准看護師養成所

- (1) 実習施設として、病院に加えて、診療所、訪問看護ステーション、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、助産所、介護老人保健施設、介護老人福祉施設、地域包括支援センター、保育所その他の社会福祉施設等を適宜確保すること。ただし、基礎看護及び成人看護実習においては学生1人につき、必ず1か所以上の病院における実習を行うこと。
- (2) 実習施設は、次の条件を具備していること。
 - ア 看護組織が次のいずれにも該当すること。
 - (ア) 看護部門としての方針が明確であること。
 - (イ) 看護部門の各職階及び職種の業務分担が明確であること。
 - (ウ) 看護師の院内教育及び看護職員に対する継続教育が計画的に実施され、学生の実習指導を調整する責任者が明記されていること。
 - イ 患者個々の看護計画を立案する上で基本とするための看護基準（各施設が提供できる看護内容を基準化し文章化したもの）や、看護を提供する場合に必要な看護行為別の看護手順（各施設で行われる看護業務を順序立て、一連の流れとして標準化し、文章化したもの）が作成され、常時活用されていること。さらに、評価され見直されていること。
 - ウ 看護に関する諸記録が次のとおり適正に行われていること。
 - (ア) 看護記録（患者の症状、観察事項等、患者の反応を中心とした看護の過程（計画、実施、実施後の評価）を記録したもの）が正確に作成されていること。
 - (イ) 各患者に対する医療の内容が正確に、かつ確実に記録されていること。
 - (ウ) 患者のケアに関するカンファレンスが行われ、記録が正確に作成されてい

ること。

エ 学生が実習する看護単位には、実習指導者が2人以上配置されていることが望ましいこと。

(3) 病院以外での実習については、医療法、介護保険法等で定められている看護職員の基準を満たしていること。また、病院以外での実習にあたっては、業務に係る手順が整備され、必要な記録が作成されていること。さらに、学生の指導を担当できる適当な看護師を、実習指導者とみなすことができること。ただし、看護職員が配置されていない施設においては、准看護師養成所の専任教員又は実習指導教員による指導を学生が必要時受けられる体制を整備すること。

(4) 看護職員が配置されていない施設における実習の時間数は、指定規則に定める時間数の3割以内で定めること。

第9 管理及び維持経営に関する事項

1 養成所の運営に関係する職員の所掌事務及び組織を明確に定め、これに基づき、養成所の運営に関する諸会議が、学則に基づいた細則に規定されていること。

2 養成所の運営に関する諸書類が保管されていること。

3 教育環境を整備するために必要な措置を講じること。

4 運営経費において、講師謝金、図書費等のほか、必要に応じて、機械器具費、専任教員の研修費等を計上すること。

5 養成所は、教育活動その他の養成所運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表すること。評価については、「看護師等養成所の教育活動等に関する自己評価指針作成検討会」報告書（平成15年7月25日）等を参照すること。

別表 1 保健師教育の基本的考え方、留意点等

教育の基本的考え方

- 1) 個人・家族・集団・組織を含むコミュニティ(共同体)を地域とし、個人の状況も踏まえつつ地域及び地域を構成する人々の心身の健康並びに疾病・障害の予防、発生、回復及び改善の過程を多角的・系統的かつ予測的に捉えてアセスメントし、顕在・潜在している地域の健康課題を明確にし、解決・改善策を計画・立案・実施・評価する能力を養う。
- 2) 地域の人々が、自らの健康状態を認識し、健康の保持増進を図ることができるよう予防的アプローチも含めて支援するとともに、自主的に社会資源を活用できるよう支援し評価する能力を養う。
- 3) 広域的視点も踏まえて、平常時から健康危機管理の体制を整備し、健康危機の発生時から発生後の健康課題を早期に発見し迅速かつ組織的に対応する能力を養う。
- 4) 地域の健康水準を高めるために、保健・医療・介護・福祉サービスを調整し活用する能力及び地域の健康課題の解決に必要な事業化や施策化、社会資源の活用・開発・管理及びケアシステムの構築を行う能力を養う。
- 5) 保健・医療・介護・福祉に関する最新の知識・技術を主体的かつ継続的に学ぶことにより実践の質を向上させ、社会情勢の動向を的確に捉え、社会的正義・公正に基づき、倫理的問題に対応する能力を養う。

教育内容	単位数	留意点
公衆衛生看護学	18	個人・家族・集団・組織を含むコミュニティ(共同体)及び地域を構成する人々の集合体の健康増進・改善を目指すアプローチの基本的な考え方を学ぶ内容とする。 個人・家族の健康及び生活実態や疫学データ、保健統計から地域をアセスメントし、顕在化・潜在化した健康課題を明確にする方法を学ぶ内容とする。 健康課題への支援を計画・立案し、継続訪問や社会資源の活用等による実践プロセスを演習を通して学ぶ内容とする。 人々の健康行動の特性及び効果的な介入方法と技術を学ぶ内容とする。 集団における教育方法や集団力学等を学ぶ内容とする。 地域の人々や医療・福祉等の他職種との協働・マネジメントを学ぶ内容とする。 ハイリスクアプローチとポピュレーションアプローチの連動による活動の展開を学ぶ内容とする。 産業保健・学校保健における活動の展開を演習を通して学ぶ内容とする。 社会の構造・機能、組織等の理解等、施策化の基盤となる内容を含むこととする。 健康危機管理について事例を用いた演習を通して学ぶ内容とする。
公衆衛生看護学概論	2	
個人・家族・集団・組織の支援	16	
公衆衛生看護活動展開論		
公衆衛生看護管理論		
疫学	2	公衆衛生看護活動を展開するうえで、基盤となる疫学調査・分析、活用方法について学ぶ内容とする。
保健統計学	2	公衆衛生看護活動における統計学の基礎、情報処理技術及び統計情報とその活用方法について演習を通して学ぶ内容とする。
保健医療福祉行政論	4	保健・医療・介護・福祉施策の企画及び評価について学ぶ内容とする。
		調査で明らかにされた生活環境が人々に及ぼす健康上の影響など、健康に係る社会問題を解決する政策形成過程に活かす方法を学ぶ内容とする。

		政策形成過程について事例を用いた演習を通して学ぶ内容とする。
臨地実習	5	
公衆衛生看護学実習	5	保健所・市町村に加え、産業保健、学校保健を含む多様な場で学生が主体的に取り組むことができる実習を行う。
個人・家族・集団・組織の支援実習	2	地域の社会資源を活用し、生活を支援する実習とする。 訪問や相談を含めた保健指導を通して、地域の健康課題とその解決のためのプロセスを理解することができる実習とする。 訪問を含めた継続的な保健指導を通して、個人・家族への支援を評価できる実習とする。
公衆衛生看護活動展開論実習	3	個人と地域全体を連動させながら捉え、地域全体に対してPDCAを展開する過程を学ぶ実習とする。
公衆衛生看護管理論実習		地域住民、関係機関や医療・介護・福祉の他職種と協働しながら事業化した事例の実際を学ぶ実習とする。 公衆衛生看護活動の管理や評価、健康危機管理の体制について学ぶ実習とする。
総 計	31	

別表 2 助産師教育の基本的考え方、留意点等

教育の基本的考え方
1) 妊産じょく婦及び胎児・新生児の健康状態を診断し、妊娠・分べん・産じょくがより健康で安全に経過し、育児を主体的に行えるよう、根拠に基づき支援する能力を養う。 2) 性と生殖をめぐる健康に関する課題に対して、継続的に支援する能力を養う。 3) 安心して子どもを産み育てるために、多職種と連携・協働しながら、個人及び社会にとって必要な地域の社会資源の活用や調整を行う能力を養う。 4) 助産師の役割・責務を自覚し、女性と子ども並びに家族の尊厳と権利を尊重する倫理観及び専門職として自律する能力を養う。

教育内容	単位数	留意点
基礎助産学	6	生涯を通じて、性と生殖に焦点を当てて支援する活動である助産の基礎について学ぶ内容とする。 母子の命を同時に尊重することに責任を持つ役割を理解し、生命倫理を深く学ぶ内容とする。 母性・父性を育むことを支援する能力を養う内容とし、また対象の身体的・心理的・社会的・文化的側面を統合的にアセスメントする能力を強化する内容とする。 チーム医療や関係機関との調整・連携について学ぶ内容とする。 助産師の専門性、助産師に求められる姿勢、態度について学ぶ内容とする。
助産診断・技術学	10	助産の実践に必要な基本的技術及び分べん等において対象や他職種の専門性を尊重し、適切な役割分担と連携の下で支援を行うための高いコミュニケーション能力を確実に修得する内容とする。 女性及び家族への生涯にわたる健康の継続的支援を行う内容とする。 助産過程の展開に必要な助産技術を確実に修得するために、演習を充実・強化する内容とする。 妊婦・じょく婦・新生児の健康状態に関するアセスメント及びそれに基づく支援を強化する内容とする。 妊娠経過を診断するための能力、正常からの逸脱を判断し、異常を予測する臨床判断能力を養い、診断に伴う最新の技術を修得する内容とする。 分べん期における緊急事態（会陰の切開及び裂傷に伴う縫合、新生児蘇生、止血処置、児の異常に対する産婦・家族への支援等）に対応する能力を強化する内容とする。 妊産婦の主体性を尊重した出産を支援し、妊娠・分べん・産じょく期にわたる継続的な支援を強化する能力を養う内容とする。

地域母子保健	2	住民の多様なニーズに対応した母子保健サービスを提供できるための能力を養うとともに、保健・医療・福祉関係者と連携・協働しながら、地域における子育て世代を包括的に支援する能力を養う内容とする。産後 4 か月程度までの母子のアセスメントを行う能力を強化する内容とする。
助産管理	2	助産業務の管理、助産所の運営の基本及び周産期医療システムについて学ぶ内容とする。 周産期における医療安全の確保と医療事故への対応、平時の災害への備えと被災時の対応について学ぶ内容とする。
臨地実習	11	助産診断・技術学、地域母子保健及び助産管理の実習を含むものとする。実習期間中に妊娠中期から産後 1 か月まで継続して受け持つ実習を 1 例以上行う。 妊婦健康診査を通して妊娠経過の診断を行う能力を強化する実習とする。 産じょく期の授乳支援や 1 か月健康診査までの母子のアセスメント及び母子と家族を支援する能力を強化する実習とする。 産後 4 か月程度の母子のアセスメントを行う能力を強化する実習を行うことが望ましい。 分べんの取扱いの実習については、分べんの自然な経過を理解するため、助産師又は医師の監督の下に、学生 1 人につき正常産を 10 回程度直接取り扱うことを目安とする。取り扱う分べんは、原則として正期産・経膈分べん・頭位単胎とし、分べん第 1 期から第 3 期終了より 2 時間までとする。
助産学実習	11	
総 計	31	

別表 3 看護師教育の基本的考え方、留意点等

教育の基本的考え方	
1)	人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として幅広く理解する能力を養う。
2)	対象を中心とした看護を提供するために、看護師としての人間関係を形成するコミュニケーション能力を養う。
3)	看護師としての責務を自覚し、対象の立場に立った倫理に基づく看護を実践する基礎的能力を養う。
4)	科学的根拠に基づいた看護の実践に必要な臨床判断を行うための基礎的能力を養う。
5)	健康の保持・増進、疾病の予防及び健康の回復に関わる看護を、健康の状態やその変化に応じて実践する基礎的能力を養う。
6)	保健・医療・福祉システムにおける自らの役割及び他職種の役割を理解し、多職種と連携・協働しながら多様な場で生活する人々へ看護を提供する基礎的能力を養う。
7)	専門職業人として、最新知識・技術を自ら学び続け、看護の質の向上を図る基礎的能力を養う。

教育内容		単位数	留意点
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活・社会の理解	14	「専門基礎分野」及び「専門分野」の基礎となる科目を設定し、併せて、科学的思考力及びコミュニケーション能力を高め、感性を磨き、自由で主体的な判断と行動を促す内容とする。 人間と社会の仕組みを幅広く理解する内容とし、家族論、人間関係論、カウンセリング理論と技法等を含むものとする。 国際化へ対応しうる能力、情報通信技術(ICT)を活用するための基礎的能力を養う内容を含むものとする。 職務の特性に鑑み、人権の重要性について十分理解し、人権意識の普及・高揚を図る内容を含むことが望ましい。
	小 計	14	
専門基礎分野	人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進	16	看護学の観点から人体を系統だてて理解し、健康・疾病・障害に関する観察力、判断力を強化するため、解剖生理学、生化学、栄養学、薬理学、病理学、病態生理学、微生物学等を看護実践の基盤として学ぶ内容とする。 臨床判断能力の基盤となる演習を強化する内容とする。 アクティブラーニング等を分野・領域に関わらず活用することにより、主体的な学習を促す。
	健康支援と社会保障制度	6	
	小 計	22	人々が生涯を通じて、健康や障害の状態に応じて社会資源を活用できるように必要な知識と基礎的な能力を養う内容とし、保健・医療・福祉に関する基本概念、関係制度、関係する職種の役割の理解等を含むものとする。
専門分野	基礎看護学	11	基礎看護学では、臨床判断能力や看護の基盤となる基礎的理論や基礎的技術、看護の展開方法等を学ぶ内容とし、シミュレーション等を活用した演習を強化する内容とする。 コミュニケーション、フィジカルアセスメントを強化する内容とする。 事例等に対して、安全に看護技術を適用する方

	地域・在宅看護論	6	法の基礎を学ぶ内容とする。 看護師として倫理的に判断し、行動するための基礎的能力を養う内容とする。
	成人看護学	6	地域・在宅看護論では、地域で生活する人々とその家族を理解し、地域における様々な場での看護の基礎を学ぶ内容とする。
	老年看護学	4	地域で提供する看護を理解し、基礎的な技術を身につけ、多職種と協働する中での看護の役割を理解する内容とする。
	小児看護学	4	地域での終末期看護に関する内容も含むものとする。
	母性看護学	4	講義、演習及び実習を効果的に組み合わせ、看護実践能力の向上を図る内容とする。
	精神看護学	4	健康の保持・増進及び疾病の予防に関する看護の方法を学ぶ内容とする。
	看護の統合と実践	4	成長発達段階を深く理解し、様々な健康状態にある人々及び多様な場で看護を必要とする人々に対する看護の方法を学ぶ内容とする。
	臨地実習	23	チーム医療における看護師としてのメンバーシップ及びリーダーシップの発揮や多職種との連携・協働を学ぶ内容とする。
	基礎看護学	3	臨床判断を行うための基礎的能力を養うために、専門基礎分野で学んだ内容をもとに看護実践を段階的に学ぶ内容とする。
	地域・在宅看護論	2	看護をマネジメントできる基礎的能力を養う内容とする。
	成人看護学	4	医療安全の基礎的知識を含む内容とする。
	老年看護学	4	災害看護の基礎的知識を含む内容とする。
	小児看護学	2	諸外国における保健・医療・福祉の課題を理解する内容とする。
	母性看護学	2	看護技術の総合的な評価を行う内容とする。
	精神看護学	2	効果的に臨地実習を行うことができるよう、各養成所において各教育内容の単位数を設定すること。ただし、各教育内容の単位数の設定は記載された数字以上とすること。
	看護の統合と実践	2	知識・技術を看護実践の場面に適用し、看護の理論と実践を結びつけて理解できる能力を養う実習とする。
	小 計	66	対象者及び家族の意思決定を支援することの重要性を学ぶ実習とする。
	総 計	102	チームの一員としての役割を学ぶ実習とする。
			保健・医療・福祉との連携、協働を通して、切れ目のない看護を学ぶ実習とする。
			地域における多様な場で実習を行うこと。
			看護の統合と実践では、各専門領域での実習を踏まえ、実務に即した実習(複数の患者を受け持つ実習、一勤務帯を通した実習等)を行う。また、多職種と連携・協働しながら看護を実践する実習や、夜間の実習を行うことが望ましい。

備考 看護の対象の特性に鑑み、包括的かつ継続的な看護を学修できるよう、複数の領域を横断した科目を設定する等、効果的に学ぶための工夫をすることが望ましい。専門分野の臨地実習の各教育内容における単位数は、最低限取得すべき単位数である。

別表 3-2 看護師教育の基本的考え方、留意点等(2年課程、2年課程(定時制)、2年課程(通信制))

教育の基本的考え方	
1)	人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として幅広く理解する能力を養う。
2)	対象を中心とした看護を提供するために、看護師としての人間関係を形成するコミュニケーション能力を養う。
3)	看護師としての責務を自覚し、対象の立場に立った倫理に基づく看護を実践する基礎的能力を養う。
4)	科学的根拠に基づいた看護の実践に必要な臨床判断を行うための基礎的能力を養う。
5)	健康の保持・増進、疾病の予防及び健康の回復に関わる看護を、健康の状態やその変化に応じて実践する基礎的能力を養う。
6)	保健・医療・福祉システムにおける自らの役割及び他職種の役割を理解し、多職種と連携・協働しながら多様な場で生活する人々へ看護を提供する基礎的能力を養う。
7)	専門職業人として、最新知識・技術を自ら学び続け、看護の質の向上を図る基礎的能力を養う。

教育内容		2年課程 2年課程 (定時制)	2年課程(通信制)	留意点
		単位数	通信学習	
			単位数	
基礎分野	科学的思考の基盤	}	}	「専門基礎分野」及び「専門分野」の基礎となる科目を設定し、併せて、科学的思考力及びコミュニケーション能力を高め、感性を磨き、自由で主体的な判断と行動を促す内容とする。 人間と社会の仕組みを幅広く理解する内容とし、家族論、人間関係論、カウンセリング理論と技法等を含むものとする。 国際化へ対応しうる能力、情報通信技術(ICT)を活用するための基礎的能力を養う内容を含むものとする。 職務の特性に鑑み、人権の重要性について十分理解し、人権意識の普及・高揚を図る内容を含むことが望ましい。
	人間と生活・社会の理解			
	小計	8	8	
専門基礎分野	人体の構造と機能	}	}	看護学の観点から人体を系統だてて理解し、健康・疾病・障害に関する観察力、判断力を強化するため、解剖生理学、生化学、栄養学、薬理学、病理学、病態生理学、微生物学等を看護実践の基盤として学ぶ内容とする。 臨床判断能力の基盤となる演習を強化する内容とする。
	疾病の成り立ちと回復の促進			
	小計	10	10	

	健康支援 と社会保 障制度	4	4	人々が生涯を通じて、健康や障害の状 態に応じて社会資源を活用できるよう に必要な知識と基礎的な能力を養う内 容とし、保健・医療・福祉に関する基本 概念、関係制度、関係する職種の役割 の理解等を含むものとする。
	小 計	14	14	
専 門 分 野	基礎看護学	6	6	基礎看護学では、臨床判断能力や看 護の基盤となる基礎的理論や基礎的 技術、看護の展開方法等を学ぶため、 看護学概論、看護技術、臨床看護総論 を含む内容とし、シミュレーション等を活 用した演習を強化する内容とする。コミ ュニケーション、フィジカルアセスメント を強化する内容とする。 事例等に対して、安全に看護技術を適 用する方法の基礎を学ぶ内容とする。 看護師として倫理的に判断し、行動す るための基礎的能力を学ぶ内容とする。
	地域・在 宅看護論	5	5	
	成人看護学	3	3	
	老年看護学	3	3	
	小児看護学	3	3	
	母性看護学	3	3	
	精神看護学	3	3	

看護の統合と実践	4	4	チーム医療における看護師としてのメンバーシップ及びリーダーシップの発揮や多職種との連携・協働を学ぶ内容とする。基礎的臨床判断能力を養う内容とする。 看護をマネジメントできる基礎的能力を養う内容とする。 医療安全の基礎的知識を含む内容とする。 災害看護の基礎的知識を含む内容とする。 諸外国における保健・医療・福祉の課題を理解する内容とする。 看護技術の総合的な評価を行う内容とする。	
小 計	30	30		
臨地実習		紙上事例演習	病院見学実習及び面接授業	知識・技術を看護実践の場面に適用し、看護の理論と実践を結びつけて理解できる能力を養う実習とする。 対象者及び家族の意思決定を支援することの重要性を学ぶ実習とする。 チームの一員としての役割を学ぶ実習とする。 保健・医療・福祉との連携、協働を通して、切れ目のない看護を学ぶ実習とする。 地域における多様な場で実習を行うこと。
		単位数	単位数	
基礎看護学	2	1	1	
地域・在宅看護論	2	1	1	
成人看護学	4	2	2	
老年看護学				
小児看護学	2	1	1	
母性看護学	2	1	1	
精神看護学	2	1	1	
看護の統合と実践	2	1	1	

	小 計	16	8	8	
	総 計	68	68		

備考 2年課程(通信制)における第6-5-(3)で示す対面による授業については以下の内容を含む教育を行うこと。

- ① 論理的思考のもと根拠に基づいた看護を実践するための問題解決プロセスを学ぶ内容
- ② フィジカルアセスメントといった対象の理解と看護実践の基礎となる技術を習得し、理論と実践を統合して学ぶ内容
- ③健康教育等において効果的なコミュニケーションについて学ぶ内容

別表 4 准看護師教育の基本的考え方、留意点等

准看護師教育の基本的考え方	
1)	人間を身体的・精神的・社会的側面から把握し、対象者を生活する人として理解する基礎的能力を養う。
2)	医師、歯科医師、又は看護師の指示のもとに、療養上の世話や診療の補助を、対象者の安楽を配慮し安全に実施することができる能力を養う。
3)	疾病をもった人々と家族のさまざまな考え方や人格を尊重し、倫理に基づいた看護が実践できる基礎的能力を養う。
4)	保健・医療・福祉チームにおける各職種の役割を理解し、准看護師としての役割を果たす基礎的能力を養う。
5)	看護実践における自らの課題に取り組み、継続的に自らの能力を維持・向上する基礎的能力を養う。

教育内容		時間数	留意点
基礎分野	論理的思考の基盤	35	コミュニケーションの基礎となる読解力及び表現力を養う内容とする。 情報通信技術(ICT)の基礎的知識や情報管理を学ぶ内容とする。 保健・医療・福祉を取り巻く社会の仕組みを知るための基礎的能力を養う内容とする。 人権の重要性について理解し、倫理的な視点や尊厳の保持について学び、人間を生活者として理解するための内容とする。
	人間と生活・社会	35	
	小 計	70	
専門基礎分野	人体の仕組みと働き	105	人体の構造と機能について、生活行動の観点から理解する内容とする。 疾病の成り立ちと回復を理解するのに必要な薬物、感染症、栄養等に加え、感染と予防について理解するための基礎的知識を学ぶ内容とする。 准看護師としての役割と責任を果たすために、保健医療福祉の仕組みを理解し、かつ、看護に係る法制度と結び付けて学ぶ内容とする。
	栄養	35	
	薬理	70	
	疾病の成り立ち	105	
	保健医療福祉の仕組み 看護と法律	35	
	小 計	350	
専門分野	基礎看護	385	看護の基盤となる「看護」及び「環境」「健康」「人間」の概念、生活者としての対象の理解、准看護師の役割と機能、在宅などの多様な場における療養生活や基礎的な災害時の看護について学ぶ内容とする。 また、シミュレーション教育を活用し、実践に結び付けられるよう教授方法を工夫する。 患者の人権を守るとともに倫理に基づいた行動がとれる内容とする。 患者等の心理を理解し、信頼関係を深めることができるコミュニケーション技術を身につける
	看護概論	70	
	基礎看護技術	245	

	臨床看護概論	70	内容とする。 根拠を理解した上で、自立／自律して対象の状態に応じた看護技術を安全・安楽に提供することを目指す内容とする。
	成人看護	}	患者の状態や変化を的確に観察した上で、適切に報告し、記録できる能力を養う内容とする。 各領域における対象の理解と必要な看護について学ぶ内容とする。
	老年看護		
	母子看護		
	精神看護		
	小 計	735	
	臨地実習	735	看護の対象の理解を促し、各科目で学習した療養上の世話と診療の補助を体験する内容とする。 自身の行った看護実践を振り返り、安全・安楽な看護について考え実践する姿勢を養う内容とする。 チームにおける准看護師の役割や責任を意識しながら援助を行う視点を養う内容とする。 在宅などの多様な場における対象者の療養生活を学ぶ内容とする。
	基礎看護	210	
	成人看護	}	
	老年看護		
	母子看護		
	精神看護		
	小 計	735	
	総 計	1,890	

別表 5 教育内容と留意点等(保健師・看護師統合カリキュラム)

教育内容		単位数	留意点
基礎分野	科学的思考の基盤	}	
	人間と生活・社会の理解		
	小 計	14	
専門基礎分野	人体の構造と機能	}	保健医療福祉行政論を含む内容とし、保健・医療・介護・福祉施策の企画及び評価について、事例を用いて政策形成過程等に関する演習を行う。 保健統計学を演習を通して学ぶ内容とする。
	疾病の成り立ちと回復の促進		
	健康支援と社会保障制度	9	
	健康現象の疫学と統計	4	
	小 計	29	
専門分野	基礎看護学	11	
	地域・在宅看護論	4	
	公衆衛生看護学	16	
	公衆衛生看護学概論	2	
	個人・家族・集団・組織の支援	}	
	公衆衛生看護活動展開論		
	公衆衛生看護管理論		
	成人看護学	6	
	老年看護学	4	
	小児看護学	4	
	母性看護学	4	
	精神看護学	4	
	看護の統合と実践	4	
	臨地実習	28	
	基礎看護学	3	
	地域・在宅看護論	2	
	公衆衛生看護学	5	
	個人・家族・集団・組織の支援実習	2	
	公衆衛生看護活動展開論実習	}	
	公衆衛生看護管理論実習		
	成人看護学	}	
	老年看護学		

	小児看護学	2	
	母性看護学	2	
	精神看護学	2	
	看護の統合と実践	2	
	小 計	85	
総 計		128	

別表 6 教育内容と留意点等(助産師・看護師統合カリキュラム)

教育内容		単位数	留意点
基礎分野	科学的思考の基盤	} 14	
	人間と生活・社会の理解		
	小 計	14	
専門基礎分野	人体の構造と機能	} 16	基礎助産学の一部を含む内容とする。
	疾病の成り立ちと回復の促進		
	健康支援と社会保障制度	6	
	小 計	22	
専門分野	基礎看護学	11	基礎助産学の一部を含む内容とする。 基礎助産学の一部を含む内容とする。
	地域・在宅看護論	4	
	地域母子保健	2	
	成人看護学	6	
	老年看護学	4	
	小児看護学	4	
	母性看護学	4	
	精神看護学	4	
	看護の統合と実践	4	
	基礎助産学	5	
	助産診断・技術学	10	
	助産管理	2	
	臨地実習	34	
	基礎看護学	3	
	地域・在宅看護論	2	
	成人看護学	} 4	
	老年看護学		
	小児看護学		
	母性看護学		
	精神看護学	2	
	看護の統合と実践	2	
	助産学	11	
	小 計	94	
	総 計		

別表 7 機械器具、模型及び図書(保健師養成所)

品 目	数 量
家庭訪問用具	
家庭訪問指導用具一式	学生数
家庭用ベッドまたは布団一式(成人・小児用)	学生 5 人に 1
リネン類	適当数
清拭用具一式	学生 5 人に 1
排泄用具一式	適当数
機能訓練用具	
車椅子	適当数
歩行器	適当数
自助具	適当数
在宅ケア保健指導用具	
診察用具一式	学生 5 人に 1
予防接種用具一式	学生 5 人に 1
小児保健指導用具	
沐浴指導用具一式(沐浴用人形、沐浴槽等)	学生 5 人に 1
調乳指導用具一式	学生 5 人に 1
離乳食指導用具一式	学生 5 人に 1
育児用品一式(発達段階別)	学生 5 人に 1
歯科指導用具一式	学生 5 人に 1
乳幼児発達検査用具	学生 2 人に 1
母性保健指導用具	
乳房腫瘍触診人形	学生 10 人に 1
成人、高齢者保健指導用具	
検査用具一式(塩分測定器、カロリーカウンター、皮厚計、スモーカーライザー等)	※
健康増進関連機器	
握力計	※
肺活量計	※
背筋力計	※
体脂肪計	※
エルゴメーター	※
検査用器具	
血圧計	学生 5 人に 1
聴診器	学生 5 人に 1
検眼用具一式	学生 5 人に 1
計測用器具	
体重計(成人・小児用)	1
身長計(成人・小児用)	1
産業保健指導用環境測定器	
照度計	※
騒音計	※
粉塵計	※
疲労測定器	※
水質検査用機器	※
各種模型	
実習用モデル人形	学生 5 人に 1
乳房マッサージ訓練モデル	適当数
人工呼吸訓練人形	適当数
栄養指導用フードモデル	適当数
保健指導用パネル	適当数
視聴覚教材	
映像・音声を記録・再生する装置一式	適当数
教材用 DVD 等	適当数

プロジェクター	適当数
ワイヤレスマイク	適当数
その他	
パーソナルコンピューター	適当数
複写機、プリンター	適当数
図書	
保健師教育に関する図書	1,500 冊以上
学術雑誌	20 種類以上

備考 ※の機械器具については、教育内容や方法にあわせて講義又は演習時のみ備えることでも差し支えないこと。また、視聴覚教材は、同様の機能を有する他の機器で代替することができる。図書については、電子書籍でも可能ではあるが、学生が使用できる環境を整えること。

別表 8 機械器具、模型及び図書(助産師養成所)

品 目	数 量
分娩台	2
分娩介助用器具	
分娩介助用機械器具一式	学生 4 人に 1
分娩介助用リネン一式	学生 4 人に 1
器械台、点滴スタンド等	各々適当数
ファントム	学生 10 人に 3
沐浴用具	
沐浴用トレイ	学生 4 人に 1
沐浴槽	学生 4 人に 1
沐浴用人形	学生 4 人に 1
新生児用衣類	学生 4 人に 1
トラウベ式棒状聴診器	適当数
ドップラー	2
妊娠暦速算器	適当数
診察台、椅子	2
新生児用ベッド	2
保育器	※
新生児処置台	1
リネン類	適当数
家庭分娩介助用具一式	適当数
家庭訪問指導用具一式	学生 4 人に 1
計測用器具	
体重計、巻尺、血圧計、骨盤計、児頭計測器等	各々適当数
手術用器具	
吸引娩出器	適当数
産科鉗子	適当数
縫合用具一式(持針器、針等)	学生 4 人に 1
新生児救急処置用具一式	学生 10 人に 1
酸素吸入器具	適当数
排泄用具一式	
導尿用具一式	適当数
調乳用具一式	適当数
実習モデル人形	
気管内挿管訓練人形(新生児用)	学生 10 人に 1
妊婦腹部触診モデル人形	学生 10 人に 1
新生児人工蘇生人形	学生 10 人に 1
乳房マッサージ訓練モデル	適当数
各種模型	
乳房解剖模型	適当数
骨盤底筋肉模型	適当数
骨盤径線模型	適当数
子宮頸管模型	適当数
内診模型	適当数
骨盤模型	適当数
胎児発育順序模型	適当数
ペッサリー指導模型	適当数
受胎調節指導用具一式	学生 4 人に 1
視聴覚教材	
映像・音声を記録・再生する装置一式	適当数
教材用 DVD 等	適当数
プロジェクター	適当数
ワイヤレスマイク	適当数

その他 パーソナルコンピューター 複写機、プリンター 図書 助産師教育に関する図書 学術雑誌	適当数 適当数 1,500 冊以上 20 種類以上
---	--

備考 ※の機械器具及び模型については、教育内容や方法にあわせて講義又は演習時のみに備えることでも差し支えないこと。また、視聴覚教材は同様の機能を有する他の機器で代替することができる。図書については、電子書籍でも可能ではあるが、学生が使用できる環境を整えること。

別表 9 機械器具、模型及び図書(看護師養成所)

品 目	数 量
ベッド	
成人用ベッド(高さや傾きが調整可能なものを含む)	学生4人に1
小児用ベッド	適当数
新生児用ベッド	適当数
保育器	※
床頭台	適当数
オーバーベッドテーブル	適当数
患者用移送車(ストレッチャー)	1
担架	※
実習用モデル人形	
看護実習モデル人形	学生 10 人に 1
注射訓練モデル	適当数
静脈採血注射モデル	適当数
気管内挿管訓練モデル	適当数
救急蘇生人形	適当数
経管栄養訓練モデル	適当数
吸引訓練モデル	適当数
導尿訓練モデル	適当数
浣腸訓練モデル	適当数
乳房マッサージ訓練モデル	適当数
沐浴用人形	学生4人に1
ファントム	適当数
看護用具等	
洗髪用具一式	適当数
清拭用具一式	適当数
沐浴槽	学生4人に1
排泄用具一式	適当数
口腔ケア用具一式	適当数
電法用具一式	適当数
処置用具等	
診察用具一式	適当数
計測器一式	適当数
救急処置用器材一式	適当数
人工呼吸器	※
注射用具一式	適当数
経管栄養用具一式	適当数
浣腸用具一式	適当数
洗浄用具一式	適当数
処置台又はワゴン	ベッド数
酸素吸入装置及び酸素ボンベ	※
吸入器	※
吸引装置又は吸引器	※
心電計	※
輸液ポンプ	※
機能訓練用具	
車椅子	適当数
歩行補助具	※
自助具(各種)	適当数
在宅看護用具	
手すり付き風呂	1
車椅子用トイレ	1
低ベッド	1
リネン類(各種)	適当数

模型	
人体解剖	1
人体骨格	1
血液循環系統	1
頭骨分解	1
心臓解剖	1
呼吸器	1
消化器	1
脳及び神経系	1
筋肉	1
皮膚裁断	1
目、耳の構造	1
歯の構造	1
鼻腔、咽頭、喉頭の構造	1
腎臓及び泌尿器系	1
骨盤径線	1
妊娠子宮	1
胎児発育順序	1
受胎原理	1
栄養指導用フードモデル(各種)	適当数
視聴覚教材	
映像・音声を記録・再生する装置一式	適当数
教材 DVD 等	適当数
プロジェクター	適当数
ワイヤレスマイク	適当数
その他	
パーソナルコンピューター	適当数
複写機、プリンター	適当数
図書	
基礎分野に関する図書	1,000 冊以上
専門基礎分野及び専門分野に関する図書	1,500 冊以上
学術雑誌	20 種類以上

備考 ※の機械器具については、教育内容や方法にあわせて講義又は演習時のみに備えることでも差し支えないこと。また、視聴覚教材は同様の機能を有する他の機器で代替することができる。図書については、電子書籍でも可能ではあるが、学生が使用できる環境を整えること。

別表 10 機械器具、模型及び図書(准看護師養成所)

品 目	数 量
ベッド	
成人用ベッド(高さや傾きが調整可能なものを含む。)	学生 4 人に 1
小児用ベッド	適当数
新生児用ベッド	適当数
床頭台	適当数
オーバーベッドテーブル	適当数
患者用移送車(ストレッチャー)	1
実習用モデル人形	
看護実習モデル人形	2
注射訓練モデル	適当数
救急蘇生人形	適当数
経管栄養訓練モデル	適当数
吸引訓練モデル	適当数
導尿訓練モデル	適当数
浣腸訓練モデル	適当数
沐浴用人形	2
静脈採血注射モデル	適当数
看護用具等	
洗髪用具一式	適当数
清拭用具一式	適当数
沐浴槽	2
排泄用具一式	適当数
口腔ケア用具一式	適当数
電法用具一式	適当数
処置用具等	
診察用具一式	適当数
計測器一式	適当数
救急処置用器材一式(人工呼吸器を除く)	※
注射用具一式	適当数
経管栄養用具一式	適当数
浣腸用具一式	適当数
洗浄用具一式	適当数
処置台又はワゴン	2
酸素吸入装置及び酸素ボンベ	※
吸入器	※
吸引装置又は吸引器	※
輸液ポンプ	※
機能訓練用具	
車椅子	適当数
歩行補助具	※
自助具(各種)	適当数
リネン類(各種)	適当数
模型	
人体解剖	1
人体骨格	1
血液循環系統	1
頭骨分解	1
呼吸器	1
消化器	1
筋肉	1
妊娠子宮	1
胎児発育順序	1

視聴覚教材	
映像・音声を記録・再生する装置一式	適当数
教材用 DVD 等	適当数
プロジェクター	適当数
ワイヤレスマイク	※
その他	
パーソナルコンピューター	※
複写機、プリンター	適当数
図書	
基礎分野に関する図書	500 冊以上
専門基礎分野及び専門分野に関する図書	1,000 冊以上
学術雑誌	10 種類以上

備考 ※の機械器具については、教育内容や方法にあわせて講義又は演習時のみに備えることでも差し支えないこと。また、視聴覚教材は同様の機能を有する他の機器で代替することができる。図書については、電子書籍でも可能ではあるが、学生が使用できる環境を整えること。

別表 11 保健師に求められる実践能力と卒業時の到達目標と到達度

■「個人／家族」: 個人や家族を対象とした卒業時の到達度

■「地域(集団／組織)」: 集団(自治会の住民、要介護高齢者集団、管理的集団、小学校のクラス等)組織(自治体、事業所、学校等)を含む地域の人々を対象とした卒業時の到達度

■卒業時の到達度レベル

I: 少しの助言で自立して実施できる

II: 指導の下で実施できる(指導保健師や教員の指導の下で実施できる)

III: 学内演習で実施できる(事例等を用いて模擬的に計画を立てることができる又は実施できる)

IV: 知識として分かる

※ 保健師の技術は広範囲であり、別表 11 の大項目や中項目のみならず、小項目の中にも含まれている。実際の保健活動では、個人や家族、地域(集団／組織)の状況に応じてそれらを複数組み合わせ提供する。

実践能力	卒業時の到達目標				到達度	
	大項目	中項目	小項目		個人/家族	地域(集団/組織)
I. 地域の健康課題の明確化と計画・立案する能力	1. 地域の健康課題を明らかにし、解決・改善策を計画・立案する	A. 地域の生活と健康を多角的・継続的・包括的にアセスメントする	1	身体的・精神的・社会文化的側面から発達段階も踏まえて客観的・主観的情報を収集し、アセスメントする	I	I
			2	社会資源について情報収集し、アセスメントする	I	I
			3	生活環境について、物理的(気候、空気、水等)及び社会的(文化、人間関係、経済等)側面から情報を収集しアセスメントする	I	I
			4	対象者の属する地域・職場/学校生活集団について情報を収集し、アセスメントする	I	I
			5	健康問題を持つ当事者の視点を踏まえてアセスメントする	I	I
			6	系統的・経時的に情報を収集し、継続してアセスメントする	I	I
			7	収集した情報を統合してアセスメントし、地域(集団/組織)の特性を明確にする	I	I
		B. 地域の顕在的、潜在的健康課題を明確にする	8	顕在化している健康課題を明確にする	I	I
			9	健康課題を持ちながらそれを認識していない・表出しない・表出できない人々を把握する	I	II
			10	潜在化している健康課題を明確にし、今後起こり得る健康課題を予測する	I	II

		C. 地域の健康課題に対する活動を計画・立案する	11	地域の人々の持つ力（健康課題に気づき、解決・改善、健康増進する能力）を把握する	I	I
			12	健康課題について多角的に判断し、優先順位を付ける	II	II
			13	健康課題に対する解決・改善に向けた目的・目標を設定する	I	I
			14	地域の人々に適した支援方法を選択する	I	I
			15	目標達成の手順を明確にし、実施計画を立案する	I	I
			16	評価の項目・方法・時期を設定する	I	I
II. 地域の健康増進能力を高める個人・家族・集団・組織への継続的支援と協働・組織活動及び評価する能力	2. PDCAサイクルに基づき、地域の人々・関係者・関係機関等と協働して、健康課題を解決・改善し、健康増進能力を高める	D. 活動を展開する	17	地域の人々の持つ力を引き出し、高めるよう支援する	II	II
			18	地域の人々が意思決定できるよう支援する	II	II
			19	健康課題に応じた訪問・相談による支援を行う	II	II
			20	健康課題に応じた健康教育による支援を行う	II	II
			21	地域組織・当事者グループ等の育成及び活動の支援を行う	I	II
			22	活用できる社会資源及び協働できる機関・人材について、情報提供をする	I	I
			23	支援目的に応じて社会資源を活用する	II	II
			24	当事者及び関係者・関係機関（産業保健・学校保健を含む）等でチームを組織する	II	II
			25	集団的・組織的アプローチ等を組み合わせて活動する	I	II
			26	地域・職場・学校等の場において法律や条例等を踏まえて活動する	I	I
			27	目的に基づいて活動を記録する	I	I
		E. 地域の人々・関係者・関係機関等と協働する	28	協働するためのコミュニケーションをとりながら信頼関係を築く	I	I
			29	活動目的及び必要な情報を共有する	I	II
			30	相互の役割を認識し、連携・協働する	II	II
		F. 活動を評価・フォローアップする	31	活動の評価を行う	I	I
			32	評価結果を活動にフィードバックする	I	I
			33	継続した活動が必要な対象を判断する	I	II

			34	必要な対象に継続した活動を行う	Ⅱ	Ⅱ
Ⅲ.地域の健康危機管理能力	3.地域の健康危機管理を行う	G.平時から健康危機管理体制を整える	35	健康危機(感染症・虐待・DV・自殺・災害等)の発生予防・減災対策を講じる。	Ⅱ	Ⅲ
			36	健康危機の発生予防・減災対策の教育活動を行う	Ⅱ	Ⅱ
			37	健康危機管理体制を整える	Ⅲ	Ⅲ
			38	生活環境の整備・改善について提案する	Ⅱ	Ⅲ
		H.健康危機の発生に対応する	39	健康危機に関する情報を迅速に把握し、対応する	Ⅲ	Ⅲ
			40	関係者・関係機関等の役割を明確にし、連絡・調整を行う	Ⅲ	Ⅲ
			41	保健・医療・介護・福祉等のシステムを効果的に活用する	Ⅲ	Ⅲ
			42	健康危機の原因究明を行い、解決・改善・予防策を講じる	Ⅲ	Ⅲ
			43	健康危機の増大を防止する	Ⅲ	Ⅲ
		I.健康危機からの回復に対応する	44	健康危機の発生からの回復に向けた支援を行う	Ⅲ	Ⅲ
			45	健康危機への対応と管理体制を評価し、見直す	Ⅳ	Ⅳ
Ⅳ.地域の健康水準を高める事業化・施策化・社会資源開発・システム化する能力	4.地域の人々の健康を保障するために、公平・公正に制度や資源を管理・開発する	J.事業化する	46	必要な情報を収集し、事業化の必要性を明確にする	Ⅰ	
			47	事業化の必要性を地域の人々や関係する部署・機関に対し根拠に基づき説明する	Ⅲ	
			48	地域の人々の特性・ニーズ等の根拠に基づき、法や条例、組織(行政・事業所・学校等)の基本方針・基本計画との整合性を踏まえて事業を立案する	Ⅲ	
			49	予算の仕組みを理解し、根拠に基づき事業の予算案を作成する	Ⅳ	
			50	事業化のために、関係する部署・機関と協議・交渉する	Ⅲ	
			51	立案した事業を実施し、安全(面)を含めた進行管理を行う	Ⅳ	
			52	事業をストラクチャー・プロセス・アウトカム・アウトプットの観点から評価し、成果を説明する	Ⅲ	
		K.施策化する	53	地域及び組織の基本方針・基本計画の策定に関与する	Ⅳ	
			54	必要な情報を収集し、施策化の必要性	Ⅰ	

				を明確にする	
			55	施策化の必要性を地域の人々や関係する部署・機関に対し根拠に基づき説明する	Ⅲ
			56	施策化のために、関係する部署・機関と協議・交渉する	Ⅲ
			57	地域の人々の特性・ニーズ等の根拠に基づき、法や条例、組織（行政・事業所・学校等）の基本方針・基本計画との整合性を踏まえて施策を立案する	Ⅲ
			58	立案した施策を実施し、進行管理を行う	Ⅳ
			59	施策をストラクチャー・プロセス・アウトカム、アウトプットの観点から評価し、成果を説明する	Ⅳ
		L. 社会資源を活用・開発・管理する	60	活用可能な既存の社会資源とその利用上の課題及び新たな社会資源の開発の必要性を明確にする	Ⅲ
			61	地域組織やサービスを既存の社会資源として活用、または開発する方法を選定する	Ⅲ
			62	サービスを既存の社会資源として活用、または必要な社会資源を開発する	Ⅲ
			63	健康課題にかかわる社会資源が機能しているか継続的に評価・改善する	Ⅲ
			64	健康課題にかかわる社会資源の質管理をする	Ⅳ
		M. ケアシステムを構築する	65	ケアシステムを構築する必要性を明確にする	I
			66	関係する部署・機関や地域の人々と協働してケアシステムを構築する	Ⅲ
			67	ケアシステムが機能しているか継続的に評価する	Ⅲ
V. 専門的自律と継続的な質の向上能力	5. 保健・医療・福祉及び社会に関する最新の知識・技術を主体的・継続的に学び、実践の質を向上させる	N. 倫理的課題に対応する	68	地域における弱い立場にある（支援を求めない／求めることができない）人々の尊厳と人権を擁護する	I
			69	集団・組織の健康・安全と個人の人権との間で起こる倫理的問題について対応する	Ⅱ
			70	保健師活動の基本理念としての社会的正義・公正に基づき、支援を行う	Ⅱ
			71	地域の人々の生活と文化に配慮した活動を行う	I
			72	地域の人々のプライバシー権の侵害	I

				となる個人情報や組織の情報の保護・保存に配慮した情報の管理を行う	
		O.研究の成果を活用する	73	保健師活動に研究の成果を活用する	Ⅲ
			74	経済的状況を含めた社会情勢と地域の健康課題の関係性を踏まえて保健師活動の研究・開発を行う	Ⅲ
		P.継続的に学ぶ	75	社会情勢・知識・技術を主体的、継続的に学ぶ	I
			76	組織としての人材育成方策を理解・活用する	Ⅳ
		Q.保健師としての責任を果たす	77	保健師として活動していくための自己の課題を明確にする	I

別表 12 助産師に求められる実践能力と卒業時の到達目標

※実践については、看護職員や教員の指導の下で行う

実践能力	卒業時の到達目標		
	大項目	中項目	小項目
I. 助産における倫理的課題に対応する能力	1. 母子の命の尊重		1 母子両者に関わる倫理的課題に対応する
II. マタニティケア能力	2. 妊娠期の診断とケア	A. 妊婦と家族の健康状態に関する診断とケア	2 妊娠の診断プロセスを理解し、適切な診断方法を選択する
			3 妊娠週数及び分べん予定日を推定する
			4 妊娠経過を診断する
			5 身体的・心理的・社会的・文化的側面から妊婦の健康状態を診断し、必要なケアを行う
			6 妊婦や家族へ出産準備・親役割獲得の支援を行う
			7 妊娠経過から分べん・産じょくを予測し、予防的観点から日常生活上のセルフケアを促す支援を行う
			8 ペリネイタル・ロスを経験した妊産婦と家族へのグリーフケアを理解する
		B. 出生前診断に関わる支援	9 夫婦等が出生前診断の意思決定ができるよう支援する
		C. ハイリスク妊婦への支援	10 ハイリスク妊婦の状態をアセスメントし、重症化予防の観点からの支援を行う
	3. 分べん期の診断とケア	D. 正常分べん	11 分べん開始を診断する
			12 破水を診断する
			13 分べんの進行状態を診断する
			14 産婦と胎児の健康状態を診断する
			15 分べん進行に伴う産婦と家族のケアを行う
			16 経膈分べんを介助する
			17 出生直後から早期母子接触・早期授乳を行い、愛着形成を促す
			18 産婦とともにパースレビューを行う
			19 分べん進行に伴う異常を予測し、予防的なケアを行う
		E. 異常状態	20 異常発生時の母子の状態から必要な介入を判断し、実施する
			21 正常範囲を超える出血の診断を行い、必要な処置を理解する

			22	帝王切開前後のケアを行う
	4.新生児の診断とケア		23	新生児の胎外生活への適応の診断とケアを行う
	5.産じょく期の診断とケア	F.じょく婦の診断とケア	24	産じょく経過に伴う生理的变化を診断し、予防的ケアを行う
			25	身体的・心理的・社会的・文化的側面からじょく婦の健康状態を診断し、必要なケアを行う
			26	産後うつ症状を早期に発見し、支援する
			27	じょく婦のセルフケア能力を高める支援を行う
			28	育児に必要な基本的知識を提供し、技術支援を行う
			29	新しい家族としての児への愛着形成を支援する
			30	1 か月健康診査までの母子の状態をアセスメントし、母子と家族を支援する
			31	母乳育児に関する知識及び技術を提供し、乳房ケアを行う
			32	授乳について自己選択ができるよう支援する
			33	児の虐待ハイリスク要因に対する予防的な支援の必要性を理解する
		G.ハイリスクの母子のケア	34	心理的危機状態にある家族を支援する
	35		母子分離の状態にある児や家族を支援する	
	6.出産・育児期の家族ケア		36	新しい家族システムの状態をアセスメントし、支援方法を理解する
			37	地域社会の資源や機関を活用できるよう支援する
	7.地域母子保健におけるケア		38	産後 4 か月程度までの母子の健康状態をアセスメントする
			39	母子をとりまく保健・医療・福祉関係者と連携及び協働し、母子や家族への支援を行う
			40	母子が居住する地域で提供されている母子保健活動を理解する
			41	地域組織・当事者グループ等の活動の必要性を理解する
			42	災害時の母子への支援を理解する
	8.助産業務管理	H.法的規定	43	法令に基づく助産師の業務を理解する
		I.周産期医療システムと助産	44	周産期医療システムの運用と地域連携を行う必要性を理解する

			45	病院・診療所・助産所等の場に応じた助産業務管理の特徴を理解する
Ⅲ. ウイメンズヘルスケア能力	9. ライフステージ各期の性と生殖のケア(マタニティステージを除く)	J. 思春期の男女への支援	46	思春期のセクシュアリティ発達を支援する
			47	妊娠可能性のあるケースへの支援を理解する
			48	二次性徴に関する正しい知識の獲得及び対応を理解する
			49	月経障害による症状緩和のセルフケアに必要な支援を行う
			50	性感染予防の啓発を理解する
			51	教育関係者及び専門職との連携や家族への支援を理解する
		K. 女性とパートナーに対する支援	52	家族計画(受胎調節法を含む)に対する支援を行う
			53	互いを尊重したパートナーとの関係の構築を啓発し、DV(性暴力等)を予防する支援を理解する
			54	DV(性暴力等)被害の早期発見と相談者への支援を理解する
			55	性感染症罹患の予防に関する啓発活動を他機関と連携する必要性を理解する
			56	生活自立困難なケースに対して提供する妊娠・出産・育児に関する社会資源の情報及び支援を理解する
		L. 不妊の悩みを持つ女性と家族に対する支援	57	不妊治療を受けている女性・夫婦・カップル等の自己決定に向けた支援を理解する
			58	不妊治療を受けている女性・夫婦・カップル等に対して提供する不妊検査・治療等の社会資源の情報及び支援を理解する
			59	家族を含めた支援と他機関と連携する必要性を理解する
		M. 中高年女性に対する支援	60	健康的なセクシュアリティ維持に関する支援と啓発を行う
			61	中高年の生殖器系に関する健康障害の予防策や日常生活に対する支援を理解する
			62	加齢に伴う生理的変化や QOL の維持・向上に向けた支援を理解する
Ⅳ. 専門的自律能力	10. 助産師としてのアイデンティティの形成		63	助産師としてのアイデンティティを形成する

別表 12-2 助産師教育の技術項目と卒業時の到達度

■卒業時の到達レベル

＜演習＞

I：モデル人形もしくは学生間で単独で実施できる

II：モデル人形もしくは学生間で指導の下で実施できる

＜実習＞

I：単独で実施できる

II：指導の下で実施できる

III：実施が困難な場合は見学する

項目	技術の種類		卒業時の到達度	
			演習	実習
1.妊婦健康診査に係る手技	1	レオポルド触診法	I	I
	2	子宮底及び腹囲測定	I	I
	3	ザイツ法	I	I
	4	胎児心音聴取	I	I
	5	内診	I	II
	6	ノンストレステストの実施	I	I
	7	経腹超音波を用いた計測	II	III
2.分べん進行の診断に係る手技	8	分娩監視装置の装着	I	I
	9	内診	I	II
3.分べん介助に係る手技	10	分娩野の作成	I	I
	11	肛門保護	I	I
	12	会陰保護	I	I
	13	最小周囲径での児頭娩出	I	I
	14	肩甲娩出	I	I
	15	骨盤誘導線に沿った体幹の娩出	I	I
	16	臍帯巻絡の確認	I	I
	17	臍帯結紮及び切断	I	I
	18	新生児の自発呼吸の確認及び蘇生	I	II
	19	適切な方法での胎盤娩出	I	I
	20	胎盤の確認	I	I
	21	軟産道の状態の確認	I	II
	22	子宮収縮状態の確認	I	I
	23	出血の状態の確認	I	II
	24	児及び胎児付属物の計測	I	II
	25	分べんに係る記録の記載	I	II
4.異常発生時の母子への介入に係る手技	26	胎児機能不全への対応	II	III
	27	産科危機的出血への処置	II	III
	28	産婦に対する一次救命処置 (BasicLifeSupport: BLS)	II	III
	29	会陰切開及び裂傷後の縫合	II	III
	30	新生児蘇生法の実施	II	III

別表 13 看護師に求められる実践能力と卒業時の到達目標

※実践については、看護職員や教員の指導の下で行う

看護師の 実践能力	構成要素	卒業時の到達目標	
Ⅰ群 ヒューマン ケアの基本的な能力	A.対象の理解	1	対象者の状態を理解するのに必要な人体の構造と機能について理解する
		2	胎生期から死までの生涯各期の成長・発達・加齢の特徴に関する知識をもとに対象者を理解する
		3	対象者を身体的・心理的・社会的・文化的側面から総合的に理解する
	B.実施する看護についての説明責任	4	実施する看護の根拠・目的・方法について対象者の理解度を確認しながら説明する
	C.倫理的な看護実践	5	看護職としての倫理観を持ち、法令を遵守して行動する
		6	対象者の尊厳を守る意義を理解し、価値観、生活習慣、慣習、信条等を尊重した行動をとる
		7	対象者の情報の取扱い及び共有の方法を理解し、適切な行動をとる
		8	対象者の選択権及び自己決定権を尊重し、対象者及び家族の意思決定を支援する
	D.援助的関係の形成	9	対象者と自分の境界を尊重しながら関係を構築する
		10	対人技法を用いて、信頼関係の形成に必要なコミュニケーションをとる
		11	必要な情報を対象者の状況に合わせた方法で提供する
Ⅱ群 根拠に基づき、看護を計画的に実践する能力	E.アセスメント	12	健康状態のアセスメントに必要な客観的・主観的情報を系統的に収集する
		13	情報を整理し、分析・解釈・統合し、看護課題の優先順位を判断する
	F.計画	14	根拠に基づき対象者の状況に応じた看護を計画する
		15	看護計画の立案にあたって、対象者を含むチームメンバーと連携・協働する必要性を理解する
	G.実施	16	計画に基づき看護を実施する
		17	対象者の状態に合わせて、安全・安楽・自立／自律に留意しながら看護を実施する
	H.評価	18	実施した看護の結果を評価し、必要な報告を行い記録に残す
		19	評価に基づいて計画の修正をする
Ⅲ群 健康の保持増進、 疾病の予防、健康の回復に	I.健康の保持・増進、 疾病の予防	20	生涯各期における健康の保持増進や疾病予防における看護の役割を説明する
		21	環境が健康に及ぼす影響と予防策について理解する
		22	対象者及び家族に必要な資源を理解し、健康の保持・増進に向けた生活に関する支援を行う

かかわる 実践能力	J.急速に健康 状態が変化す る対象への看 護	23	急速に健康状態が変化する(周術期や急激な病状の変化、救命救急処置を必要としている等)対象の病態や、治療とその影響について理解する
		24	基本的な救命救急処置の方法を理解し、模擬的に実践する
		25	健康状態の急速な変化に気づき、迅速に報告する
		26	合併症予防のために必要な看護を理解し、回復過程を支援する
		27	日常生活の自立／自律に向けた回復過程を支援する
	K.慢性的な変 化にある対象 への看護	28	慢性的経過をたどる人の病態や、治療とその影響について説明する
		29	対象者及び家族が健康課題に向き合う過程を支援する
		30	健康課題を持ちながらもその人らしく過ごせるよう、生活の質(QOL)の維持・向上に向けて支援する
		31	急性増悪の予防・早期発見・早期対応に向けて継続的に観察する
	L.終末期にあ る対象への看 護	32	終末期にある対象者の治療と苦痛を理解し、緩和に向けて支援する
		33	終末期にある対象者の意思を尊重し、その人らしく過ごせるよう支援する
		34	終末期にある対象者及び家族を多様な場においてチームで支援することの重要性を理解する
Ⅳ群 ケア環境と チーム体制 を理解し活 用する能力	M.看護専門職 の役割と責務	35	看護職の業務を法令に基づいて理解するとともに、その役割と機能を説明する
		36	看護チーム内における看護師の役割と責任を理解する
	N.安全なケア 環境の確保	37	リスク・マネジメントを含む医療安全の基本的な考え方と看護師の役割について説明する
		38	感染防止策の目的と根拠を理解し、適切な方法で実施する
		39	関係法規及び各種ガイドラインに従って行動する
	O.保健・医療・ 福祉チームに おける多職種 との協働	40	保健・医療・福祉チームにおける看護師及び他職種の機能・役割を理解する
		41	対象者をとりまく保健・医療・福祉関係者間の協働の必要性について理解する
		42	対象者を含むチームメンバーと連携・共有・再検討しながら看護を実践する
	P.地域包括ケ アシステムに おける看護の 役割	43	地域包括ケアシステムの観点から多様な場における看護の機能と役割について理解する
		44	日本における保健・医療・福祉の動向と課題を理解する
		45	諸外国における保健・医療・福祉の動向と課題を理解する
Ⅴ群 専門職者と して研鑽し	Q.継続的な学 習	46	看護実践における自らの課題に取り組み、継続的に専門職としての能力の維持・向上に努める必要性和方法を理解する
		47	看護の質の向上に努める必要性を理解する

続ける基本能力	R.看護の質の改善に向けた活動	48	看護実践に新たな技術やエビデンスに基づいた知見を活用し、批判的吟味をすることの重要性を理解する
---------	-----------------	----	---

別表 13-2 看護師教育の技術項目と卒業時の到達度

■卒業時の到達レベル

＜演習＞

I：モデル人形もしくは学生間で単独で実施できる

II：モデル人形もしくは学生間で指導の下で実施できる

＜実習＞

I：単独で実施できる

II：指導の下で実施できる

III：実施が困難な場合は見学する

項目	技術の種類		卒業時の到達度	
			演習	実習
1.環境調整技術	1	快適な療養環境の整備	I	I
	2	臥床患者のリネン交換	I	II
2.食事の援助技術	3	食事介助(嚥下障害のある患者を除く)	I	I
	4	食事指導	II	II
	5	経管栄養法による流動食の注入	I	II
	6	経鼻胃チューブの挿入	I	III
3.排泄援助技術	7	排泄援助(床上、ポータブルトイレ、オムツ等)	I	II
	8	膀胱留置カテーテルの管理	I	III
	9	導尿又は膀胱留置カテーテルの挿入	II	III
	10	浣腸	I	III
	11	摘便	I	III
	12	ストーマ管理	II	III
4.活動・休息援助技術	13	車椅子での移送	I	I
	14	歩行・移動介助	I	I
	15	移乗介助	I	II
	16	体位変換・保持	I	I
	17	自動・他動運動の援助	I	II
	18	ストレッチャー移送	I	II
5.清潔・衣生活援助技術	19	足浴・手浴	I	I
	20	整容	I	I
	21	点滴・ドレーン等を留置していない患者の寝衣交換	I	I
	22	入浴・シャワー浴の介助	I	II
	23	陰部の保清	I	II
	24	清拭	I	II

	25	洗髪	I	II
	26	口腔ケア	I	II
	27	点滴・ドレーン等を留置している患者の寝衣交換	I	II
	28	新生児の沐浴・清拭	I	III
6.呼吸・循環を整える技術	29	体温調節の援助	I	I
	30	酸素吸入療法の実施	I	II
	31	ネブライザーを用いた気道内加湿	I	II
	32	口腔内・鼻腔内吸引	II	III
	33	気管内吸引	II	III
	34	体位ドレナージ	I	III
7.創傷管理技術	35	褥瘡予防ケア	II	II
	36	創傷処置(創洗浄、創保護、包帯法)	II	II
	37	ドレーン類の挿入部の処置	II	III
8.与薬の技術	38	経口薬(バツカル錠、内服薬、舌下錠)の投与	II	II
	39	経皮・外用薬の投与	I	II
	40	坐薬の投与	II	II
	41	皮下注射	II	III
	42	筋肉内注射	II	III
	43	静脈路確保・点滴静脈内注射	II	III
	44	点滴静脈内注射の管理	II	II
	45	薬剤等の管理(毒薬、劇薬、麻薬、血液製剤、抗悪性腫瘍薬を含む)	II	III
	46	輸血の管理	II	III
9.救命救急処置技術	47	緊急時の応援要請	I	I
	48	一次救命処置(Basic Life Support:BLS)	I	I
	49	止血法の実施	I	III
10.症状・生体機能管理技術	50	バイタルサインの測定	I	I
	51	身体計測	I	I
	52	フィジカルアセスメント	I	II
	53	検体(尿、血液等)の取扱い	I	II
	54	簡易血糖測定	II	II
	55	静脈血採血	II	III
	56	検査の介助	I	II

11.感染予防技術	57	スタンダード・プリコーション(標準予防策)に基づく手洗い	I	I
	58	必要な防護用具(手袋、ゴーグル、ガウン等)の選択・着脱	I	I
	59	使用した器具の感染防止の取扱い	I	II
	60	感染性廃棄物の取扱い	I	II
	61	無菌操作	I	II
	62	針刺し事故の防止・事故後の対応	I	II
12.安全管理の技術	63	インシデント・アクシデント発生時の速やかな報告	I	I
	64	患者の誤認防止策の実施	I	I
	65	安全な療養環境の整備(転倒・転落・外傷予防)	I	II
	66	放射線の被ばく防止策の実施	I	I
	67	人体へのリスクの大きい薬剤のばく露予防策の実施	II	III
	68	医療機器(輸液ポンプ、シリンジポンプ、心電図モニター、酸素ボンベ、人工呼吸器等)の操作・管理	II	III
13.安楽確保の技術	69	安楽な体位の調整	I	II
	70	安楽の促進・苦痛の緩和のためのケア	I	II
	71	精神的安寧を保つためのケア	I	II

別表 14 准看護師に求められる実践能力と卒業時の到達目標

※法令に基づき、医師、歯科医師又は看護師の指示を受けて療養上の世話及び診療の補助を行う
※実践については、看護職員や教員の指導の下で行う

准看護師の実践能力	構成要素	卒業時の到達目標	
Ⅰ群 ヒューマンケアの基本的な能力	A.対象者の理解	1	対象者の状態を理解するのに必要な基礎的な人体の構造と機能について理解する
		2	胎生期から死までの生涯各期の成長・発達・加齢の特徴に関する基礎的な知識をもとに対象者を理解する
		3	対象者を身体的・心理的・社会的・文化的側面から理解する
	B.実施する看護についての説明責任	4	実施する看護の目的・方法について対象者の理解度を確認しながら説明する
	C.倫理的な看護実践	5	看護職としての倫理観を持ち、法令を遵守して行動する
		6	対象者の尊厳を守る意義を理解し、価値観、生活習慣、慣習、信条等を尊重した行動をとる
		7	対象者の情報の取扱いの方法を理解し、適切な行動をとる
		8	対象者の選択権及び自己決定を尊重し、対象者及び家族の意思決定を支援する
	D.援助的関係の形成	9	対人技法を用いて、信頼関係の形成に必要なコミュニケーションをとる
Ⅱ群 看護師の立案した看護計画を基に看護を実践する能力	E.情報収集	10	対象者を理解するために必要な情報を収集する
	F.計画	11	立案された看護計画について理解する
	G.実施	12	計画された看護を対象者の反応を捉えながら実施する
		13	対象者の安全・安楽・自立／自律に留意しながら、計画された看護を実施する
		14	看護援助技術を対象者の状態に合わせて実施する
		15	対象者の状態が変化し、指示の範囲外である場合には、医師、歯科医師又は看護師に指示を求める
		16	実施した看護と対象者の反応を報告し、記録する
	H.評価	17	実施した看護の結果について、評価された内容や修正された計画を理解する
Ⅲ群 健康の保持・増進、疾病の予防、健康の回復、苦痛の緩和に関わる実践能力	I.健康の保持・増進、疾病の予防	18	生涯各期における健康の保持増進や疾病予防における看護の基本的な役割を理解する
		19	環境が健康に及ぼす影響と予防策について理解する
	J.健康の回復、苦痛の緩和	20	対象者の健康状態や、実施される治療とその影響について理解する
		21	対象者の状態の変化について迅速に報告する

		22	合併症予防のために必要な看護を理解する
		23	立案された看護計画に基づき、心身の苦痛の緩和及び日常生活の自立／自律に向けた療養生活を支援する
	K. 終末期にある対象への看護	24	終末期にある対象者の治療と苦痛、その人らしく過ごせる支援方法を理解する
		25	終末期にある対象者及び家族を多様な場においてチームで支援することの重要性を理解する
		26	基本的な救命救急処置の方法を理解し、模擬的に実践する
IV群 ケア環境とチーム体制を理解し活用する能力	L. 看護専門職の役割	27	准看護師の業務を法令に基づいて理解するとともに、その役割と機能を説明する
	M. 安全なケア環境の確保	28	リスク・マネジメントを含む医療安全の基本的な考え方を理解する
		29	治療薬の安全な管理について理解する
		30	感染防止の手順を遵守する
	N. 保健・医療・福祉チームにおける多職種の協働	31	保健・医療・福祉チームにおける看護師・准看護師及び他職種の機能・役割を理解する
		32	対象者をとりまく保健・医療・福祉関係者間の協働の必要性について理解する
		33	対象者をとりまくチームメンバー間で報告・連絡・相談等を行う
V群 専門職者として研鑽し続ける基本能力	O. 地域包括ケアシステムにおける看護の役割	34	地域包括ケアシステムの観点から、多様な場における看護の基本的な機能と役割について理解する
	P. 継続的な学習	35	看護実践における自らの課題に取り組み、継続的に自らの能力の維持・向上に努める